みんなのふくし丸亀プラン

丸亀市第3次地域福祉計画・地域福祉活動計画

令和3年3月

丸亀市・社会福祉法人丸亀市社会福祉協議会

ごあいさつ

本市では、平成28年3月策定の「丸亀市第2次地域福祉計画・地域福祉活動計画」により、地域の皆様が住み慣れた地域で、いつまでも笑顔で元気に、そして安心して暮らすことのできる福祉のまちづくりに取り組んでまいりました。

しかしながら、本市におきましても少子高齢化の一層の進行や、景気・雇用の低迷、家族や地域におけるつながりの希薄化など、社会情勢は大きく変化し、さらには子どもや高齢者への虐待、ひきこもり、生活困窮者の増加、災害時の要支援者の避難支援など、地域の福祉課題は複雑・多様化しています。

こうした課題に対応するためには、行政の取組や、個人・家族の取組だけでなく、地域住民と多様な活動主体がつながり、地域課題を共有し、解決策を検討していくことのできる地域福祉の機能を一層高めていく必要があります。

そこで、本市における地域福祉を推進する指針として、「第3次地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定しました。前計画に掲げた基本理念「みんながつながり、みんなで支え合い、誰もが安全に安心してくらせるまち　丸亀」を継承し、さらには、本市を取り巻く地域の変化や現状を踏まえ、障がい者、高齢者、子どもなどの制度や分野の枠を超え、複合的な生活課題に対し包括的に取り組む「地域共生社会」を目指してまいります。

なお、今計画も、住民生活と密接に関連する福祉課題に的確に対応するため、丸亀市社会福祉協議会が所管する「地域福祉活動計画」と併せて策定し、一体的な推進を図ってまいります。ぜひ、計画の趣旨、理念をご理解のうえ、計画の推進にご協力をいただきますようお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり多大なご尽力をいただいた丸亀市福祉推進委員会の委員の皆様をはじめ、アンケート調査、住民座談会、並びにパブリックコメント等を通じて貴重なご意見・ご提案をいただきました多くの市民の皆様や関係団体の皆様に、心からお礼申し上げます。

令和3年3月

丸亀市長　梶　正治

ごあいさつ

丸亀市社会福祉協議会では、「丸亀市第２次地域福祉計画・地域福祉活動計画」において、住民主体の地域におけるつながりや支え合い活動の充実に重点を置いて取り組んできました。

丸亀市においても超高齢社会の進展や地域の繋がりの希薄化など、様々な社会構造の変化に伴い、住民が抱える生活課題はますます複雑化・多様化しています。また、新型コロナウイルス禍によるつながりの分断は、地域の居場所や高齢者の見守り体制の構築など、先人が築き上げ機能してきたと思われていた社会福祉システムの脆弱性を浮き彫りにすることとなりました。

こうした中、第３次計画では、これまでの基本的な方向性を踏まえ「みんながつながり、みんなで支え合い、誰もが安全に安心して暮らせるまち　丸亀」を実現していくため、あらためて一人ひとりに寄り添いながら支援するとともに、地域の特性を捉えた「我が事・丸ごと」の地域づくりを推進していきます。

そのためには、地域住民の皆様とともに支え合いの地域づくりに取り組むとともに、丸亀市をはじめとした関係機関・関係団体との協働による、一人ひとりに寄り添った断らない相談支援体制づくりを進めます。また、「丸亀市社会福祉協議会第一次強化発展計画」において、中長期的視点に立ったビジョンの元、組織内部の連携を強化し、社協の総合力を発揮した取組を進めるとともに、地域の課題解決を通じた企業・団体等との「新しい協働」をさらに進め、支援の仕組みづくりに取り組んでいきます。

最後に、本計画の策定にあたり、まるがめＣａｆé（住民座談会）やご意見カードで意見をいただいた住民の皆様、高校生アンケートにご協力いただいた学生の皆様及び学校関係者の皆様など多くの市民、団体の皆様に心よりお礼申し上げます。また、計画に基づく取組の推進につきましても、引き続きお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

令和３年３月

社会福祉法人丸亀市社会福祉協議会会長　　徳田 善紀

目次

第 1 章　計 画 の 概 要 1
1．計画策定の背景と趣旨 1
2．地域福祉をめぐる国の動向 4
3．計画の位置づけ 7
4．他計画との関係 9
5．計画の期間 10
6．計画の策定方法 11

第 2 章　丸 亀 市 を と り ま く 状 況 12
1．既存データからみる現状 12
2．丸亀市におけるこれまでの取組 32
3．第３次計画に向けての主な課題 39

第 3 章　計 画 の 基 本 的 な 考 え 方 45
1．基本理念 45
2．地域福祉を推進していくための重点的視点 45
3．地域福祉の推進とＳＤＧｓ 46
4．基本目標 47
5．地域福祉圏域の考え方 48
6．計画の体系 49

第 4 章　取 組 の 推 進 50
基本目標１．みんなで支え合う「しくみづくり」 50
基本目標２．地域福祉を支える「ひとづくり」 67
基本目標３．地域で安全に安心して暮らせる「まちづくり」 77

第 5 章　計 画 の 推 進 に 向 け て 86
1．計画の推進体制 86
2．計画の周知 86
3．計画の進行管理 86
4．計画の評価指標 87

資料編 88
1．計画の策定経過 88
2．丸亀市福祉推進委員会委員名簿 90
3．丸亀市の地域福祉に関する市民アンケート調査結果概要 91
4．丸亀市の地域福祉に関する高校生アンケート調査結果概要 99
5．丸亀市の地域福祉に関する関係団体アンケート調査結果概要 101
6．用語説明 109

本文中の※印のついた用語については、巻末の資料編に用語説明がありますので、ご参照ください。

第 1 章　計 画 の 概 要

1．計画策定の背景と趣旨

近年、少子高齢化や核家族化、価値観やライフスタイルの多様化等により、地域住民同士の関係性が希薄となり、これまで地域社会が果たしてきた助け合いや支え合い等の機能の低下が危惧されています。このような中、子育て世代、高齢者※、障がい者・児に対する支援だけでは対応しきれない、制度の狭間の問題の顕在化、生活課題の多様化・複雑化（ひとり親家庭を含む生活困窮者※の問題、社会的孤立、老老介護、ひきこもり※、8050 問題※、ダブルケア※、虐待等）がみられ、新たなニーズへの対応や課題解決へ向けた取組が求められています。

国では、平成 28 年6月の「ニッポン一億総活躍プラン」において、高齢者、障がいのある人、子どもなど、すべての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現を目指す方針を提示しました。また、同年 7 月に「『我が事・丸ごと』地域共生社会実現本部」を設置し、地域住民が「我が事」として主体的に地域づくりに取り組む仕組みを創っていくことや、地域づくりのための支援と地域での課題を公的な福祉サービスへつなげるための包括的な（「丸ごと」）支援体制の整備を進める方向性が示されています。

その後、平成 29 年6月に「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」により社会福祉法が一部改正され、地域福祉計画の策定が努力義務となりました。令和2年6月には、「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が公布されました。改正された社会福祉法では、地域福祉の推進にあたり、地域住民が相互に尊重し合いながら参加し、地域共生社会の実現を目指す必要があることが明記されました。また、生活課題を抱える地域住民を支援する体制や、地域住民が地域福祉を推進するために必要な環境を一体的かつ重層的に支援することができるよう、福祉分野に関連する法律に基づき事業を一体的に実施する、重層的支援体制整備事業の創設等が新たに規定されました。

丸亀市（以下、「本市」という。）、社会福祉法人丸亀市社会福祉協議会では、平成 28 年に「みんなのふくし丸亀プラン（丸亀市第2次地域福祉計画・地域福祉活動計画）」（以下、「第2次計画」という。）を策定し、「みんながつながり、みんなで支え合い、誰もが安全に安心して暮らせるまち 丸亀」を基本理念に掲げ、地域福祉を推進してきました。

このたび、第2次計画の計画期間満了を迎えたことから、令和3年度からの5年間の本市の地域福祉推進の方向性を示す「みんなのふくし丸亀プラン（丸亀市第3次地域福祉計画・地域福祉活動計画）」（以下、「本計画」という。）を策定します。本計画は、国の動向やこれまでの地域福祉関連施策の進捗状況に加え、各種調査結果等を踏まえるとともに、変化する社会経済情勢等に対応したものとします。

地域福祉ってなあに？

障がいのある人

一人暮らしの高齢者

子育てに悩んでいる人

「地域福祉」とは、

『地域で暮らすみんな』が安心して、幸せに生活できるように、この『地域の中の困りごと』について、みんなでどうしたらいいかを考え、解決するために助け合っていくことをいいます。

ふだんの くらしの しあわせ

「地域福祉」は、けっして難しいものではありませんが、
『地域で暮らすみんな』の協力なくしては進めることができません。

丸亀市では、みなさんの住む地域を、丸亀市を、誰もが安心して暮らせるよりよいまちにするために、『みんな』がどう協力していくかを決める
“みんなのふくし丸亀プラン（丸亀市第３次地域福祉計画・地域福祉活動計画）”
をつくりました。

お祭りなどに参加

地域の清掃活動

『地域で暮らすみんな』のうちの一人として、
どんなことができると思いますか？書いてみましょう。

自助・互助・共助・公助の考え方

生活課題が多様化・複雑化する中で、行政施策だけでは十分な対応ができません。本計画は、住民一人ひとりの努力（自助）、住民同士の支え合い（互助）、社会保障などの相互扶助（共助）、公的機関による支援（公助）の役割分担と相互の連携によって取り組んでいきます。

自 助

- 自分や家族で主体的に解決を図ります。
- 自分の努力のみで解決できない課題等について、自らの判断で隣近所や友人に相談したり、行政や専門機関に支援を求めます。
- 介護保険などの保険が適用されない民間のサービスを、お金を払って利用することも自助です。

連 携

互 助

- 近隣の住民同士や地域で活動する組織・団体等による自主的な支え合い・助け合いで、課題の解決を図ります。
  - ・隣近所、友人等による助け合い
  - ・自治会・コミュニティの活動
  - ・ボランティア活動
  - ・当事者団体の取組など
- 地域福祉においては中心的な取組になります。

共 助

- 介護サービスや医療、年金などのように、保険料等を納付することにより、必要になった場合に対価としてサービスや年金の支給を受けます。
- 国民全体で支え合う、制度化された相互扶助。

組み合わせ

公 助

- 行政や公的機関が提供するサービスや支援。自助・互助・共助で解決できない大きな生活課題に対応して、地域福祉を推進するための社会全体の基盤づくりを行います。
  - ・行政による施策
  - ・行政による福祉事業
  - ・生活保護　　など

２．地域福祉をめぐる国の動向

〈１〉最近の動向

「地域共生社会」の実現に向けた最近の国の動向は以下の通りです。

平成 27 年9月	**「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」の公表** 厚生労働省は、多様化・複雑化した地域課題に対応するため、4つの改革の方向性を示しました。 ①包括的な相談支援システムの構築 ②地域の実情を踏まえた支援の総合的な提供 ③サービスを効果的・効率的に提供するための生産性向上 ④新しい地域包括支援体制を担う人材の育成・確保
平成 28 年5月	**成年後見制度の利用の促進に関する法律施行** 成年後見制度の利用の促進について、基本理念、国の責務、基本方針等について定め、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することが示されました。
平成 28 年6月	**「地域共生社会」の実現を提唱** 閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」において、すべての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現が提唱されました。
平成 28 年7月	**「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部を設置** 「地域共生社会」の実現に向けた具体策の検討が開始されました。
平成 28 年 10 月	**「地域力強化検討会」を設置** 地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制のあり方についての検討が開始されました。
平成 28 年 12 月	**再犯の防止等の推進に関する法律施行** 再犯の防止等に関する施策を実施等する責務が地方公共団体にもあることが明記され、都道府県及び市町村に対して、地方再犯防止推進計画を策定する努力義務が課されました。
平成 29 年6月	**地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律公布** 社会福祉法の一部改正が行われました。
平成 29 年9月	**地域力強化検討会「最終とりまとめ」を公表** 地域共生社会の実現に向けて目指す方向性が示されました。
平成 30 年4月	**改正社会福祉法施行**
令和元年5月	**「地域共生社会推進検討会」を設置** 次期社会福祉法改正に向けた市町村における包括的な支援体制の整備のあり方や、社会保障・生活支援において今後強化すべき機能についての検討が開始されました。
令和元年 12 月	**地域共生社会推進検討会「最終とりまとめ」を公表** 地域共生社会の実現に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する方向性が示されました。
令和2年6月	**地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律の公布** 地域共生社会の実現を図るため、地域生活課題の解決に資する支援を包括的に行う市町村の事業に対する支援や、地域の特性に応じた介護サービス提供体制の整備等の推進、介護人材確保及び業務効率化の取組の強化等の推進のための社会福祉法等の改正が行われました。

【地域共生社会推進検討会「最終とりまとめ」の概要】

Ⅰ　地域共生社会の理念

〇地域共生社会の理念とは、制度・分野の枠や、「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる、包摂的なコミュニティ、地域や社会を創るという考え方。

Ⅱ　福祉政策の新たなアプローチ

〇一人ひとりの生が尊重され、複雑かつ多様な問題を抱えながらも、社会との多様な関わりを基礎として自律的な生を継続していくことを支援する機能の強化が求められている。

〇専門職による対人支援は、「具体的な課題解決を目指すアプローチ」と「つながり続けることを目指すアプローチ（伴走型支援）」の2つのアプローチを支援の両輪として組み合わせていくことが必要。

〇専門職による伴走型支援と地域住民同士の支え合いや緩やかな見守りといった双方の視点を重視する必要があり、それによりセーフティネットが強化され、重層的なものとなっていく。

Ⅲ　市町村における包括的な支援体制の整備のあり方

〇市町村における包括的な支援体制の構築を推進するため、「断らない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に行う事業が必要。

〇市町村は地域のニーズや人材、地域資源の状況等を把握した上で、地域住民や関係機関等と議論をし、域内における包括的な支援体制の整備について考え方等をまとめ、共通認識を持ちながら取組を進めることが必要。

Ⅳ　市町村における包括的な支援体制の整備促進のための基盤

〇包括的支援に携わる専門職等の支援の質を担保するため、人材の組織的な育成と確保、職員全体に対する研修等を行うことが必要。

〇地域福祉計画の策定過程を通じて、市町村が、住民や関係者・関係機関との意見交換等を重ね、包括的な支援の考え方や新たな事業に関する共通認識を醸成することが重要。

〇多職種による連携や多機関の協働※が重要な基盤となるため、情報共有や協議を行う場（会議体）の機能が重要。

〈2〉社会福祉法の改正の概要

平成 30 年に施行された改正社会福祉法は、「『我が事・丸ごと』地域共生社会実現本部」や「地域力強化検討会」での検討を経て、平成 29 年5月に国会で可決・成立したもので、地域福祉計画の策定を市町村の努力義務としたように、共生社会の実現に向けた地域福祉の取組について、様々な条文の改正・新設が行われたものです。

改正の概要は以下の通りです。

ア　地域福祉の推進（第4条第1項）改正

「地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会」は、「与えられる」⇒「確保される」よう努めなければならない。

イ　地域福祉の理念（第4条第2項）新設

地域住民等は本人及びその世帯に着目し、幅広く生活を捉え、包括的に地域生活課題を把握し、支援関係機関と連携して解決を図るよう特に留意する。

ウ　福祉サービス提供の原則（第5条）改正

社会福祉を目的とする事業を経営する者が福祉サービスを提供するにあたっては、地域福祉推進に係る取組を行う地域住民等との連携を図るべきである旨追加。

エ　地域福祉推進に関する国・地方公共団体の責務（第6条第2項）新設

国・地方公共団体は、地域住民等が地域生活課題を把握し、支援関係機関との連携等によりその解決を図る施策その他地域福祉の推進のために必要な措置を講ずることを努力義務化。

オ　相談支援を担う事業者の責務（第 106 条の2）新設

相談支援を担う事業者は、必要に応じて適切な支援関係機関につなぐことを努力義務化。

カ　包括的な支援体制の整備（第 106 条の3）新設

以下の事業の実施等により、市町村の包括的な支援体制の整備の推進を努力義務化。

（第1号関係）

・地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援

・地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備

・地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備

（第2号関係）

・地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び、助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備

（第3号関係）

・多機関の協働※による包括的な相談支援体制の構築

キ　市町村地域福祉計画（第 107 条）改正

以下の内容を定めるよう規定するとともに、計画の策定を努力義務化。

・福祉の各分野における共通的な事項（「上位計画」として位置づけ）

・包括的な支援体制の整備に係る事業に関する事項

３．計画の位置づけ

〈１〉計画の法的な位置づけ

「地域福祉計画」は、社会福祉法第4条に規定する「地域福祉の推進」を図るため、同法第107条の規定に基づき、地方公共団体が行政計画として策定する計画です。

また、「地域福祉活動計画」は、社会福祉法第109条において地域福祉の推進を目的とする団体と規定されている社会福祉協議会が、地域や関係団体とともに地域福祉を実践するための具体的な内容を定めた計画です。

本計画は、この「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」を一体的に策定したものです。

社会福祉法（抜粋）

（地域福祉の推進）

第4条　地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

（市町村地域福祉計画）

第107条　市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

一　地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

二　地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

三　地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

四　地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

五　前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

（市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会）

第109条　市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

一　社会福祉を目的とする事業の企画及び実施

二　社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助

三　社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成

四　前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

〈2〉地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係

地域福祉計画は、「地域の助け合いによる地域福祉」を推進するため、一人ひとりの尊厳を重んじ、人と人とのつながりを基本とし「顔の見える関係づくり」「共に生きる社会づくり」を目指すための「理念」と「しくみ」をつくる計画です。また、丸亀市総合計画を上位計画とし各種関連計画との連携や調整を横断的に図りながら、地域福祉の総合的な推進を図っていくものです。

地域福祉活動計画は、地域福祉の推進を目指して、社会福祉協議会が中心となり、地域住民や住民自治組織、民生委員・児童委員、ボランティア団体、NPOなどによる福祉活動の自主的・自発的な行動計画です。社会福祉協議会においては、「住民主体」という活動方針があり、民間組織としての開拓性や即応性、柔軟性を活かしながら、住民の自主的、自発的な福祉活動を推進し、その組織化を進めています。

地域福祉計画と地域福祉活動計画は、地域の生活課題や社会資源の状況などを共通認識し、共に「地域福祉の推進」という目標を掲げる中、それぞれの立場において、それぞれの役割を担い、相互に連携し、補完・補強し合いながら、地域福祉を進展させていきます。

【地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係】

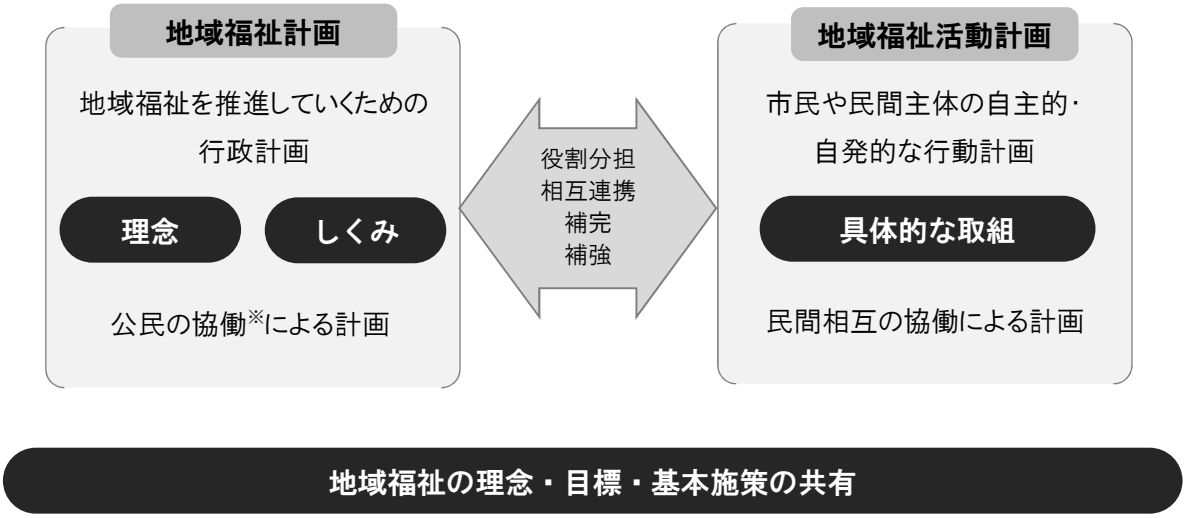

４．他計画との関係

丸亀市第3次地域福祉計画は、「丸亀市総合計画」を最上位計画とし、福祉の分野だけでなく、防災、教育、まちづくりなど、あらゆる分野において地域福祉に関する部分の連携をとり、これらの計画を包括し、各計画の施策を推進していくものとします。丸亀市第3次地域福祉計画では、個別計画の横断的な地域の取組、地域福祉推進のための共通理念や福祉ビジョンを明らかにします。

また、本計画の行動目標4「地域での自立を支えるしくみをつくろう」において、再犯防止のための取組として記載した内容を「丸亀市再犯防止推進計画」とし、再犯の防止等の推進に関する法律第8条に基づく、地方再犯防止推進計画として位置づけます。

【他計画との関係】

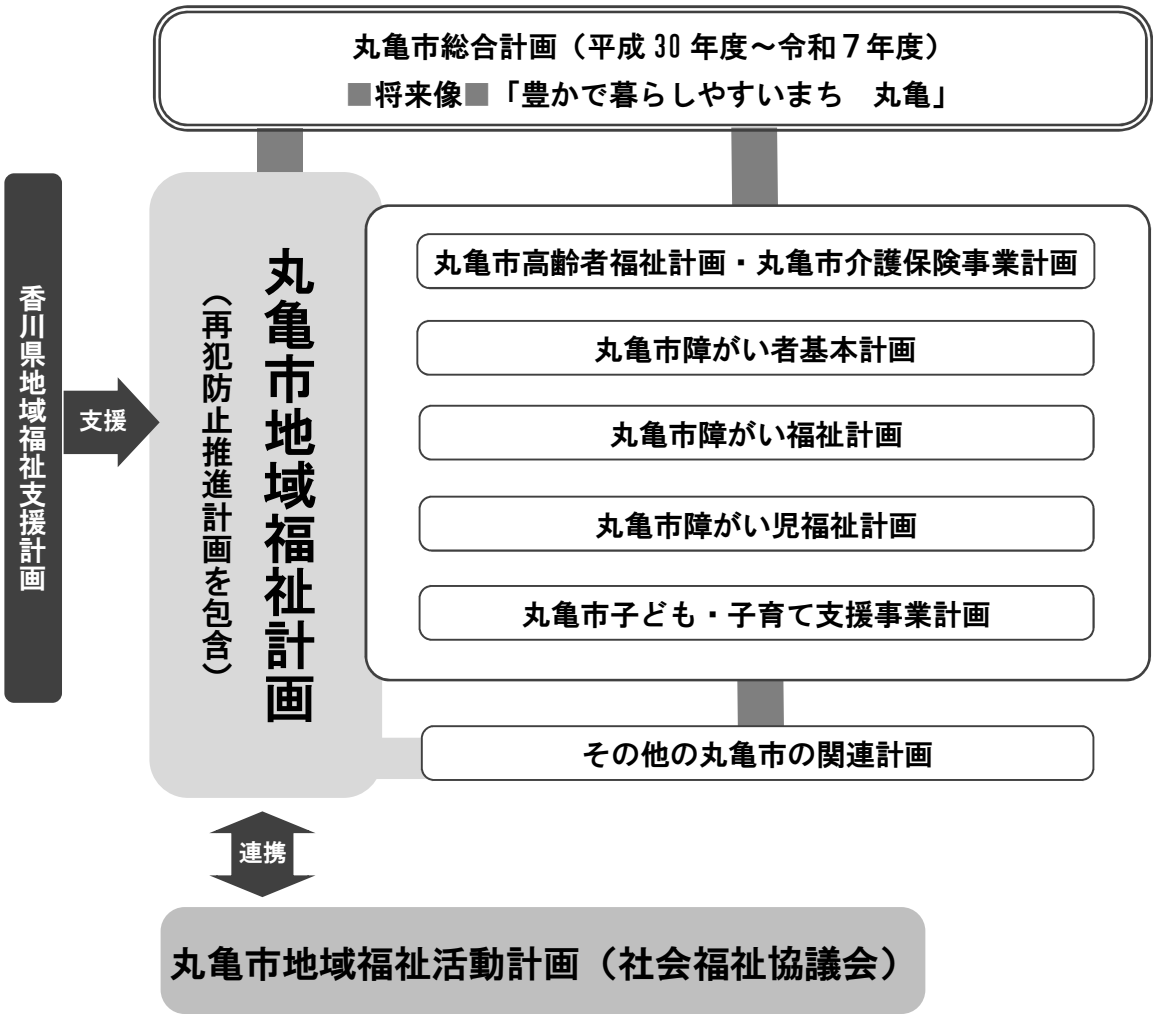

５．計画の期間

本計画の計画期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。なお、社会経済情勢や制度改正など、地域の状況が大きく変化した場合には、計画期間中においても見直しを行うこととします。

（年度）

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
総合計画	丸亀市総合計画						第二次丸亀市総合計画								
地域福祉計画・地域福祉活動計画	地域福祉計画				第２次地域福祉計画・地域福祉活動計画					第３次地域福祉計画・地域福祉活動計画					
	地域福祉活動計画														
高齢者福祉計画・介護保険事業計画	第６次高齢者福祉計画・第５期介護保険事業計画			第７次高齢者福祉計画・第６期介護保険事業計画			第８次高齢者福祉計画・第７期介護保険事業計画			第９次高齢者福祉計画・第８期介護保険事業計画			第10次高齢者福祉計画・第９期介護保険事業計画		
障がい者基本計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画	障がい者基本計画			第２次障がい者基本計画						第３次障がい者基本計画					
	第３期障がい福祉計画			第４期障がい福祉計画			第５期障がい福祉計画			第６期障がい福祉計画			第７期障がい福祉計画		
							第１期障がい児福祉計画			第２期障がい児福祉計画			第３期障がい児福祉計画		
子ども・子育て支援事業計画（次世代育成支援行動計画）	次世代育成支援行動計画「子育てハッピープランまるがめ」後期計画			子ども・子育て支援事業計画「丸亀市こども未来計画」					子ども・子育て支援事業計画「第２期丸亀市こども未来計画」						

６．計画の策定方法

基 礎 調 査

既存資料分析

・統計資料分析　　・既存計画等文献調査　　・社会資源調査　　等

アンケート調査

○調査内容

丸亀市在住の18歳以上の市民3,000人を対象に、地域福祉に関する意識について調査を行った。

関係団体アンケート調査

○調査内容

地域福祉分野で活動している団体 89 件、事業所 81 件を対象に、生活課題や福祉問題等について調査を行った。

まるがめ Café（住民座談会）

○調査内容

市内の 17 地区のうち、９地区では、地域の良いところやそれを広めるための取組等についてグループワーク※形式で話し合いを行い、残りの８地区はグループワークを開催できなかったため、カードを配布して意見募集を行った。

高校生アンケート調査

○調査内容

丸亀市内の高校に通う高校生 422 人を対象に、地域福祉に関する意識について調査を行った。

現状・課題の抽出

事務局

市福祉課及び市社会福祉協議会を中心に施策をどう推進していくのか協議・調整

計画素案の提案　　意見

丸亀市福祉推進委員会

・基礎調査や各会議の結果を含む計画内容について協議・承認を行う場とし、計画の承認機関とする。
・現状・課題を把握しながら、全市的な視点から本市の地域福祉の推進に向けた基本理念及び具体的な取組・活動等について協議する。

パブリックコメント※

・計画内容に関して住民から広く意見を得るため、市のホームページ上に計画素案を公開し意見を募集する。

丸亀市地域福祉計画・地域福祉活動計画

注：［　　］は、住民参画による策定プロセス

第 2 章　丸 亀 市 を と り ま く 状 況

1．既存データからみる現状

〈1〉人口・世帯の動向

1．人口の推移

本市の総人口についてみると、平成 28 年にわずかに増加したものの、平成 29 年以降減少傾向となり、令和元年では 109,338 人となっています。

年齢3区分別にみると、年少人口（0～14 歳）と生産年齢人口（15～64 歳）は減少し続けているのに対し、高齢者人口（65 歳以上）では増加し続け、令和元年では 31,241 人となっています。

【人口の推移】

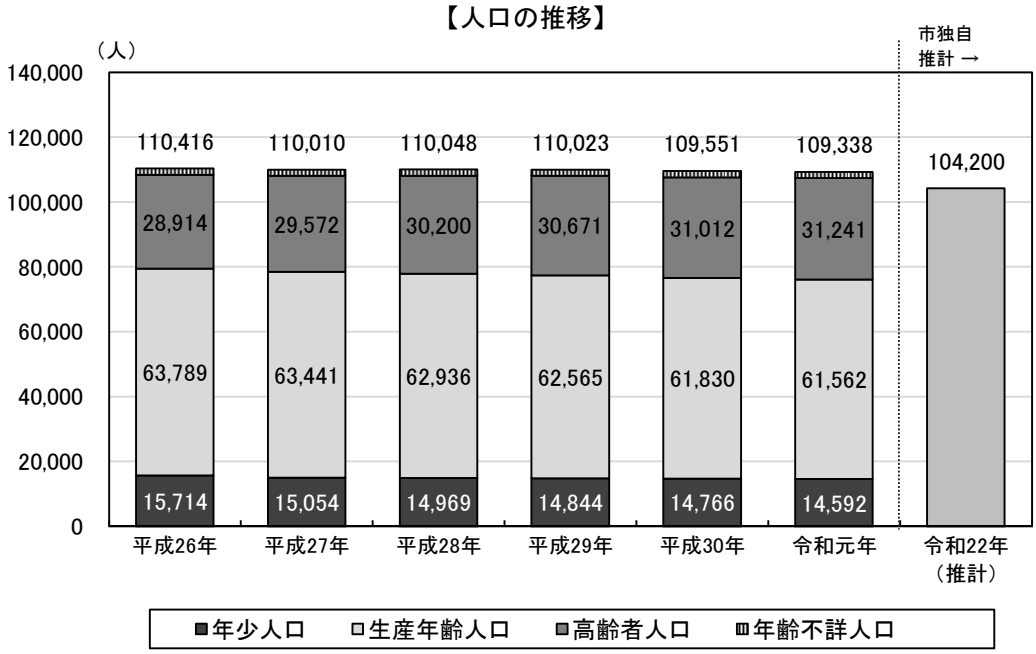

【資料】～令和元年：香川県統計情報データベース（各年 10 月 1 日）、令和 22 年：丸亀市人口ビジョン（令和 2 年改訂版）

2. 年齢3区分別人口構成比の推移

年齢3区分別人口構成比の推移をみると、年少人口比率と生産年齢人口比率は低下傾向にあり、高齢者人口比率は上昇傾向となっています。今後もこの傾向が続くことが見込まれています。

【年齢3区分別人口構成比の推移】

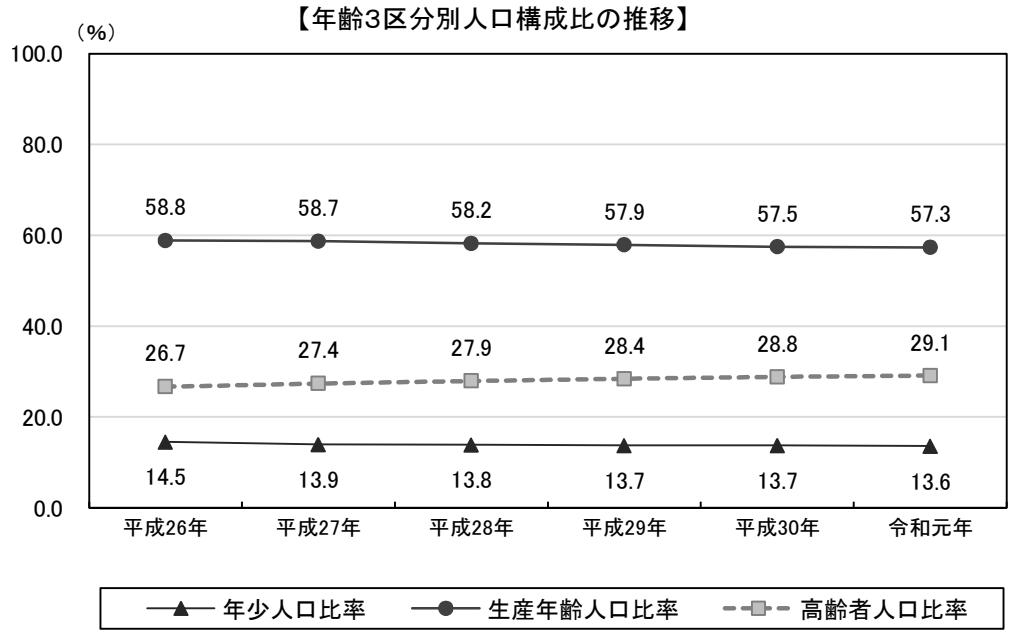

【資料】香川県統計情報データベース（各年 10 月1日）

3. 人口ピラミッド※

本市の人口ピラミッドをみると、男性では 45～49 歳、女性では 70～74 歳がもっとも多くなっています。

【人口ピラミッド】

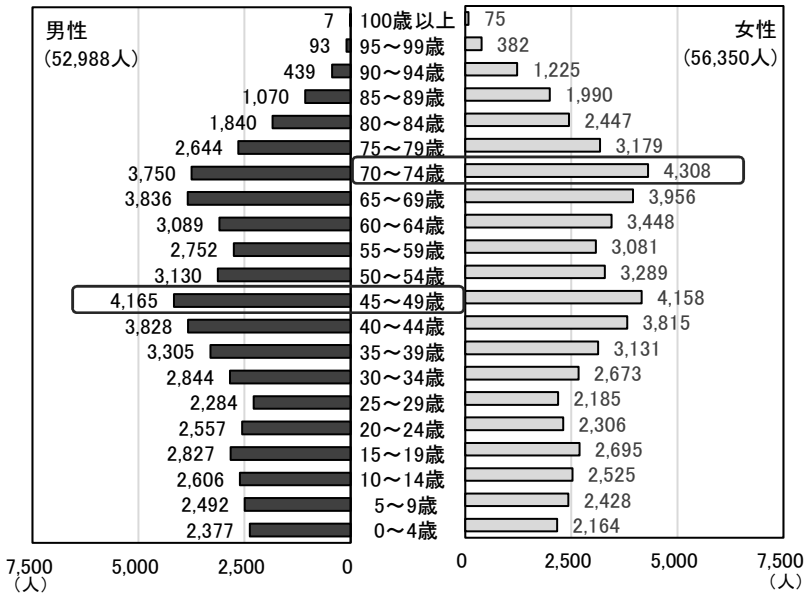

注：男女別の総人口には年齢不詳を含むため、年齢階級別の合計とは合致しません。

【資料】香川県人口移動調査報告（令和元年 10 月 1 日）

4. 世帯数と1世帯当たりの人数の推移

世帯数の推移をみると、平成 28 年以降増加し続けていますが、1世帯当たりの人数は減少が続いており、世帯の少人数化が進んでいます。

【世帯数と1世帯当たりの人数の推移】

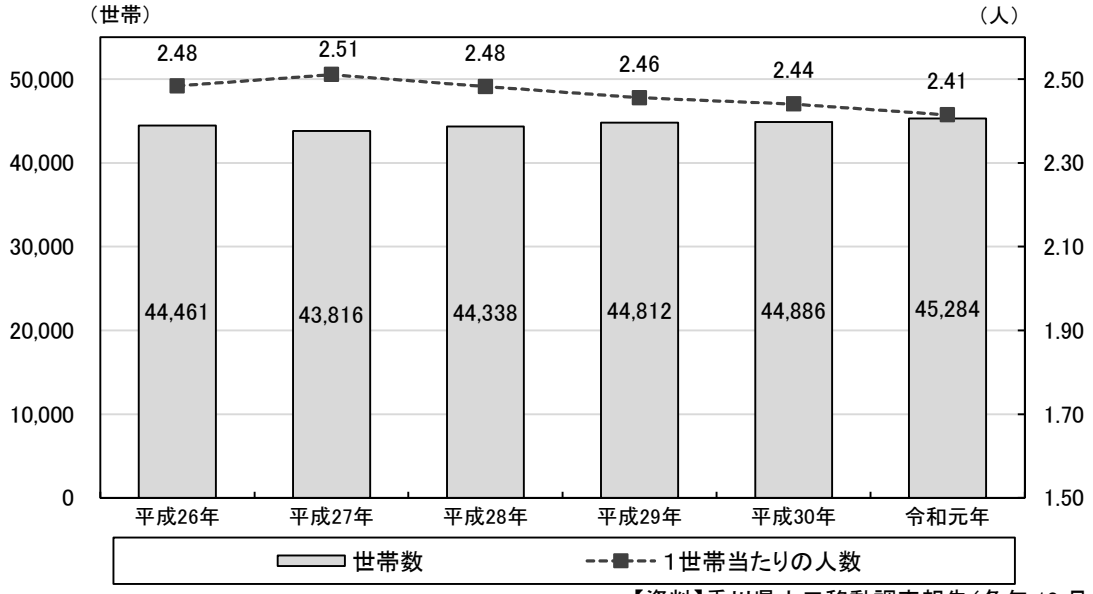

【資料】香川県人口移動調査報告（各年 10 月 1 日）

5. 自然動態人口（出生・死亡）の推移

自然動態の推移をみると、死亡数が出生数を上回る自然減が続いており、令和元年では 396 人の自然減となっています。

【自然動態人口の推移】

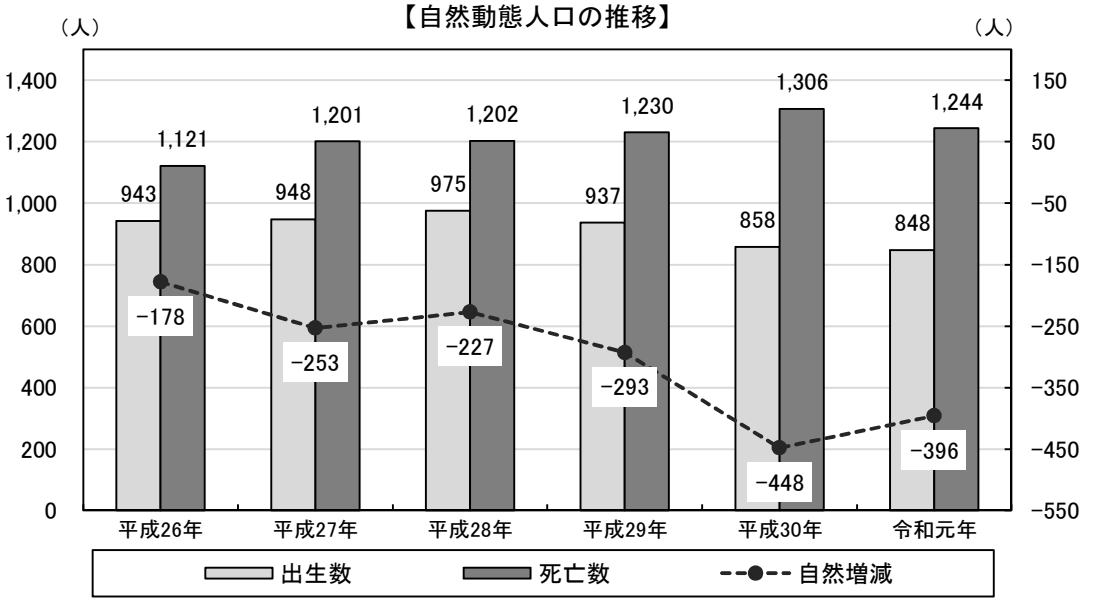

【資料】香川県人口移動調査報告

6. 合計特殊出生率※の推移

合計特殊出生率の推移をみると、平成 28･29 年では 1.7 以上と香川県及び全国を上回っていましたが、平成 30 年に低下し香川県と同じ 1.61 になっています。

【合計特殊出生率の推移】

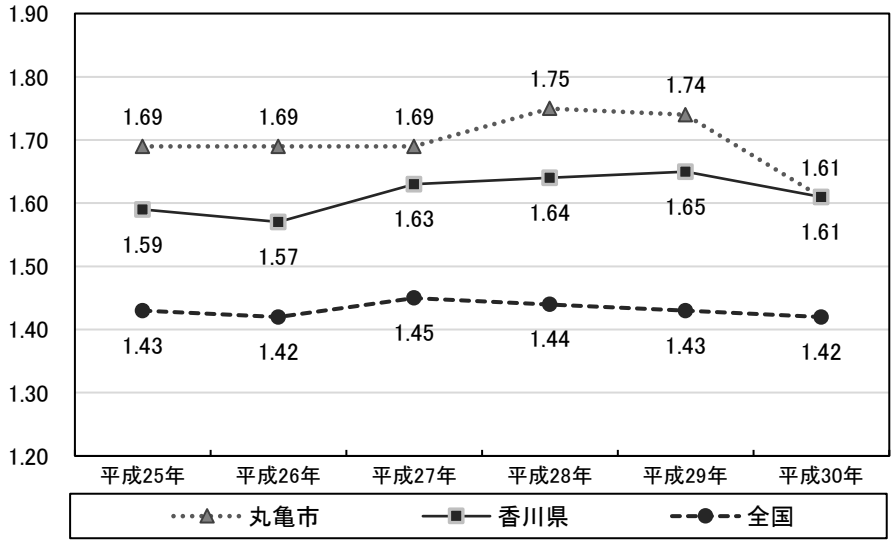

【資料】丸亀市人口ビジョン（令和 2 年改訂版）

7. 社会動態人口の推移

社会動態の推移をみると、平成 30 年を除いて転入数が転出数を上回る社会増が続いており、令和元年では 229 人の社会増となっています。

【社会動態人口の推移】

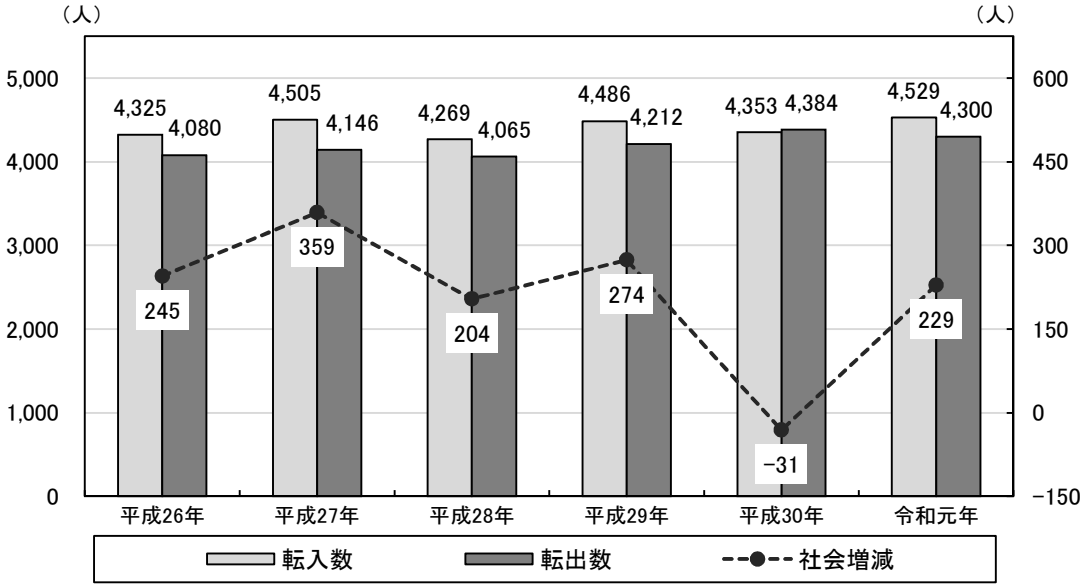

【資料】香川県人口移動調査報告

8. 外国人登録者数の推移

外国人登録者数の推移をみると、平成 30 年に一時的に減少しましたが、おおむね増加傾向となっています。平成 31 年(4月1日時点)の市総人口に占める割合は 1.88%となっています。

外国人登録者の国籍をみると、中国が 850 人で約 41%を占めています。

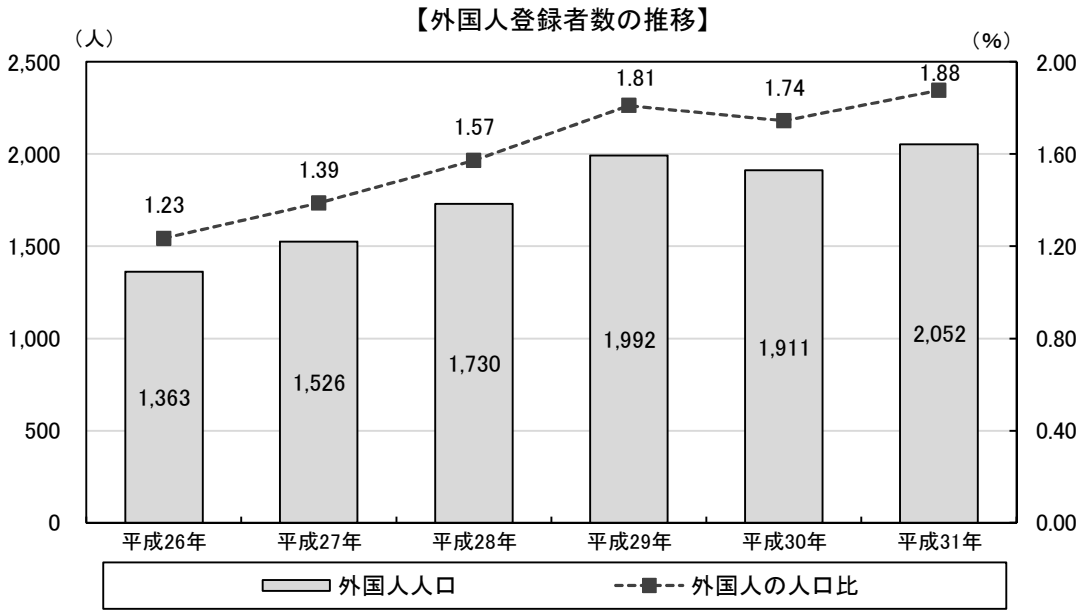

【資料】丸亀市統計書（各年4月1日）

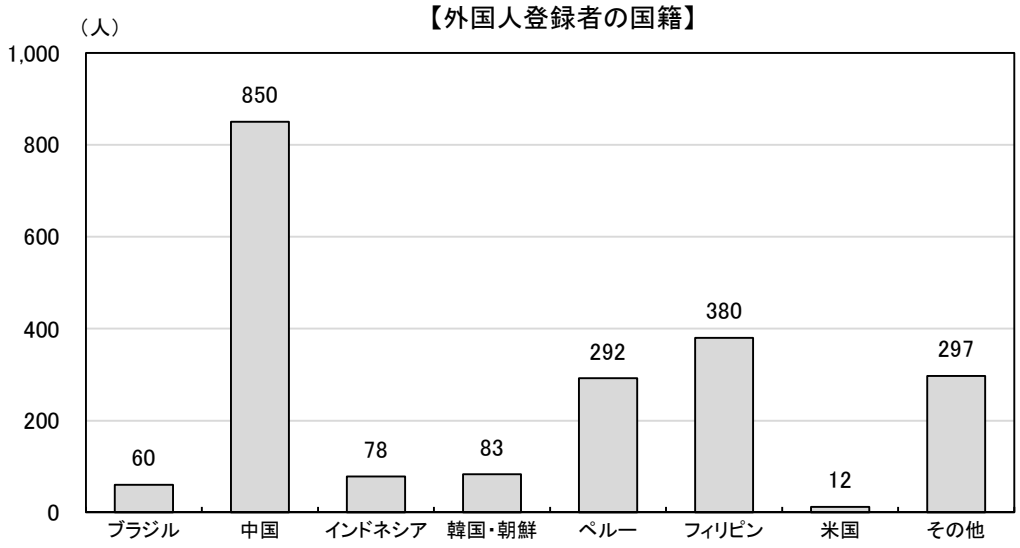

【資料】丸亀市統計書（平成 31 年4月1日）

〈2〉市民の状況

1. 高齢者※のいる世帯の状況

65 歳以上の高齢者のいる世帯の推移をみると、年々増加し平成 27 年には 18,527 世帯となっています。また、高齢者一人暮らし世帯や高齢者夫婦のみ世帯も一貫して増加しており、平成 27 年には、高齢者がいる世帯のうち、一人暮らし世帯及び夫婦のみ世帯が約6割を占めています。

【高齢者のいる世帯の推移】

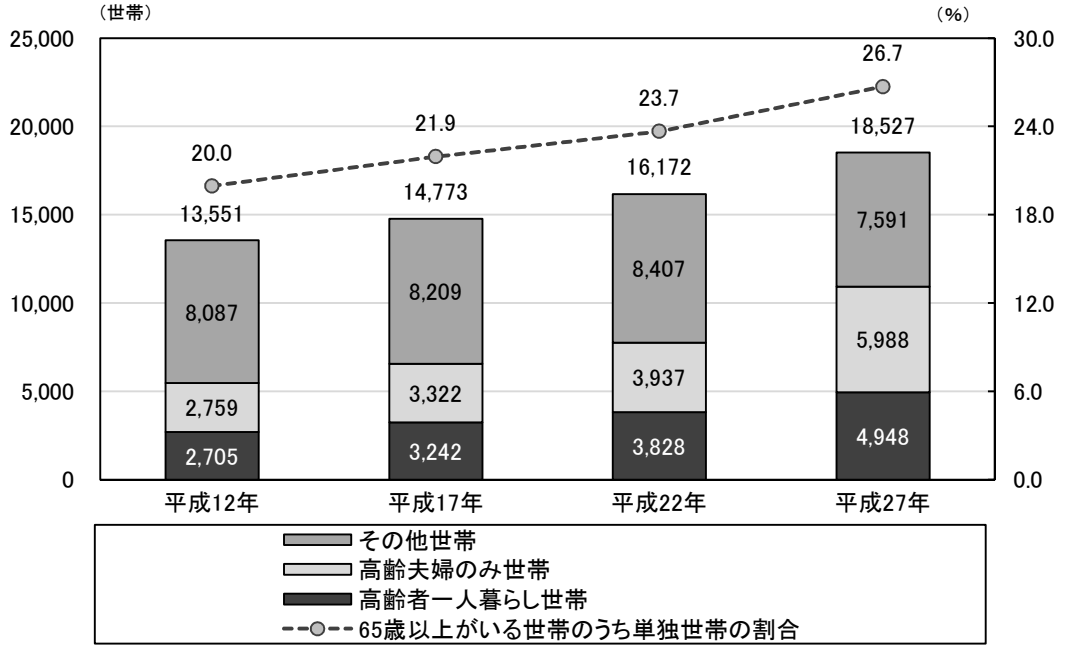

【資料】国勢調査

2. 要介護認定者※数（65 歳以上）の推移

要介護認定者数の推移をみると、増加傾向にあり、令和元年度には 5,205 人となっています。
要介護認定率においては、ほぼ横ばいで推移しており、令和元年度には 16.5%となっています。

【要介護認定者数及び認定率の推移】

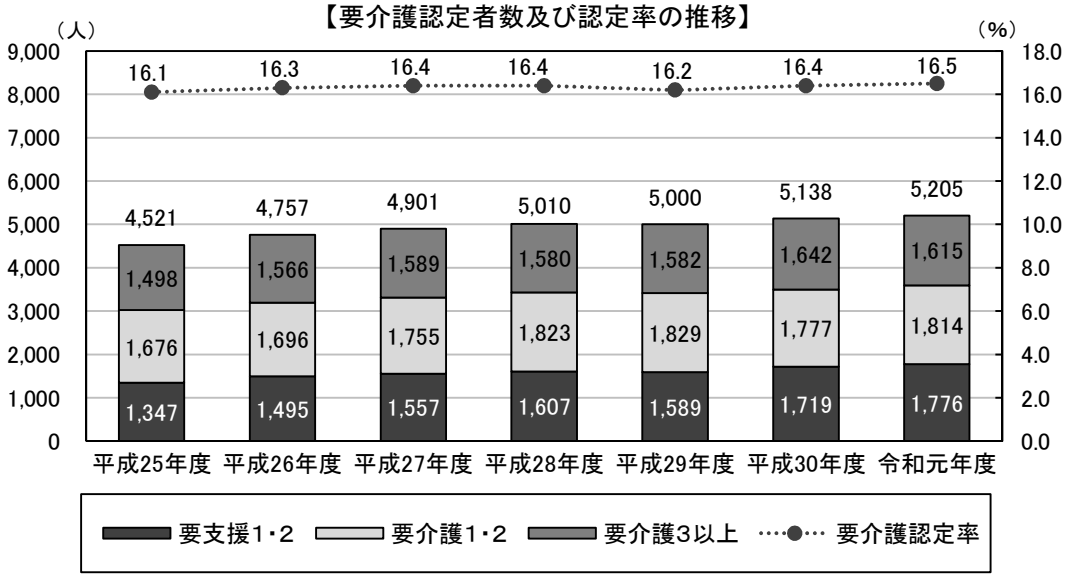

【資料】地域包括ケア「見える化」システム（各年度末）

3. 障がい者の状況

障がい者手帳所持者の推移をみると、平成 29 年度以降わずかに増加傾向となっており、令和元年度では 6,154 人となっています。手帳別にみると、身体障害者手帳※所持者は減少傾向、療育手帳※所持者及び精神障害者保健福祉手帳※所持者は増加傾向となっています。

【障がい者手帳所持者数の推移】

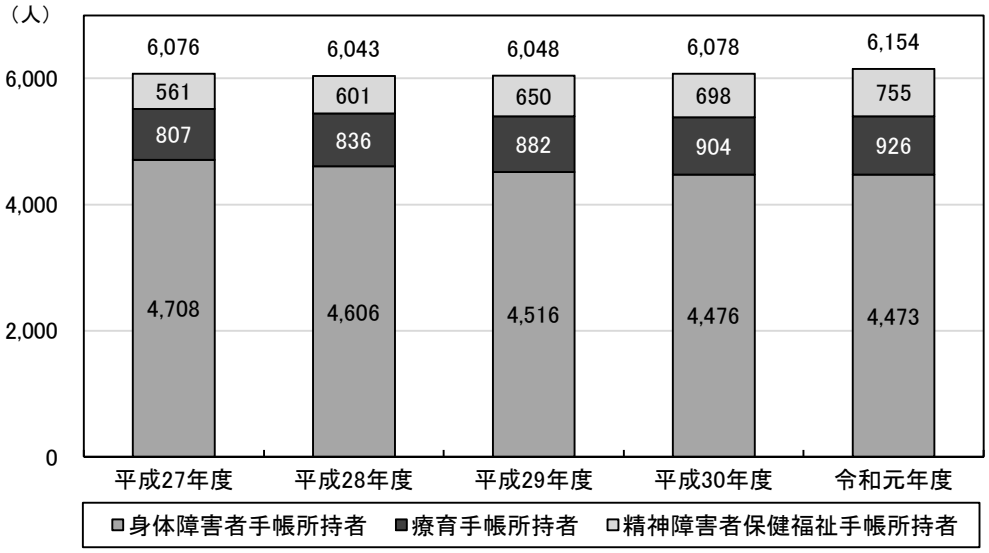

【資料】丸亀市（各年度末）

4. 18 歳未満の子どもがいるひとり親世帯の状況

子どもがいる世帯のうちとひとり親世帯数の推移をみると、総世帯数は増加傾向にありますが、「6歳未満及び 18 歳未満の子どもがいる世帯数」は減少しており、平成 27 年の「6歳未満の子どもがいる世帯数」は 4,303 世帯、「18 歳未満の子どもがいる世帯数」は 10,644 世帯となっています。また、「18 歳未満の子どもがいる世帯数」のうち、祖父母などのその他の世帯員がいない母親または父親と子どものみの「ひとり親世帯」を合わせると 1,336 世帯で、18 歳未満の子どもがいる世帯数の約 12.6%を占めています。

【子どもがいる世帯のうちひとり親世帯数の推移】

	単位	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年
総世帯数	（世帯）	40,501	42,895	43,731
6歳未満の子どもがいる世帯数	（世帯）	5,050	4,634	4,303
総世帯数に対する比率	（%）	12.5	10.8	9.8
18 歳未満の子どもがいる世帯数	（世帯）	11,446	11,101	10,644
総世帯数に対する比率	（%）	28.3	25.9	24.3
母親と子どもの核家族世帯	（世帯）	1,114	1,193	1,190
18 歳未満の子どもがいる世帯数に対する比率	（%）	9.7	10.7	11.2
父親と子どもの核家族世帯	（世帯）	118	138	146
18 歳未満の子どもがいる世帯数に対する比率	（%）	1.0	1.2	1.4

【資料】国勢調査（各年 10 月 1 日）

5. 児童扶養手当受給者数の状況

18 歳まで(障がいがある場合は 20 歳まで)の子どもを養育するひとり親家庭の生活の安定と自立を図るために、養育している人の所得に応じて支給される児童扶養手当の受給者数は、平成 26 年度以降は減少傾向にあり、令和元年度では 1,189 人となっています。

【児童扶養手当受給資格者数の推移】

単位：人

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
受給者数	1,299	1,297	1,256	1,221	1,218	1,189
全部支給停止者数	226	244	259	280	296	294
計（受給資格者数）	1,525	1,541	1,515	1,501	1,514	1,483

【資料】福祉行政報告例（各年度末）

6. 生活保護世帯の状況

生活保護世帯数はほぼ横ばいで推移しています。令和元年の生活保護世帯数は 794 世帯、保護率は 17.56‰(パーミル：千世帯当たりの数)となっています。

【生活保護世帯数の推移】

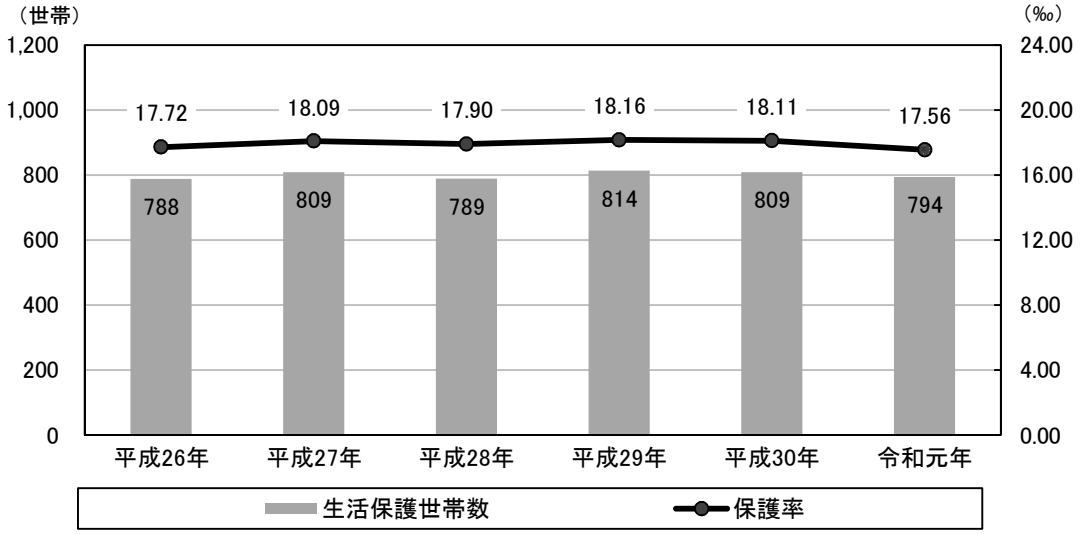

【資料】丸亀市福祉課(各年 10 月)

7. 自殺死亡の状況

自殺死亡数及び自殺死亡率の推移をみると、自殺死亡数は平成 27 年までは 20 人を超えていましたが、平成 28 年には 15 人となり、令和元年では 13 人と減少傾向となっています。

自殺死亡率(人口 10 万人当たりの年間自殺死亡数)は、平成 27 年までは全国や香川県平均を上回っていましたが、平成 28 年以降、全国や香川県平均を下回っています。

【自殺死亡数及び自殺死亡率の推移】

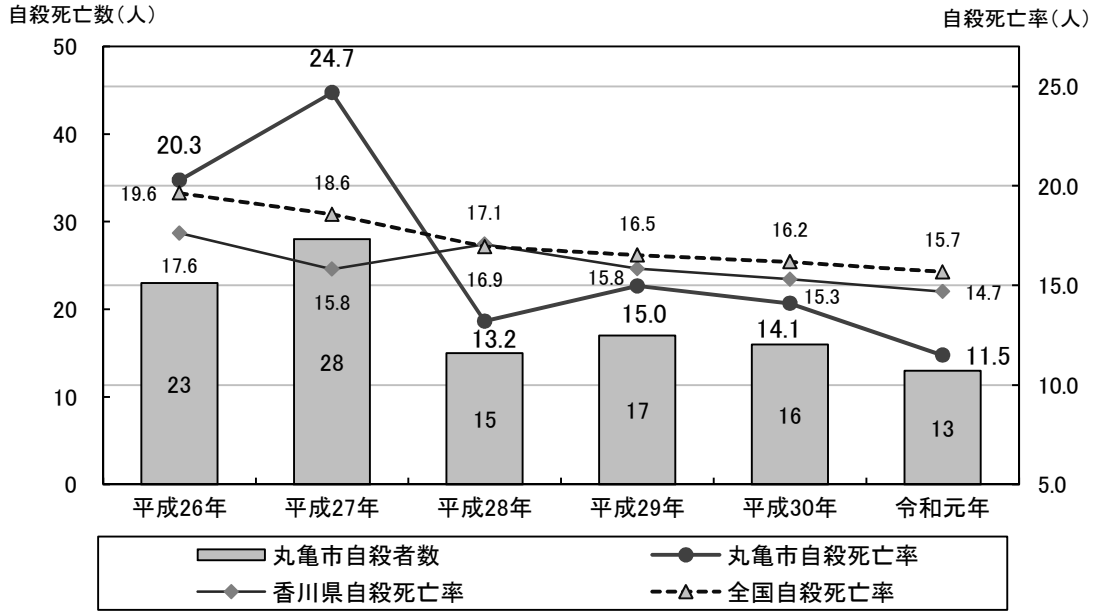

【資料】厚生労働省自殺対策推進室

〈3〉地区別の状況

本計画の策定にあたり、市民を対象としたアンケート調査を実施し、中学校区単位で地域の状況を分析しました。また、17 の地区（コミュニティ）それぞれで、自由に意見交換を行う参加体験型の会議（ワークショップ）を実施しました（一部のコミュニティでは新型コロナウイルス感染症防止のため、ワークショップが開催できず、意見を聞くためのアンケートを実施しました）。安心して暮らし続けるまちであるために、地域の良いところやそれを広めるための取組等について話し合いを行いました。これらの結果から、地区別の状況をまとめました。

○中学校区別の状況は、アンケート調査の校区別の回答状況から、本市平均との比較をレーダーチャート※に示しました。
○17 の地区（コミュニティ）別の状況は、これからも残したい地域の姿やその要因、地域で広げていくためにできることなど、ワークショップの中で話し合われた内容や、アンケートで出された意見に基づいてまとめました。

【17 の地区（コミュニティ）】

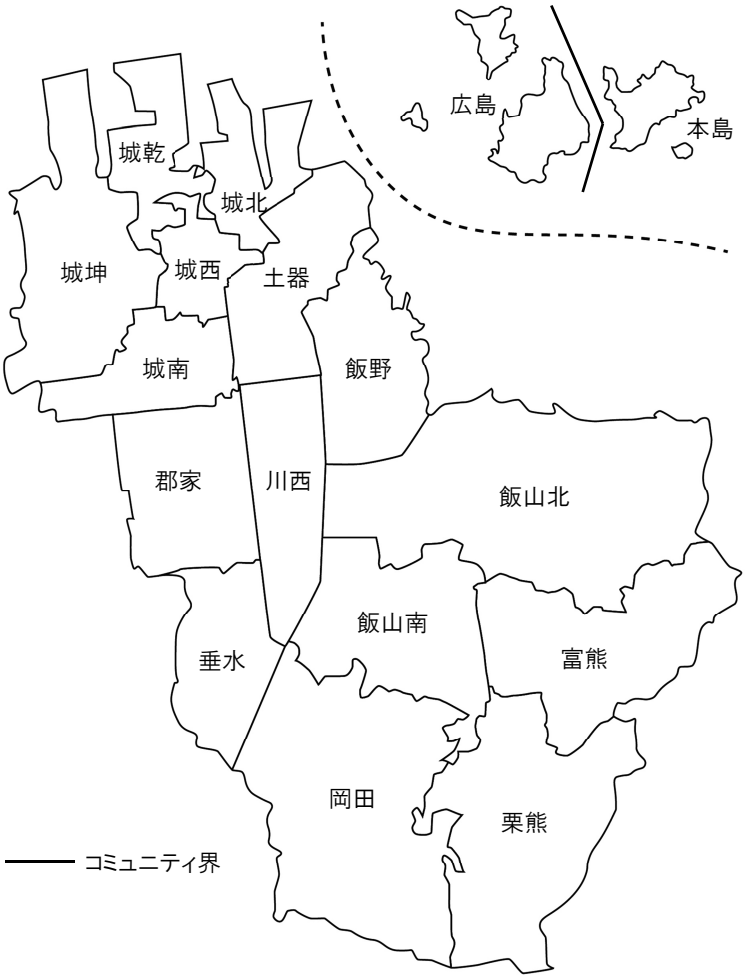

【17 地区(コミュニティ)の概況(令和2年4月1日現在)】

地区	人口 (人)	世帯数 (世帯)	1世帯 当たり人数 (人/世帯)	14 歳以下 人口・比率 (人・%)	65 歳以上 人口・比率 (人・%)	自治会数 (団体)	自治会 加入率 (%)	民生委員・ 児童委員数 (人)
城北	6,144	3,155	1.95	615 10.0%	2,214 36.0%	45	67.0	17
城西	5,190	2,466	2.10	732 14.1%	1,495 28.8%	50	55.2	14
城乾	3,038	1,781	1.71	243 8.0%	1,104 36.3%	22	54.9	15
城坤	14,068	6,711	2.10	1,879 13.4%	3,941 28.0%	69	47.0	21
城南	10,731	4,868	2.20	1,794 16.7%	2,392 22.3%	49	37.5	12
土器	12,839	6,170	2.08	1,727 13.5%	3,240 25.2%	58	40.2	18
飯野	5,261	2,202	2.39	760 14.4%	1,366 26.0%	20	51.3	8
川西	6,913	3,198	2.16	860 12.4%	1,864 27.0%	47	58.3	10
郡家	13,444	5,639	2.38	2,076 15.4%	3,288 24.5%	112	41.8	14
垂水	5,850	2,345	2.49	824 14.1%	1,411 24.1%	43	54.2	7
本島	380	233	1.63	16 4.2%	237 62.4%	13	100	9
広島	286	198	1.44	2 0.7%	221 77.3%	9	100	9
栗熊	2,555	1,075	2.38	272 10.6%	986 38.6%	47	71.3	5
岡田	4,473	1,816	2.46	569 12.7%	1,571 35.1%	84	74.7	11
富熊	4,099	1,630	2.51	540 13.2%	1,089 26.6%	38	65.6	8
飯山南	6,658	2,703	2.46	823 12.4%	2,083 31.3%	59	60.3	10
飯山北	10,762	4,376	2.46	1,473 13.7%	3,127 29.1%	93	55.2	16
全市	112,691	50,566	2.23	15,205 13.5%	31,629 28.1%	858	51.5	204

注:自治会加入率は常住人口による世帯数に対する数値です。

【資料】丸亀市

東中学校区

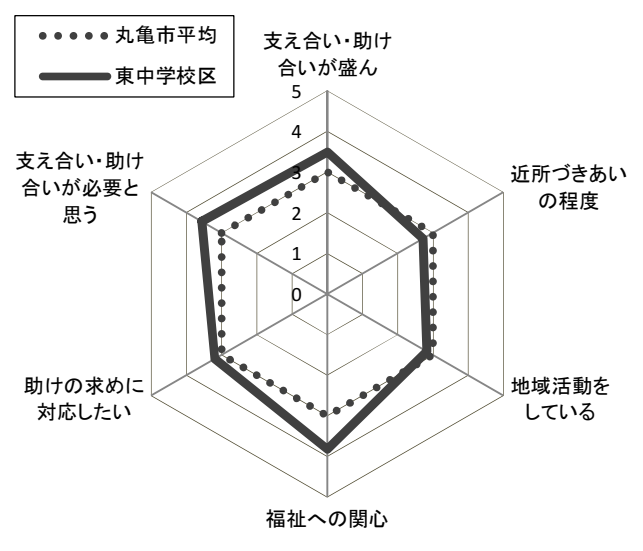

近所づきあいや地域活動への参加は平均的ですが、福祉への関心が高い人が多く、支え合い・助け合いへの意識も高くなっています。こうした思いを日常的なつながりや活動につなげていくことで、よりよい地域づくりを進めていくことが期待されます。

◇城北地区◇

地域と小学校のつながりが強く、学校支援ボランティアや子どもの見守り活動が活発に行われています。コミュニティセンターを核とした様々な地域づくり活動が進められていますが、担い手の高齢化が課題として挙げられています。

◇城乾地区◇

高齢者を中心とした福祉活動が盛んに行われています。誰もが地域づくりに参加できるよう若い世代へ活動を広げていくこと、災害時に支援を必要とする方への対応の仕組みづくりなど、様々な課題への取組が進められています。

◇土器地区◇

８つの部会が活発な活動を行っており、子どもや高齢者の見守り、防災、河川の環境美化活動等、様々な地域活動が行われています。活動をさらに広げるため、世代間交流やボランティア人材バンクなどの取組が進められています。

◇飯野地区◇

地域と小学校、こども園との連携が積極的に行われています。住民の意見でも、活発なコミュニティ活動や生涯学習活動が評価され、地元出身ではない方も参加されており、共に学びながら活動の輪を広げる取組が進められています。

西中学校区

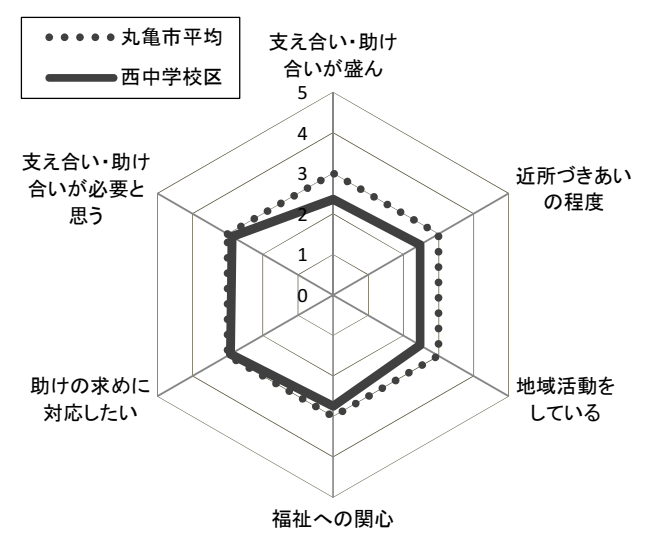

支え合い・助け合いの活動や近所づきあい、地域活動への参加は本市の平均を下回っていますが、意識や関心の点では特に低いという結果は示されていません。住民の意識や関心を具体的な行動に反映していけるような働きかけや情報提供を進めていく必要があります。

◇城西地区◇

通学時の見守りなど、地域と小学校との交流が盛んに行われています。高齢化は進んでいますが、住民の意見では、若い世代と高齢の世代が協力して地域づくり活動に取り組んでおり、楽しくボランティア活動ができているという声もあります。

◇城坤地区◇

自治会加入率低下が叫ばれる中、参加するまちづくりをスローガンに掲げ、熱心な自治会活動の取組が進められています。一方、転入者の増加により団地が増えており、若い世代の地域づくり活動への参加が課題として挙げられています。

◇城南地区◇

学校支援活動やさわやかクラブ（老人会）の活動、情報誌「みなみの新聞」など、様々な活動が行われ、住民の意見でも、コミュニティ活動は、↗

南中学校区

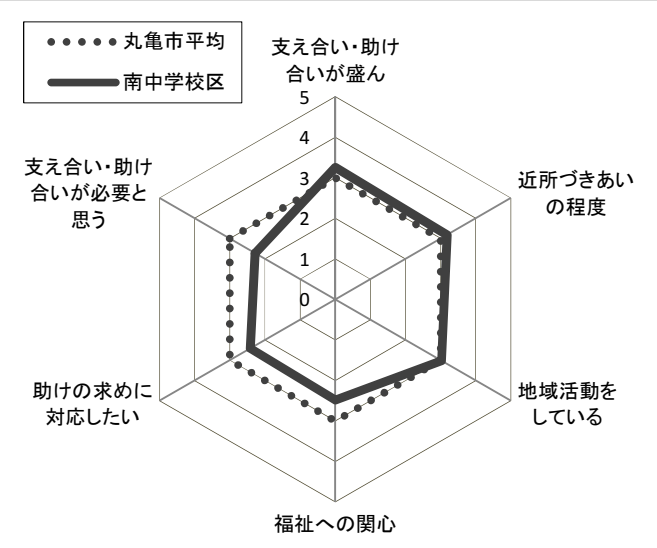

地域での助け合いや活動、近所づきあいの程度は、市平均をわずかに上回っていますが、助け合いへの意識や福祉への関心はやや低くなっています。地域福祉活動の大切さや必要性について、知る機会を増やしていくことで、地域のつながりも強まっていくと考えられます。

◇川西地区◇

地域のリーダーやボランティアが積極的に地域づくりを進めており、防災や自治会加入など熱心な取組が進められています。住民の意見でも、暮らしやすい環境であること、新しい人の受け入れに協力的で居場所があるという意見があります。

◇郡家地区◇

ふれあいサロン、子供会活動、清掃活動など、地域の活動が活発に行われています。一方、自治会加入率の低下や世話人の確保が課題として指摘されており、イベント活動を通しての交流・親睦など、住民間の交流促進が図られています。

◇城南地区（続き）◇

他地域より活発だと評価されています。また、安全と安心のあるまちづくりとして、防災・防犯活動などが積極的に行われています。

◇垂水地区◇

小学校、こども園との交流や、子どもや独居高齢者の見守りなどの活動が熱心に進められています。高齢化率は市内でも比較的低く、人口は増加しており、住民の意見では、生活しやすい落ち着いた環境を評価する人が多くなっています。

綾歌中学校区

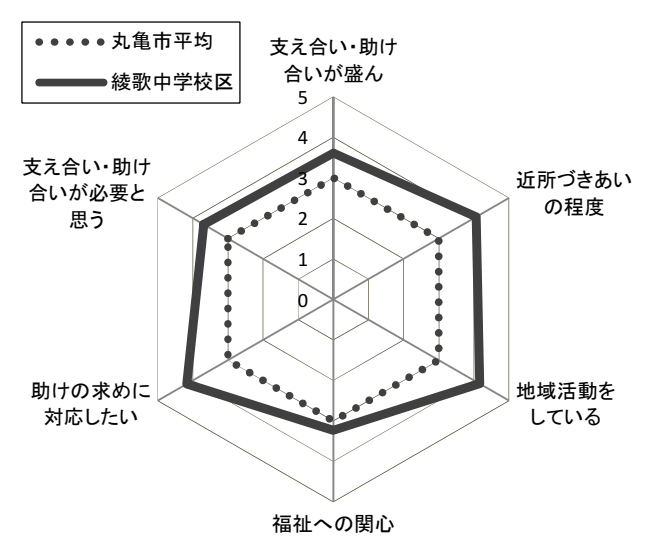

地域のつながりや活動の現状についても、助け合いや福祉への関心についても、市平均を上回っており、地域福祉活動を盛んにしていく素地ができています。豊かな地域のつながりや積極的な意識を活かして、福祉活動を盛り上げていくことが大切です。

◇栗熊地区◇

学校支援の活動をきっかけとして子育て世代の参加を引き出すことや、コミュニティのキャラクター「クリックマン」を活用した取組等、新しい取組が進められています。住民の意見では、世代を超えたつながりが強まっていると評価されています。

◇岡田地区◇

コミュニティセンターを中心とした取組やスタッフの働きかけが住民から高く評価されています。地域の良さをより多くの住民に広報し、人や資源を大切にしながら、交流・活動の核として地域づくりが進められています。

◇富熊地区◇

コミュニティと小学校、こども園のつながりが強く、地域のお祭りにも子どもや保護者が協力して取り組んでいます。一方、高齢者の単身世帯も増加しており、住民相互の協力やふれあいのある住みよいまちづくりに取り組んでいます。

飯山中学校区

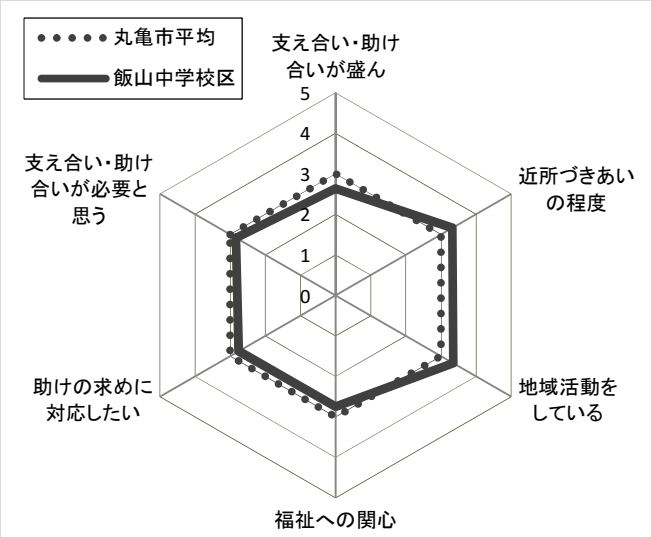

助け合いへの意識や福祉への関心はわずかに市平均を下回っていますが、近所づきあいや地域活動の現状は市平均を上回っています。こうした活動を形骸化させないよう次世代に引き継ぎ、地域全体で支え合いや助け合いの大切さを感じられるような取組が必要です。

◇飯山南地区◇

地域で集まる機会の多さや移動サービス（おでかけ号）が定着してきていることなどが住民から評価されています。日頃の交流や声かけが大切だという意見もあり、コミュニティセンターを中心に地域の未来を見据えた取組が進められています。

◇飯山北地区◇

豊かな自然環境のもとで活発なボランティア活動が行われていることが住民から評価されています。気持ちよく楽しい活動をしていこうという雰囲気があることがいいところだという意見もあり、こうした良さを活かした取組が進められています。

島しょ部

島しょ部は市民アンケート調査の回答数が非常に少ないため、レーダーチャート※は掲載できませんが、地域活動に参加している人が多く、近所づきあいや助け合い・支え合いの活動が盛んという回答が多くなっています。

◇本島地区◇

近所の人同士のつながりが強く、互いに声をかけ合い支え合う関係があり、地域活動や行事にも積極的に参加する方が多くいます。一方、高齢化が進んでおり、若い人材や新しい考えを柔軟に受け入れ、島全体でまちづくりに取り組んでいます。

◇広島地区◇

島民全員の参加によるＮＰＯ法人が組織され、住民同士の繋がりのもと、助け合いや見守り活動が積極的に行われています。高齢化の進展などにより地域の将来に不安を感じる声もあり、高齢者とともにいきいきと生活できる島づくりを進めています。

〈4〉丸亀市社会福祉協議会

社会福祉協議会（親しみをもって「社協」と呼ばれています）は、社会福祉法で「地域福祉を推進する団体」と位置づけられた民間の福祉団体です。主体となる住民の参加と福祉関係者の協力を得て、誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりを目指して福祉活動を行っています。

社会福祉協議会は、全国の都道府県及び市区町村に設置されており、そのネットワークにより活動を進めている団体です。また、民間組織としての「自主性」を持つと同時に、広く住民や社会福祉関係者に支えられた「公共性」を持つ団体です。

地域住民、福祉や保健・医療・教育などの関連分野の関係者、さらに地域社会を形成する様々な専門家・団体・機関によって構成され、地域が抱えている様々な福祉問題を地域全体の問題として捉え、みんなで考え、話し合い、協力して解決を図ることを目的としています。

社会福祉協議会は、住民の福祉活動の場づくり、仲間づくりなどの援助や、福祉に関わる公私の関係者・団体・機関との連携、具体的な福祉サービスの企画、実施などを行い、活動を通じて、心ふれあう「福祉のまちづくり」を進めています。

■丸亀市社会福祉協議会における主な地域福祉活動

○共助の基盤づくり事業
- ・小地域ネットワーク活動
- ・高齢者友愛訪問活動
- ・企業連携型巡回見守り活動※
- ・家具転倒防止器具設置支援事業※
- ・生活支援配食サービス事業※
- ・救急医療情報キット※配布事業（安心キット）
- ・ふれあい・いきいきサロン助成事業
- ・見守りネット事業（情報♡ほっとメール配信、見守りネット講演会）

○地区コミュニティ助成事業
○たすけあいサービス事業
○生活支援体制整備事業
○ボランティアセンター事業
○地域サポート事業（車いす貸出、イベント機材貸出、育児用品貸出、福祉車両貸出）
○丸亀市ファミリー・サポート・センター
○子ども食堂※応援プロジェクト事業
○世代間交流支援事業
○総合相談支援窓口（ふくしの相談支援窓口「あすたねっと」）
- ・生活困窮者※自立支援事業（丸亀市自立相談支援センターあすたねっと※）
- ・成年後見推進事業（後見センターまるがめ）
- ・無料専門相談事業（ふれあい相談センター）
- ・香川おもいやりネットワーク事業（おもいやりネット丸亀）

【丸亀市社会福祉協議会会員数の推移】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
一般会員（世帯）	24,185	23,378	23,242	23,064	22,800
賛助会員（人）	250	248	245	246	245
法人会員（団体）	270	268	264	233	248

【資料】丸亀市社会福祉協議会（各年度末）

〈5〉地域における福祉の主な担い手

1. コミュニティ

本市では、小学校区を単位として 17 のコミュニティが組織され、コミュニティ組織には、自治会や老人クラブ、婦人会など、地域に所在する各種の団体・協議会などが参加し、コミュニティセンターを中心に活動しています。

2. 自治会

自治会は、地域住民の自主的な意思に基づき、地域を快適で住みよくするために結成された任意の団体であり、コミュニティづくりの中心的な担い手です。

自治会は、地域住民の親睦と連携の場であるとともに、地域課題の発見と解決の場にもなっています。

【自治会の主な活動】

・地域の伝統的な行事　・交通安全活動　・防火・防犯・防災活動
・清掃活動　・スポーツや文化のサークル活動など

【自治会数・加入率の推移】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
自治会数	856	857	856	855	861	858
加入世帯数	24,737	24,441	24,078	23,785	23,570	23,408
加入率（%）	55.3	55.4	54.0	53.1	52.3	51.5

注：加入率は常住人口による世帯数に対する数値です。

【資料】丸亀市生活環境課（各年度 4 月 1 日）

3. 民生委員・児童委員

民生委員は、民生委員法に基づき、厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員で、ボランティアとして地域の福祉活動を行っています。また、民生委員は児童福祉法に定める児童委員を兼ねることと

されており、本市では 204 人の民生委員・児童委員が活動しています。民生委員・児童委員は、自らも地域住民の一員として、それぞれが担当する区域において、住民の生活上の様々な相談に応じ、行政をはじめ適切な支援やサービスへの「つなぎ役」としての役割を果たすとともに、高齢者や障がい者世帯の見守りや安否確認などにも重要な役割を果たしています。

また、民生委員・児童委員の一部は、厚生労働大臣により「主任児童委員」に指名されています。主任児童委員は、担当区域を持たず、民生委員・児童委員と連携しながら子育ての支援や児童健全育成活動などに取り組んでおり、本市では 28 人の主任児童委員が活動しています。

4. 福祉ママ

福祉ママは、丸亀市独自の制度であり、丸亀市社会福祉協議会会長から委嘱された福祉ボランティア組織です。寝たきり高齢者友愛訪問や福祉施設でのボランティア活動などを行うとともに、コミュニティや民生委員・児童委員と連携して、丸亀市の地域福祉向上を目的とした活動を行っています。

5. 福祉協力員

福祉協力員は、高齢者等の見守り・声かけ活動や地域住民への情報提供等を行う地域のボランティアで、丸亀市長から委嘱され、991 人（令和2年7月現在）の福祉協力員が民生委員等と連携しながら活動しています。

6. 母子愛育班

母子愛育班とは、子どもたちが健やかに生まれ育ち、病気・障がいがあっても、高齢になっても、住み慣れた地域で安心して暮らしていくことを目的として活動する組織です。市内 16 地区で声かけ活動を中心に、地域の皆さんとの交流行事や、市の業務に参加するなど地域のニーズに応じた活動を行っています。

7. 老人クラブ

老人クラブは、老人福祉法に基づき、老人福祉を推進するために地域を基盤とした高齢者（おおむね 60 歳以上）の会員制による自主的な組織です。

「健康・友愛・奉仕」を三大運動として掲げ、健康づくりや生きがいづくりを目的とした活動を行うとともに、地域の諸団体と連携して、豊富な知識や経験を活かした活動を行っています。

8. 婦人会

婦人会は、地域に居住する女性によって結成された団体で、婦人の輪と和をモットーに、地域に根ざした住民のつながりを育む様々な活動を行っています。市やコミュニティ等と連携して、敬老会行事や日赤奉仕団としての募金活動を行うほか、地域の特性に応じた取組を展開しています。

9. NPO

NPOとは「NonProfitOrganization」または「NotforProfitOrganization」の略称で、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し収益を分配することを目的としない団体の総称です。このうち、特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した法人をNPO法人といいます。

本市においても多くのNPO法人が福祉活動をはじめ様々な活動を行っています。

10. ボランティア団体

ボランティアは、子ども、高齢者、障がい者など様々な人が、特技や技術、経験などを活かして、地域や施設等で様々な活動を行っています。

社会福祉協議会は、「ボランティアセンター」を設置して、ボランティア活動に関する相談や情報提供、ボランティア登録や活動先のあっ旋、ボランティア保険※の加入等を行うとともに、講座やセミナーなどの学習機会を設け、ボランティア活動の推進に努めています。

11. 当事者団体

地域の中には、高齢者、障がい者、子ども、子育て中の方など様々な人が暮らしており、それぞれに悩みごとなどを抱えている方もおられます。

当事者団体は、同じ悩みや問題などを持つ人たちが集まり、交流や親睦を深め、お互いの経験などの分かち合いを通じて自己決定や自己実現を行うなど、自立した生活や社会参加を促す役割を担っています。

２．丸亀市におけるこれまでの取組

地域福祉計画及び地域福祉活動計画（前計画）の体系に基づき、これまでの市（行政）及び社会福祉協議会の取組を整理すると以下のとおりです。

〈１〉市（行政）が丸亀市地域福祉計画で取り組んだこと

◆前計画の基本目標1．みんなで支え合う「しくみづくり」

■ふだんから地域のつながりを深めよう

【自治会への支援】
- 「自治会加入推進員」の起用や「自治会活動応援補助金」の導入により、地域のつながり強化に向けて支援を行った。
- 地域担当職員は定期的にコミュニティの会議に出席し地域課題の収集に努め、関係課、関係機関との連絡調整を行った。

【交流やふれあいの場・機会づくり】
- サロン活動等を通した地域住民の交流促進や生きがい・健康づくりを支援した。
- 地域の拠点となるコミュニティセンターを計画的に整備するとともに、住民に広く開放し、多世代が気軽に交流できる場・機会づくりに努めた。
- 幼稚園・保育所・認定こども園※と小学校の児童との交流や職員の意見交換、合同研修、コミュニティが開催するイベントに参加し交流を図った。

■困りごとをキャッチしやすい体制をつくろう

【相談窓口の充実と総合的な相談支援体制の構築】
- 民生委員・児童委員等の地域福祉関係者や地域包括支援センターブランチ※等の身近な相談窓口を充実するとともに、活動の周知に努めた。
- 個別分野の相談支援機関や地域の関係者、社会福祉協議会等と連携し、世帯全体の課題共有を図り、支援方針を検討する等の体制整備に努めた。

【地域での見守り・支援体制の充実】
- 見守りや防災等の地域の課題を住民主体で解決できるよう、社会福祉協議会やコミュニティ等と連携しながら、地域の実情に応じた互助の仕組みづくりを支援した。
- 民生委員・児童委員等の活動を支援し、誰もが気軽に相談しやすい相談体制の充実に努めた。

■課題の深刻化を防ぐ体制をつくろう

【専門・相談機関の連携体制の充実】
- 実務者会議等を開催し、高齢者や障がい者、児童、生活困窮者※等、様々な分野の専門機関の相談・支援機能の強化を図った。
- 地域の課題に対して、地域担当職員同士で課題を共有し、虐待や困難ケース等の早期発見、予防に努めた。

■地域での自立を支えるしくみをつくろう

【生活困窮者※等への支援】
- 自立相談支援事業、住居確保給付金、家計改善支援事業、就労準備支援事業、学習支援事業の 5 つの事業を一体的に実施し、関係機関と連携を図りながら、困窮者の状況に応じた自立に向けた支援に努めた。

【高齢者、障がい者等の地域での自立支援】
- 支援に必要な障がい福祉サービスや障がい児通所支援等の体制の確保を計画的に行った。
- 医療と介護の連携を深め、在宅医療の普及啓発に努めた。
- 自立支援型のケア会議を開催し、高齢者が自立した生活ができるよう多職種で検討した。

【権利擁護※の推進】
- 社会福祉協議会に委託し、成年後見制度※の利用促進の啓発や受任調整、市民後見人※の育成に努め、申し立てに係る費用や後見人への報酬助成を行った。

◆前計画の基本目標2. 地域福祉を支える「ひとづくり」

■人権意識と福祉の心を育てよう

【地域福祉への関心を高める広報・啓発】
- 社会福祉の各分野において顕著な功績があった者等を顕彰する場として、社会福祉大会※を開催した。

【人権意識を高めるための啓発の推進】
- 市広報紙やホームページ、フェイスブック等での啓発活動に加え、人権週間※には庁舎やコミュニティセンター、学校施設等への啓発幟を設置する等、幅広い周知・啓発に努めた。

【人権や福祉に関する教育・学習の推進】
- 学校やコミュニティ等に講師を派遣し、様々な人権問題について、正しい理解が持てるよう研修を行った。
- 職員を対象に「手話講座」を開催し、意思疎通や障がいに対する理解を深めた。
- 介護の日のイベントや介護に関する出前講座を実施し、高齢者や介護に関する理解促進、情報共有に努めた。

■地域福祉活動の担い手を増やそう

【地域福祉活動の新たな担い手の養成】
- 一般住民に認知症サポーター※養成講座、市内小学生と中学生に認知症キッズ・ジュニアサポーター養成講座を開催し、人材育成に努めた。

【事業所との連携による地域福祉活動の促進】
- 企業等が地域の福祉課題に積極的に参加し、地域の見守り体制の強化が図られるよう、企業連携型巡回見守り活動※を支援した。

■担い手が活動しやすい環境をつくろう

【地域活動・ボランティア活動への支援】
- 子育てフェスタを実施し、子育て支援情報の共有及び関係団体の連携づくりを行った。
- 地域の行事への参加や各団体との関係構築により情報共有を図った。

【個人情報共有のあり方の検討】
- 個人情報の外部提供については、丸亀市情報公開・個人情報保護審査会に諮り、公益上特に必要があるものと認められる場合、条件遵守の上で地域福祉の増進のため有効利用に努めた。

◆前計画の基本目標3. 地域で安全に安心して暮らせる「まちづくり」

■誰もが地域に出やすい環境をつくろう

【ユニバーサルデザイン※を意識した環境の整備】
- 学校施設の改築は、バリアフリー※化やユニバーサルデザインに基づく整備を行った。
- 各市営駐車場に「思いやりスペース」を確保し、公園や公園内トイレはバリアフリー化及びユニバーサルデザイン化を推進した。
- 配慮が必要なことを伝えるためのヘルプマーク等の普及促進、要配慮者に対する意識の啓発に努めた。

【社会参加のための手段と機会の提供】
- 丸亀コミュニティバス全車両にノンステップバスを導入し、バリアフリー化を推進した。
- 福祉タクシー券の利用方法を見直し、障がい者の利便性の向上に努めた。
- 手話通訳士や要約筆記者の派遣を行い、障がい者の社会参加を支援した。

【多様な居場所づくり】
- 児童館で、親子や子ども向けのイベントや教室を開催した。
- こども食堂※の立ち上げや運営支援を行い、新たな居場所づくりに努めた。
- 各隣保館において、高齢者等を中心に交流や相談等の居場所づくりに努めた。
- 日中一時支援や精神デイケアなどの障がい者の居場所や交流する場所を確保し、社会参加の支援を行った。
- 身近な場所で地域の集まりの場や認知症カフェ※等が継続できるように必要な支援やサポートに努めた。

■地域における防犯・事故防止活動を広げよう

【防犯対策の推進】
- 丸亀･善通寺･多度津地区防犯協会や丸亀警察署と連携し、防犯教室等で啓発に努めた。
- 不審者情報の発信については、各学校や関係機関に連絡し、市PTA 連絡協議会のメール配信サービスの登録者へメール配信を迅速に行い、パトロールを実施した。
- こどもSOS※のプレートを設置し、子どもを不審者等の被害から守る取組を推進した。

【交通安全対策の推進】
- 丸亀市交通対策協議会や丸亀警察署と連携して、交通安全教室等で事故防止に向けた啓発に努めるとともに、運転に不安を感じる高齢者に対し、運転免許証自主返納を推進した。

■災害に強い地域をつくろう

【防災に対する知識の普及啓発】
- 出前講座を実施し、防災知識の普及啓発を行った。
- ホームページや広報紙等に、防災に係る情報を適時掲載し、情報等の提供に努めた。

【自主防災※活動への支援】
- 自主防災組織が行う地域の防災･減災活動の経費、防災士資格取得に係る経費を助成した。また、防災士養成講座を開催し、防災士の育成に努めた。

【災害時避難行動要支援者※対策の推進】
- 避難行動要支援者名簿※をコミュニティや警察等の関係機関へ提供し、地域における避難支援活動を支援した。
- 社会福祉施設 25 箇所と、福祉避難所としての受入れ協定を結んだ。

〈2〉丸亀市社会福祉協議会が地域福祉活動計画で取り組んだこと

◆前計画の基本目標1．みんなで支え合う「しくみづくり」

■ふだんから地域のつながりを深めよう

【交流の場づくり】
- 「みんながオルデ通町」のオープンにより交流の場が増えた。
- いきいきサロンの活動支援に努めた。

【広報】
- 新聞、メディア、広報紙やホームページでの情報発信を行った。「かけはし※」や「事務局通信」を通じて福祉情報を提供し、「かけはし」では、居場所特集(3 か所)、「ふれあいいきいきサロン」を特集記事とし、参加促進に努めた。

【子育て世帯へのアプローチ】
- ファミサポによる子育て世代を対象としたイベント等を開催した。
- 幼稚園・保育所・認定こども園※・小学校の連携活動に取り組んだ。
- 社協のまちづくり事業に参加してもらうため、社協事業の説明に努めた。

【地区担当制】
- 地区民児協定例会やコミュニティ役員会、地区の行事(祭り・防災訓練・認知症※SOS模擬訓練等)への参加による顔の見える関係づくりに努めた。
- 地区民児協定例会に参加することで担当民生委員と情報共有(地域課題の把握)に努めた。
- 小地域における福祉協力員研修会、勉強会を開催した。

■困りごとをキャッチしやすい体制をつくろう

【相談】
- 総合相談支援窓口「あすたねっと」を設置し、住民からの多様な相談をしっかり受け止める体制を整備した。
- 行政や民生委員・児童委員などと連携し、困りごとを抱えた世帯の把握・支援に努めた。
- おもいやりネット丸亀の相談体制強化と取組の明確化に努めた。
- 介護事業課窓口への介護事業以外の相談についても各課および関係機関と連携して支援を行った。
- 専門職による成年後見人制度専門職相談の仕組みをつくった。

【職員育成】
- 相談員養成研修に参加し、相談員の専門的知識を深めた。

【地域の体制づくり】
- 地域の困りごと等の情報を気軽に相談できる体制(地区担当制)をつくった。
- 社会福祉法人の地域における公益的な取組として、地域の課題を解決するため、市内 8 法人 11 施設と民生委員・児童委員でつくる「おもいやりネット丸亀」を開催し、事例検討会や広報啓発活動を行った。
- 小地域における福祉協力員研修会、勉強会を開催した。

■課題の深刻化を防ぐ体制をつくろう

【連携】
- 企業との連携により見守り活動の充実（協定事業所の増加）に努めた。
- ほっとメールでの行方不明者の周知に努めた。

【地域との連携】
- 地区民児協定例会への参加による顔の見える関係づくりや地域の状況把握に努めた。
- 地区で聞いた情報の社協内での共有に努めた。
- 小地域における福祉協力員研修会、勉強会を開催した。
- 「見守りネット」講演会を開催した。

【企業との連携】
- 認知症※、新聞だまり、ガス検針の際の気になる家庭などの連絡が入った場合、民生委員や地域包括支援センター※職員と連携して対応した。
- 連携企業に対して見守り活動やほっとメールの情報共有に努めた。

【困難な課題を持った人への支援】
- 複合的な困りごとを抱えた世帯に対して、相談者の同意を得て、各関係機関と情報を共有して課題解決に努めた。
- 見守りが必要な世帯に対して、声かけや家庭訪問を実施した。
- 市の巡回カウンセリングを利用し、発達障がい※の子の教育相談を行った。
- ケアマネジャーとして虐待が疑われるケース等あれば、地域包括支援センターに連絡、連携し、虐待等の早期発見に努めた。

■地域での自立を支えるしくみをつくろう

【生活困窮者※への支援】
- 複合的な課題を抱える世帯に対して、自立相談支援事業、家計改善支援事業、貸付事業、成年後見事業、日常生活自立支援事業※、ふれあい相談センター事業、香川おもいやりネットワーク事業の各事業同士を柔軟につなぎ、関係機関と連携を図りながら、それぞれのニーズに合った支援の提供に努めた。
- 生活困窮者等に対するフードバンク※募集の周知に努めた。
- 保育所において、保護者の生活の状況にも気を配り、気になる時には市へ繋げた。

【高齢者に向けた支援】
- 安心キットの情報提供を行った。
- 高齢者等が自立した生活が送れる体制づくりに努めた。
- 高齢者を狙った悪徳商法や振り込め詐欺等の注意喚起を行った。
- 高齢者外出支援の仕組みづくりに参画した。

【権利擁護※支援】
- 丸亀市より成年後見制度※利用促進に係る地域連携ネットワークの中心的な役割を担う「中核機関」を受託し、成年後見制度の広報・啓発、相談・利用支援などに取り組んだ。
- 後見センターまるがめ運営委員会において、気になるケースの相談や新規ケースの受任調整等の検討を行った。

◆前計画の基本目標2. 地域福祉を支える「ひとづくり」

■人権意識と福祉の心を育てよう

【広報】
- 「かけはし※」や「事務局通信」の配布による情報発信に努めた。

【福祉教育】
- ふくしフェスティバル※やコミュニティ祭り、出前講座での車いす等の体験学習、高齢者疑似体験などの福祉体験コーナーの開催や、福祉教育等のツールとして情報提供、当事者が学校に訪問して児童へ講話などを行った。
- 子どものための共同募金※で、幼稚園・保育所・認定こども園※・小学校に福祉図書を配布した。
- なつ★ボラの実施や愛の広場、ふくしフェスティバル、共同募金への小中高生ボランティアへ参加した。

■地域福祉活動の担い手を増やそう

【ボランティア】
- ボランティア登録の促進に努めた。
- 「学生ボランティアスタンプカード」の発行及びボランティア登録の促進に努めた。
- ふくし出前講座の開催、提供を行った。
- 個人ボランティア登録台帳の整備、見直しに努めた。
- なつ★ボラやふくしフェスティバル等の実施、ボランティア団体と連携したミニイベントを開催した。

【地域の担い手】
- 年 2 回のいきいきサロン研修会の開催による情報交換を行った。
- 企業連携企業数の拡大・見守り活動企業連絡会を開催した。
- 関係機関に企業連携型見守り活動事業について説明した。

【広報活動】
- 広報・啓発活動による福祉への理解の促進に努めた。
- 企業 PR（中学生対象）への参加を通した若い世代への社協の PR を行った。

■担い手が活動しやすい環境をつくろう

【ボランティア】
- 愛の広場やふくしフェスティバルを開催した。
- 個人ボランティア登録台帳の整備、見直しを行った。
- 「学生ボランティアスタンプカード」の発行及びボランティア登録を促進した。
- 広報「かけはし」でボランティア特集を行い啓発に努めた。
- 地域の福祉活動・ボランティア活動の把握に努めた。

【団体活動の財源確保】
- 財源確保のための基金や助成金の情報提供を行った。

【ファミサポ】
- ファミサポまかせて会員養成講座やスキルアップ研修会、交流会を開催した。

◆前計画の基本目標3. 地域で安全に安心して暮らせる「まちづくり」

■誰もが地域に出やすい環境をつくろう

【支援の充実】
- ガイドヘルパー※や子育てヘルパーの支援を行った。
- 福祉車両の貸し出しを行った。

【居場所】
- 「みんながオルデ通町」を開設した。
- 他機関やボランティア団体との連携によるイベントを開催した。
- おもいやりネット丸亀で、居場所づくりについて視察研修、取組について協議した。

■地域における防犯・事故防止活動を広げよう

【ほっとメール】
- 情報ほっと♡メール登録、関係者への周知に努めた。
- 高齢者（認知症※）の行方不明情報の配信を行った。

【地域での活動】
- 地域の防犯パトロールを行った。
- 年齢に合わせた年間の指導計画を立て、子どもへの交通安全、安全教育の指導に努めた。
- 保護者の立哨当番、交通安全への意識を高めた。
- 防犯灯の設置を推進した。

■災害に強い地域をつくろう

【地域】
- 地域の避難訓練を実施しているコミュニティへ参加した。
- 民生委員と協力して災害マップを作成した。
- 消火避難訓練、いろいろな災害を想定した避難訓練を実施し、災害に対する意識を高めた。
- 地域の自主防災組織※と連携したイベントを開催した。
- 非常食や災害備品を購入した。

【社協の動き】
- 県社協や近隣社協との連携・情報共有に努めた。

【災害ボランティアセンター※】
- 多度津町や岡山県真備町の災害ボランティアに参加した。
- 外部講師による災害ボランティアセンターの訓練を実施した。
- 災害時参集マニュアル、ボランティアセンター運営マニュアルについて検討した。

【職員育成】
- 災害時の職員分担等を計画した。
- 災害時の職員マニュアル確認を行った。
- AED の研修を行った。

３．第３次計画に向けての主な課題

現状分析、市民アンケート調査、まるがめCafé（住民座談会）、関係団体アンケート調査等からみえる第3次計画に向けての主な課題を整理すると、以下のとおりです。

課題１　地域や福祉活動に対する関心の向上

市民アンケートやまるがめCafé（住民座談会）等によると、地域や福祉活動に対して関心を持たない人がいることや、近所付き合いが希薄化していることなどが課題となっていることがわかります。地域に住む住民一人ひとりが、福祉の受け手、担い手となっていくことができるよう、また、地域福祉の重要性や必要性について目を向けてもらい、関心を持ってもらえるよう、福祉教育や意識啓発を進めていく必要があります。

■市民アンケート調査結果から

・地域福祉活動の必要性についてみると 89.4％の人がおおむね必要と答えています。
・福祉への関心についてみると 69.1％の人が関心を持っています。
・ボランティア活動への参加についてみると、福祉への関心が高いほど参加意欲が高くなっています。

【地域福祉活動の必要性】

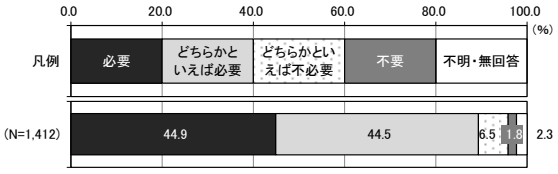

【福祉への関心】

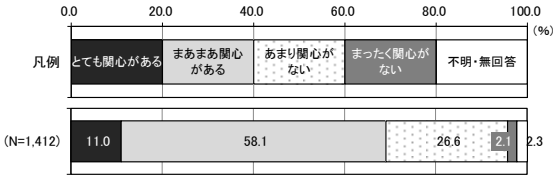

【ボランティア活動への参加×福祉への関心】

上段:件数 下段:%		問27 問26のような地域での活動以外に、個人的にボランティア活動に参加したことがありますか。					
		合計	現在、参加している	以前に参加したことがあるが、現在参加していない	まったく参加したことはないが、今後参加したい	まったく参加したことはなく、今後も参加したいとは思わない	不明・無回答
問11	とても関心がある	155 100.0	22 14.2	35 22.6	51 **32.9**	28 18.1	19 12.3
	まあまあ関心がある	820 100.0	56 6.8	157 19.1	255 31.1	263 **32.1**	89 10.9
	あまり関心がない	376 100.0	10 2.7	51 13.6	75 19.9	219 **58.2**	21 5.6
	まったく関心がない	29 100.0	1 3.4	1 3.4	3 10.3	23 **79.3**	1 3.4

■まるがめＣａｆｅ（住民座談会）結果から

・子どもは大人の背中を見て育つので、自分自身が恥ずかしがらずに行動する
・子どもたちにもっと色々と教えればよかったと反省している
・良くなったこと、困っていることを皆で話し合える雰囲気や、話し合いの場を大切にしていきたい　など

課題２　共助のための担い手不足の解消

様々な地域福祉活動を進める上での課題として、人々の参加意識が希薄であることや、担い手が不足していることなどがあげられます。活動への参加者が固定化しており、同じ人がいくつもの会に参加しているため、辞めてしまうとすべての会が困るという状況も指摘されています。本市では協働※の考え方を基本としたコミュニティ活動の仕組みや、各種地域活動団体など、住民自身が活動するための資源が充実しています。それらの中に、「福祉」「地域福祉」の視点を盛り込み、さらに活動を活性化させていくために、人々への啓発や、地域に応じた人材育成を推進していく必要があります。

さらに、企業が多い地域特性と、団塊世代が退職の時期を迎えたことで地域に知識や技術を持った人材が豊富になっていることを踏まえ、これらを大きな財産として活動を促進していく視点も重要です。

■市民アンケート調査結果から

・住民相互の支え合い・助け合い活動が盛んかどうかについてそれぞれ地区別にみると、いずれの地区も「盛んでない（「盛んでない」と「どちらかといえば盛んでない」の合算）」が「盛んである（「盛んである」と「どちらかといえば盛ん」の合算）」を上回っています。

・現在、何らかの地域活動をしているかについてみると、「活動したことがない」が 38.8%ともっとも高く、次いで「現在活動していないが、過去に活動したことがある」が 29.5%、「現在活動している」が 26.3%となっており、その目的についてみると、「役回りなどで仕方なく」が 36.4%と最も高くなっています。

【住民相互の支え合い・助け合い活動×地域】

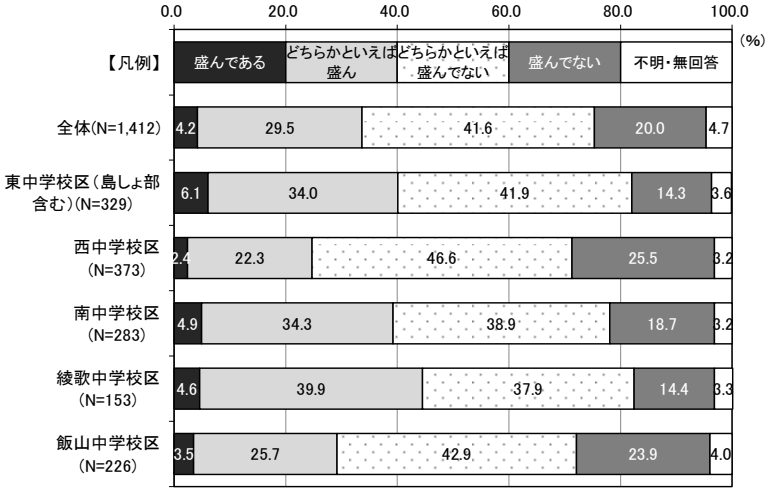

【地域活動について】

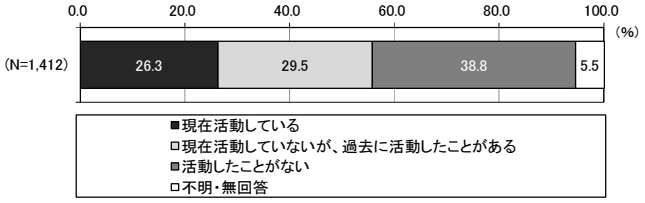

【地域活動の目的】

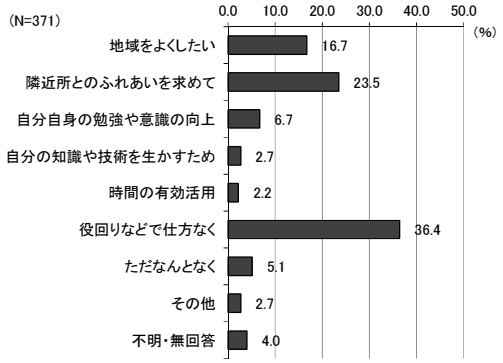

課題３　要支援者に対応する共助の強化

本市の高齢化率は今後さらに上昇していくことが予想されています。地域別でみた場合では、すでに高齢化率が 30%、40%を超えるような地域がみられます。中長期的な将来を見据え、車が運転できなくなった場合の移動の問題や、認知症※の高齢者への対応、コミュニティ活動の担い手確保など、地域の特性に応じて見守り･声かけ･集い･生活支援などの多様な支援体制を充実していく必要があります。

さらに、高齢者や障がいのある人など、支援が必要な人の増加が見込まれる中、一人ひとりの権利を守る体制整備を進めていくことが重要になります。そのため、市民が成年後見制度※を利用しやすくするための検討や、虐待防止への対応、再犯防止に関する取組等を進める必要があります。

■既存データからみる現状から

･65 歳以上の高齢者のいる世帯数の推移をみると、年々増加しているとともに、平成 27 年には高齢者がいる世帯のうち、一人暮らし世帯及び夫婦のみ世帯が約6割を占めています。

･要支援の認定者は増加傾向にあり、平成 26 年では 1,347 人でしたが、平成 31 年では 1,719 人になっています。

【高齢者のいる世帯数の推移】

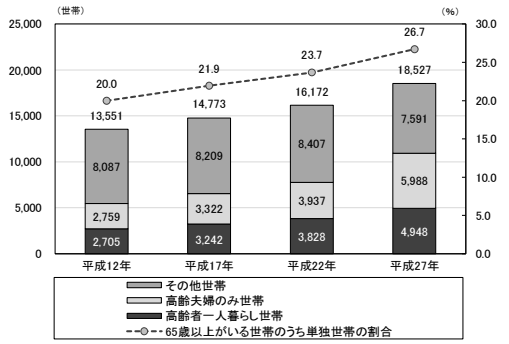

【要介護認定者※数及び認定率の推移】

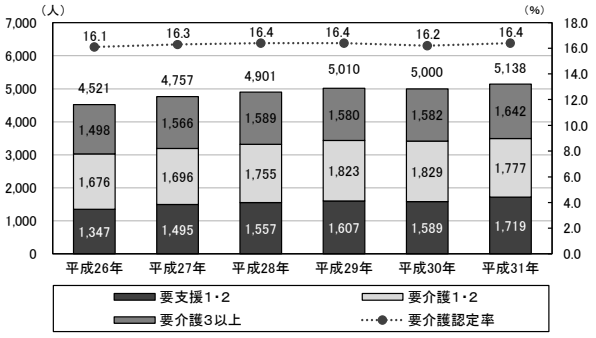

■関係団体アンケート調査から

･認知症が進行し、介護困難となり相談されることがよくある

･軽度の認知症がある場合は、老人クラブ等の活動に参加しなくなりひきこもる傾向がある

･デイサービス等の利用を望まないので、介護者が無理をしている現状がある

･運転免許の返納をすすめられるが、歩いて行くには遠いし、自転車も危なくて不便。タクシーは料金が高すぎて利用しにくいという声を聞く

･発達障がい※等の生き辛さを抱える大人の支援、18 歳以上も切れ目のない支援の流れがあればよい

･高齢者世帯で子どもの居ない方が、家や土地の処分等について悩んでいる　など

課題４　社会的孤立の防止

周囲と交流を持ちたがらない、家庭内の問題を抱え込んでしまっているなど、従来の福祉の枠で捉えきれない、福祉課題が見えにくいという事例も増えています。個人の情報管理やプライバシー保護の意識が強くなり、潜在化している地域課題の把握が難しくなっていることから、地域の中で支援が必要な人をすくい上げ、支援につなげることができる仕組みづくりが必要です。

■市民アンケート調査結果から

・毎日の暮らしの中で、約8割の人が何らかの困りごとや将来の不安を抱えています。不安の内容は「健康」「収入や家計」「介護」が多くなっています。

・不安や悩みの相談先について、「誰にも相談しない・相談できる人がいない」と答えた人が10.5%となっています。

【困っていることや将来心配なこと】

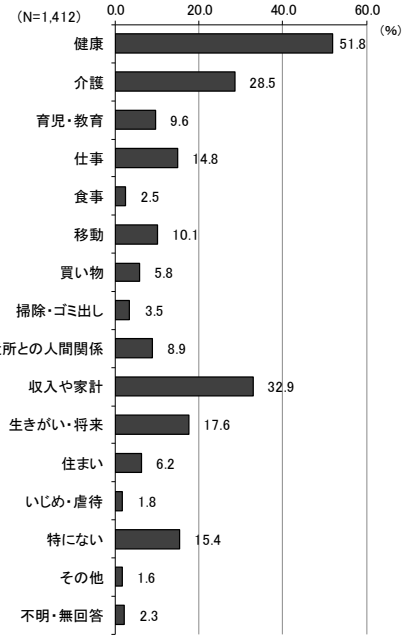

【不安や悩みの相談先】

課題５　福祉に関する情報提供の推進

自助・互助・共助・公助による地域福祉を進めていく上で、適切な情報発信・情報提供が不可欠です。前回計画策定時の調査結果と比べるとやや改善傾向にありますが、依然として情報が入手できていないと感じている住民が半数以上となっています。各種の媒体を活用した情報発信は行われていますが、必要な情報が必要な人に十分に伝わっていないということが考えられます。

年齢によって活用する媒体が異なることなども踏まえ、情報発信が本当に住民目線でなされているかを検証し、より多くの住民に届く情報発信の仕組みを考える必要があります。

■市民アンケート調査結果から

・福祉に関する情報について、58%の住民が入手できていないと回答しています。

・情報の入手先を広報まるがめ以外で年齢別にみると、18～49 歳までは「インターネット・SNS※」が多く、60 歳以上は「自治会の回覧板」が多くなっています。

【福祉に関する情報の入手程度】

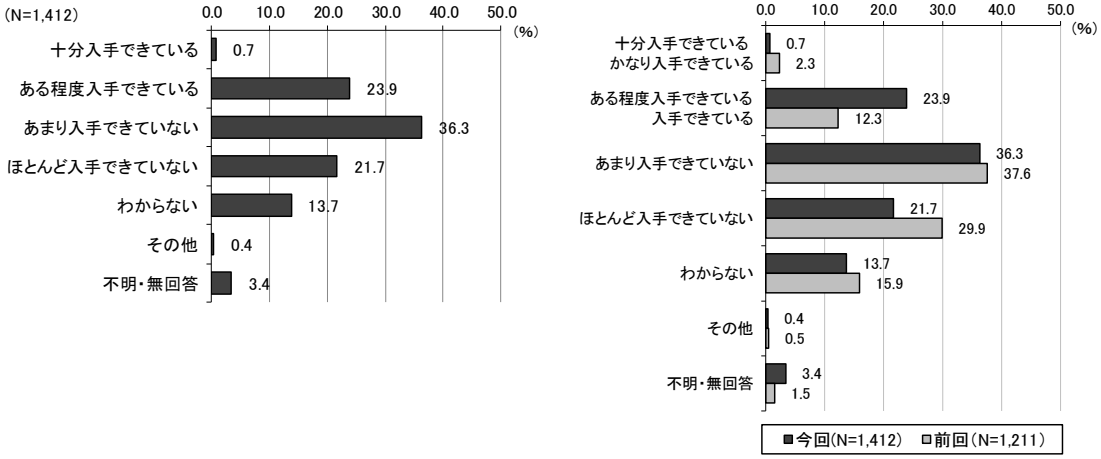

【年齢別　福祉情報の入手先】（上位３位）

	1位	2位	3位
全体	市の広報紙（広報まるがめ） 71.6%	自治会の回覧板 24.1%	テレビ・ラジオ 22.4%
18～29 歳	市の広報紙（広報まるがめ） 45.5%	インターネット・SNS 36.4%	テレビ・ラジオ 26.4%
30～39 歳	市の広報紙（広報まるがめ） 66.7%	インターネット・SNS 24.7%	テレビ・ラジオ 19.5%
40～49 歳	市の広報紙（広報まるがめ） 73.0%	インターネット・SNS 25.2%	テレビ・ラジオ 20.9%
50～59 歳	市の広報紙（広報まるがめ） 68.8%	新聞・雑誌 22.2%	自治会の回覧板 20.4%
60～69 歳	市の広報紙（広報まるがめ） 77.3%	自治会の回覧板 35.1%	新聞・雑誌 26.2%
70 歳以上	市の広報紙（広報まるがめ） 78.7%	自治会の回覧板 39.2%	新聞・雑誌 26.6%

■市民アンケート調査（自由意見）から

・詳しいことはホームページと言われても見られない

・賃貸アパートの掲示板にも情報を出してほしい

・ボランティアの情報を出してほしい　　など

課題６　要配慮者への対応

東日本大震災においては、死者数のうち高齢者の割合が高かったことや、障がい者の死亡率が高かったこと等を踏まえ、要配慮者の生命と身体を守るための対策を講じることが求められています。市民アンケートにおいても、隣近所の人にしてほしい手助けとして「災害時の手助け」が上位にあげられています。身近な地域において助け合える関係づくりを基本として、要配慮者対策を進める必要があります。

■市民アンケート調査結果から

・近所に手助けをしてもらうとしたら、どんなことをしてほしいと思うかについてみると、「災害時の手伝い」が 30.6%ともっとも高く、次いで「安否確認の声かけ」が 30.4%、「どれもしてもらう必要はない」が 19.1%となっています。

【近所の人に手助けをしてもらいたいこと】

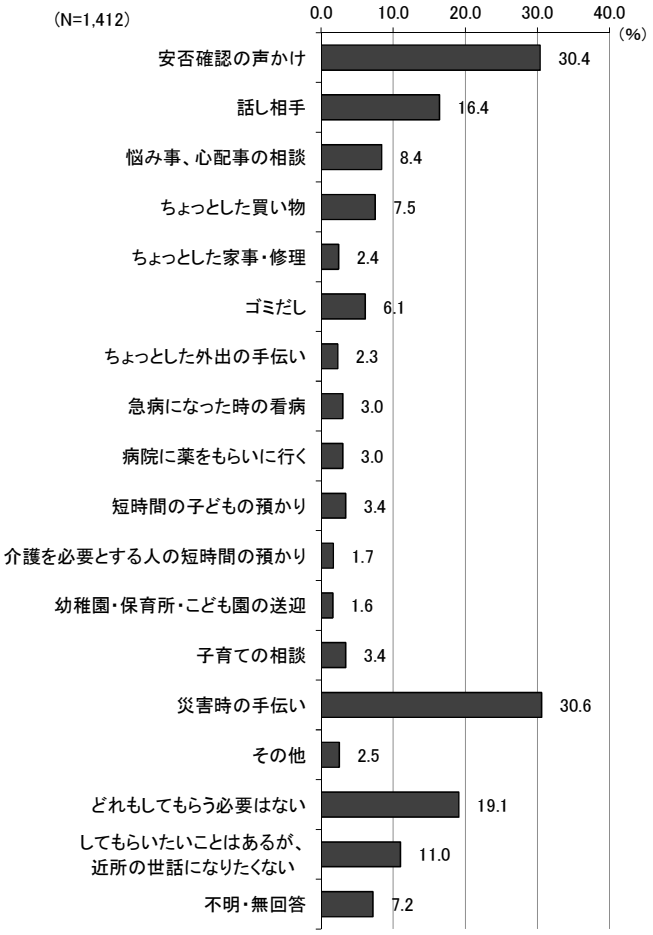

■関係団体アンケート調査から

・急に倒れたり、地震などが起きたりした場合どうすればいいか不安という声をよく聞く

・支援学校に通っていたので、地域の中で知られていないため、災害時等に不安　　など

第３章　計画の基本的な考え方

１．基本理念

丸亀市自治基本条例では、「お互いに個人として尊重されるとともに、自らの意思と責任に基づいて主体的に行動すること」を基本理念とし、みんなが協働※して、安全で安心して暮らせる社会の実現に向けて取り組むこととしています。

地域には、高齢者や障がいのある人など支援を必要とする人、生活上の課題を抱えている人など様々な人が生活し、また住民一人ひとりの価値観や福祉ニーズもそれぞれの立場や環境によって大きく異なります。

しかし、子どもから高齢者まで、障がいのあるなしや貧富等にかかわらず、誰もが、「住み慣れた地域や家庭で、安心して、幸せに暮らしたい」と願う気持ちは共通しています。

このことから、本計画は、地域に住む様々な人々や自治組織、関係団体、事業者など、みんなが地域を基盤に課題を共有し、先人から引き継いだ思いやりのある福祉のまちを協創していくため、「みんながつながり、みんなで支え合い、誰もが安全に安心して暮らせるまち丸亀」を基本理念とします。

基本理念

みんながつながり、みんなで支え合い、
誰もが安全に安心して暮らせるまち 丸亀

２．地域福祉を推進していくための重点的視点

これまで制度・分野の枠や、「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる、包摂的なコミュニティ、地域や社会を創っていく、「地域共生社会」の実現に向けた取組を推進してきました。

今後、地域住民の支援ニーズは複合化・複雑化していくことが予想され、それらに対応していくためには、「断わらない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に行うため、各種分野を超えた全世帯型の包括的・重層的な支援体制の整備を推進していきます。

３．地域福祉の推進とＳＤＧｓ

国際連合においては、開発分野における国際社会共通の課題である持続可能な開発の推進に向け、平成27年(2015年)9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」において、令和12年(2030年)までに持続可能で、よりよい世界を目指す国際目標としてSDGs(エスディージーズ：持続可能な開発目標)を定めています。これは、17のゴールと169のターゲットから構成されており、地球上の「誰一人取り残さない(leave no one behind)」ことをうたい、発展途上国のみならず、すべての国がその実現に向けて努力すべきものとされています。

わが国においても、2016年に総理大臣を本部長とし、全閣僚を構成員とする「SDGs推進本部」を設置し，今後の取組の指針となる「SDGs実施指針」を策定し、2019年には推進のための具体的施策をとりまとめた『SDGsアクションプラン2020』を決定するなど、施策の充実が図られています。

本市においても、SDGsの実現は、行政分野の枠を超えて全庁的に取り組むべき指針として位置づけており、今後の取組の充実を図っているところです。とりわけ地域福祉の分野においては、行政だけではなく、市民、企業、多様な団体・機関のパートナーシップによって、誰一人取り残さない社会の実現を目指すSDGsの理念は、地域共生社会の実現を目指すという基本的な考えにおいて共通するものとなっています。そこで本計画においても、SDGsの実現を計画の基本的な方向性を示すものとして位置づけ、計画全体を通して取り組んでいくものとします。

注：17のゴールのうち、特に本計画とかかわりの深いゴールのロゴを示しています。

４．基本目標

基本理念である「みんながつながり、みんなで支え合い、誰もが安全に安心して暮らせるまち丸亀」を実現するため、次の三つの基本目標を定めます。

基本目標１．　みんなで支え合う「しくみづくり」

地域で自分らしく安心して暮らしていく上で、様々な支援が必要となる場合があります。また、生活のしづらさを一人で抱え込んで深刻化している場合もあります。

みんなが、ご近所さんのちょっとした変化・異変に気づけるよう、地域のつながりを強めるとともに、一人ひとりが必要とする支援に、可能な限り身近な地域が適切に応える仕組みが求められ、そのためには、特定の人や機関だけではなく、地域のすべての人々が、それぞれの力を出し合って、相互に支え合うことが必要です。

誰もが地域で安心して暮らせるよう、みんなで支え合う「しくみづくり」を進めます。

基本目標２．地域福祉を支える「ひとづくり」

地域福祉の推進にあたっては、活動を持続的に推進し、また多様な地域活動を展開していくための人材確保が不可欠です。

地域福祉は、すべての住民が福祉の担い手であり、同時に受け手でもあるという、「お互いさま」の関係の上に成り立っています。この考えの浸透を図るとともに、子どもから高齢者まで、それぞれが各自の立場や状況に応じて、地域活動に参加・参画することが求められています。

福祉教育や生涯学習、地域活動への参加促進をはじめとする取組により、地域活動を支える「ひとづくり」を進めます。

基本目標３．地域で安全に安心して暮らせる「まちづくり」

近年は、子どもや女性、高齢者が被害者となる犯罪や、避けることが難しい大規模な自然災害が多発し、ふだんの生活が脅かされています。

年齢や性別、障がいの有無、経済状況などにかかわらず、誰もが、住み慣れた地域で生涯を通して、安全・安心に暮らしたいという願いを持っています。

丸亀市は、地域福祉の仕組みづくりや取組を効果的に進めるため、みんなが地域で安全に安心して暮らせる「まちづくり」を進めます。

５．地域福祉圏域の考え方

地域福祉の取組は、住民生活に密着して進めていくことが重要ですが、わたしたちの生活は、場面によっていろいろな圏域と関わりを持っています。

以下の三つの圏域が、それぞれの特性を活かした取組を行いながら、お互いに補いあって、様々なニーズに効果的に応えていきます。

〈１〉自治会の圏域

自治会は、暮らしの土台である“住まい”の環境をよりよいものにするために住民が協力していく、地域福祉の原点となる組織です。

このエリアでは、身近なつながりの中で、生活の様々な課題に気づきあい、みんなが日常的に支え合って解決したり、協力して支援の仕組みにつないだりするなど、顔が見え、声がかけあえる関係を大切にした取組を進めます。

〈２〉コミュニティの圏域

コミュニティは、住民生活とのつながりが大きいエリアです。本市では、おおむね小学校区を基本にコミュニティが組織されており、コミュニティセンターを拠点として活動しています。

コミュニティ組織は、自治会や老人クラブ、婦人会など、地域に所在する各種の団体・協議会などが参加し、コミュニティセンターを中心に、地域の課題に応じた地域福祉活動を展開しています。

〈３〉市全域

広域的・専門的な福祉課題については、市全域での対応が求められます。また、地域の取組などを通じて明らかになった、市の施策としての対応が必要な課題に対しては、公的な位置づけで取り組んでいくための制度化や、制度に基づく事業化なども含めて、全市的に検討し、展開していきます。

なお、本市だけでは対応が難しい課題については、周辺自治体や県などと連携して、広域的に取り組みます。

■圏域のイメージ■

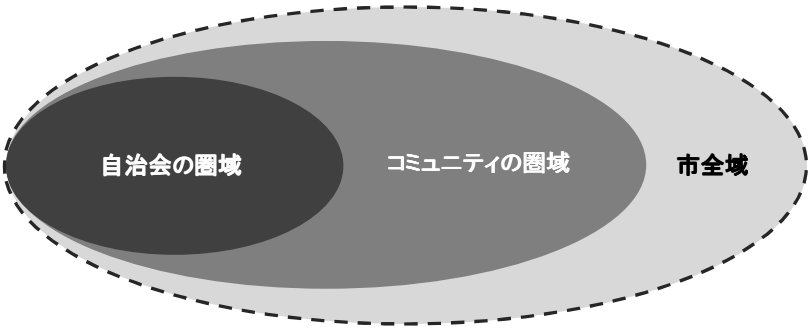

6．計画の体系

本計画は、三つの基本目標の実現に向けて、10 の行動目標を定め、行政と社会福祉協議会、住民、地域（関係団体、事業者を含む）がそれぞれの役割を担いながら協働※して取組を推進していくこととします。

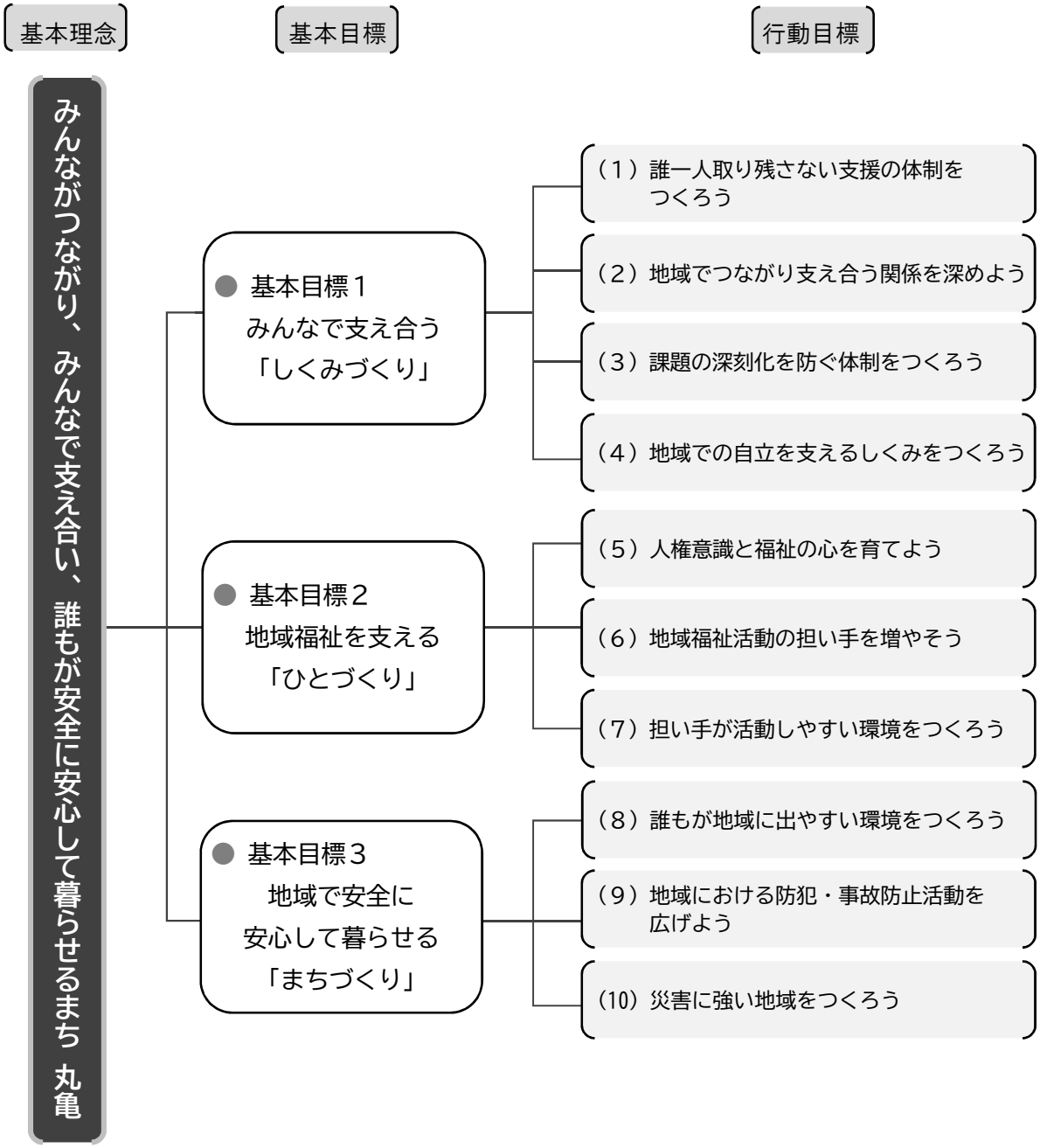

第 4 章　取 組 の 推 進

基本目標１．みんなで支え合う「しくみづくり」

行動目標　　１．誰一人取り残さない支援の体制をつくろう

現状と課題

誰もが役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる、包摂的なコミュニティ、地域や社会を創っていく、「地域共生社会」を実現していく上で、地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する市町村における包括的な支援体制の構築が求められています。こうした取組を進めていく上で、国においては次の3つの観点からの取組が必要とされています。本人・世帯の属性にかかわらず受け止める「断らない相談支援」、本人・世帯の状態に合わせ、地域資源を活かしながら、就労支援、居住支援などを提供することで社会とのつながりを回復するための「参加支援」、地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や多様な活躍の機会と役割を生み出す「地域づくりに向けた支援」です。

こうした取組は、行政や社会福祉協議会だけで実行できるものではなく、住民や様々な地域の団体、関係機関と話し合い、考え方や課題意識を共有しながら、本市の実情に応じた取組を進めていく必要があります。本市においては、子育て支援、高齢者支援、障がい者支援、生活困窮者※支援等、福祉分野における様々な事業・制度や、必要な支援・サービスを提供する事業者、住民のボランティア活動等、様々な支援の取組があります。また、地域に目を向ければ、自治会や老人クラブをはじめとする地域団体や、学校支援活動、環境美化活動、地域の祭り等、様々な活動が地域住民の手によって行われています。これらが個別に取り組まれるのではなく、地域という共通の基盤の上で、相互に連携し、誰一人取り残すことのない、重層的で包括的なつながりと支援の体制をつくっていくことが大切です。こうした体制は一朝一夕にでき上がるものではありませんが、行政・関係団体・地域住民が目指す方向を共有し、どのような課題にも、どのような困難を抱えた人にも、支援の手が差し伸べられる地域づくりを進めていく必要があります。

みんなで行う取組の方向

- 世代や活動分野の枠を超えて、地域の中で互いの存在を認め合い、連携・協力して取り組める関係づくりを進めます。
- 誰一人取り残さない支援体制の構築に向け、地域の様々な活動の横の連携を深めるとともに、総合的な相談支援を充実させます。
- 既存の分野や課題ごとの取組にとどまるのではなく、切れ目や隙間がなく誰もが支援を受けることができる包括的な支援、困難の程度や状況に応じて必要な支援が受けられる重層的支援の体制づくりを目指します。

丸亀市の取組【地域福祉計画】

①包括的・重層的な支援体制づくりに向けた交流と相互理解の促進

- 福祉・教育・就労等の多様な分野で取り組まれている施策について、情報共有や複数の事業の一体的な実施等、連携・協力して取り組めるよう、職員の意識改革と体制づくりを進めます。
- 活動分野や世代の異なる様々な住民の活動の、地域における相互交流や、連携・協力のための取組を支援します。

②相談窓口の充実と総合的な相談支援体制の構築

- 困難な事例において、関係者の連携を円滑に進め、適切な支援に繋げていく役割を果たす中核的な機関の構築を検討します。
- 市内6か所の地域包括支援センター※のブランチを市民に身近な相談場所としてさらに充実させ、相互の連絡会を定期開催する等、連携の強化と相談支援の充実を図ります。
- 子育て家庭の相談全般から専門的な相談対応を行う「あだぁじぉ」と「ハッピーサポート丸亀」の連携した取組による「まる育サポート」や、家庭児童相談室が関係機関と連携を図りながら支援に努めます。
- 民生委員・児童委員、各種相談窓口などで受けた相談について、複数の部局にまたがって関係職員が連携を取りながら、適切な対応を図ります。
- 特に支援が届きにくい精神障がいの人向けのアウトリーチ※型の相談支援等、必要とする人の特性に応じて対応できる専門性の向上と、複合的な困難に対応できる幅広い連携の深化に努めます。

社会福祉協議会の取組【地域福祉活動計画】

①包括的・重層的な支援体制づくりのための取組

- 地域ごとに特徴があり、多様な住民の活動について、広く情報収集・情報提供するとともに、相互に連携・協力のための取組を実施します。
- 求める支援ニーズに応じ、様々な地域活動や行政サービス等をつないだ切れ目のない支援体制づくりに取り組みます。
- 制度の狭間における支援のための新しい仕組みづくりや連携・協働※の活動を創出するコミュニティソーシャルワーク※の充実を図ります。

②相談窓口機能の強化と連携の推進

- 総合相談支援窓口「あすたねっと」において、住民からの多様な相談に対応できる体制を整備します。
- コミュニティや行政等と連携し、地域における潜在的な福祉・生活課題の把握や困りごとを抱えた世帯の支援に努めます。
- あらゆる相談に対応できるよう、相談員の専門性の向上に努めるとともに、多職種連携のための体制整備に努めます。

自助・互助・共助を豊かにしていくために

◇地域で様々な活動をしている人や団体について知り、積極的に参加しましょう。
◇多様な地域活動の担い手が、相互に交流する場や、地域の課題について話し合う場を持ちましょう。
◇活動に参加していない人に参加を呼びかけ、誰も取り残さない地域づくり・活動づくりを進めましょう。
◇民生委員・児童委員やブランチなど、身近な相談窓口について知っておくようにしましょう。
◇相談支援に関わる事業所は、専門性を高めるとともに、他分野との連携・協力を進めましょう。

まる育サポート
（丸亀市子育て支援総合相談窓口）

まる育サポートは、妊娠期をはじめ０歳から 18 歳になるまでの子育て期を、「ハッピーサポート丸亀」と「あだぁじぉ」がしっかりと連携しながら、長期的に切れ目なく支援していく取組です。

ハッピーサポート丸亀

地区担当保健師が中心となって、妊娠届出時からの出会いをスタートに、赤ちゃん訪問や乳幼児健診などで継続してサポートしていきます。

また、子どもが健やかに成長するために、保健・福祉・医療が一体的にサービスを提供します。

あだぁじぉ

臨床心理士等子育て支援の専門相談員が、子育て中のあらゆる問題や心配ごとの相談を、子どもの年齢や状況に合わせてサポートします。

〇相談事業：臨床心理士等による個別相談
〇出張相談：子育て支援拠点施設へ出向いての講話や個別相談
〇情報提供：関係機関と連携しての子育て情報提供

丸亀型“福祉でまちづくり”を目指して
～おもいやりネット丸亀～

「おもいやりネット丸亀」は、香川県全域で取組を進めている「香川おもいやりネットワーク事業」の丸亀市での取組です。

■主な取組

社会福祉法人施設と社会福祉協議会と民生委員・児童委員がつながり、支援を必要とする人を、各機関が持つ機能や特徴を活かしながら「地域でトータルにサポートするしくみ」をつくり、「丸亀型“福祉でまちづくり”」を目指しています。

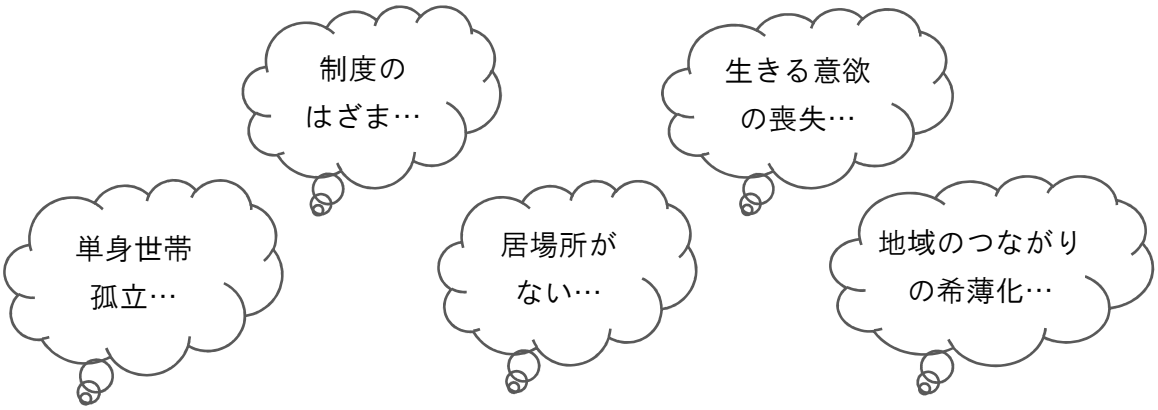

行動目標　　２．地域でつながり支え合う関係を深めよう

現状と課題

高齢者のみの世帯や単身高齢者の増加、ひとり親世帯の増加、子どもの貧困問題や生活困窮者※の問題への注目といった社会的な動向の一方で、アンケート調査結果等からは、地域の活動や福祉の活動について関心を持たない人が少なくないことや、近所づきあいが希薄化していることが課題として浮かび上がっています。特に若い世代ほど、住民相互の支え合い・助け合い活動の必要性への積極的な賛成が少なく、近所づきあいが浅い傾向が示されており、関心が低下していることがうかがえます。自治会加入率の低下も引き続き課題となっており、子育て世代や若者世代を含めた地域のつながりを深めていくことが重要となっています。

課題を抱えている人に早い段階で気づき、適切な支援につなげること、支援を必要とする人を地域で見守ること、災害時の避難行動要支援者※への支援などの地域福祉を進めていくためには、その基盤として、日頃からのつきあいの中で信頼関係を築き、気軽に声かけや相談ができることが大切です。互いのプライバシーを尊重しつつ、隣近所、自治会、コミュニティなど地域社会の中で、共に生きる意識を高めるとともに、多様な交流を進め、顔の見える関係づくりを進める必要があります。

市民アンケート調査では、毎日の暮らしの中で、約8割の人が何らかの困りごとや将来の不安を抱えている一方で、1割ほどの人については不安や悩みの相談先について、「誰にも相談しない・相談できる人がいない」と回答しています。経済的困窮や疾病・障がい等、支援を必要とする人ほど社会的に孤立しやすいという問題は、様々な場面で指摘されており、地域で困りごとをキャッチし、支援の手を差し伸べられる環境がより一層大切になります。

近所の人からの助けの求めがあった場合には、約6割の人が前向きに対応したいと回答している一方、福祉に対して関心のない人ほど、「対応してもよいが、できるだけ避けたい」、「かかわりたくない」という回答が多くなっています。地域での人間関係の深まりと、支え、支えられる関係づくりが、誰にとっても大切で必要なものだという共通理解を広めていく必要があります。

高齢単身世帯やひとり親世帯が増加傾向にあり、また新型コロナウイルス感染症が日常生活や経済活動に大きな影響を及ぼしている現在、支援を必要とする人が助けを求められず、社会的に孤立してしまうことが増加していく可能性もあります。日常的な見守りや身近な相談窓口など、困りごとをキャッチしやすい体制を充実するとともに、地域住民による新たなサポート体制の構築が求められています。

みんなで行う取組の方向

- 日頃から地域のつながりを強める意識をみんなで共有するとともに、高齢者、障がい者、子どもなども含めた交流活動を充実させ、地域住民の連帯感を育み、顔の見える関係を築きます。
- 自治会の加入率向上に努め、コミュニティの強化を図ります。自治会をはじめとする地域での活動について、誰もが知ることができるよう情報提供の充実を図ります。
- 苦しい人ほど声を上げにくい状況にあるかもしれないことに留意し、隣近所や地域で、日常的に声をかけ合い、ちょっとしたことでも相談でき、支え合える体制づくりを進めます。
- 地域において、住民相互の助け合いや協力により、生活上の困りごとを支援する取組を進めます。

丸亀市の取組【地域福祉計画】

①地域団体への支援

- 自治会等の地域団体の活動を支援することで、地域のつながりの強化を図ります。
- 自治会等の地域団体の活動やその大切さについて、住民や転入者への情報提供を進めます。

②交流やふれあいの場・機会づくり

- 幼稚園・保育所・認定こども園※と地域との交流や、地域住民による学校支援活動を推進します。
- 多様な交流を進める場であるコミュニティセンターの利用者の増加に向け、コミュニティの支援に努めます。
- 地域において多世代が気軽に交流できる場づくりを応援します。

③地域での見守り・支援体制の充実

- 住民が地域において支援が必要な人などに気づき、対応ができるよう、周知啓発を図ります。
- 民生委員・児童委員、福祉協力員、福祉ママ、母子保健推進員※、母子愛育班、老人クラブ、婦人会、自治会、コミュニティなどが行う地域での見守り・助け合い活動を支援します。
- 地域の困りごとや課題について話し合う場づくりや実情に応じた見守り体制づくりなど、互助の仕組みづくりを支援します。

社会福祉協議会の取組【地域福祉活動計画】

①地域交流のための場づくり

- 地域の特性に応じた多様な居場所づくりや活動等を支援し、高齢者や障がいのある人の閉じこもり防止に努めます。
- 住民同士の顔の見える関係づくりや地域活動の推進に向けたコーディネーター機能の充実を図ります。
- 安心して子育てができる環境づくりのため、子育て世代が交流できる場づくりを行います。
- 子どもの貧困対策としての子ども食堂※の推進や運営支援を行います。

②支え合いの地域づくりに向けた支援

- 民生委員・児童委員や福祉協力員等、地域で活動する支援者と顔の見える関係づくりを進めます。
- 小地域ネットワーク会議や住民座談会等を開催し、地域の福祉課題を共有・検討する場づくりを行います。
- 住民主体の地域の困りごと等の情報交換の場づくりや生活課題を相談できる体制づくりを進めます。

自助・互助・共助を豊かにしていくために

◇あいさつや声かけ等を積極的に行い、地域で顔の見える関係をつくりましょう。
◇自治会等についてみんなが知ることができるよう、情報を届け、積極的に加入を呼びかけましょう。
◇地域に暮らす人が気軽に集い、話し合える場をつくりましょう。
◇困りごとを相談しやすい環境をつくり、支援が必要な人には身近な相談窓口を紹介しましょう。
◇誰かが気づいた地域の課題を共有し、助け合い・支え合いの活動につなげましょう。

高齢者等移動手段確保モデル事業

外出支援が必要な高齢者が積極的に地域活動や社会参加ができるよう、地域において互助による移動支援の仕組みを構築するためモデル事業を実施します。小学校区を単位として、地区コミュニティが運営主体となり、「互助」による輸送での外出支援活動を実施することとし、事業実施地区に車両を貸出します。

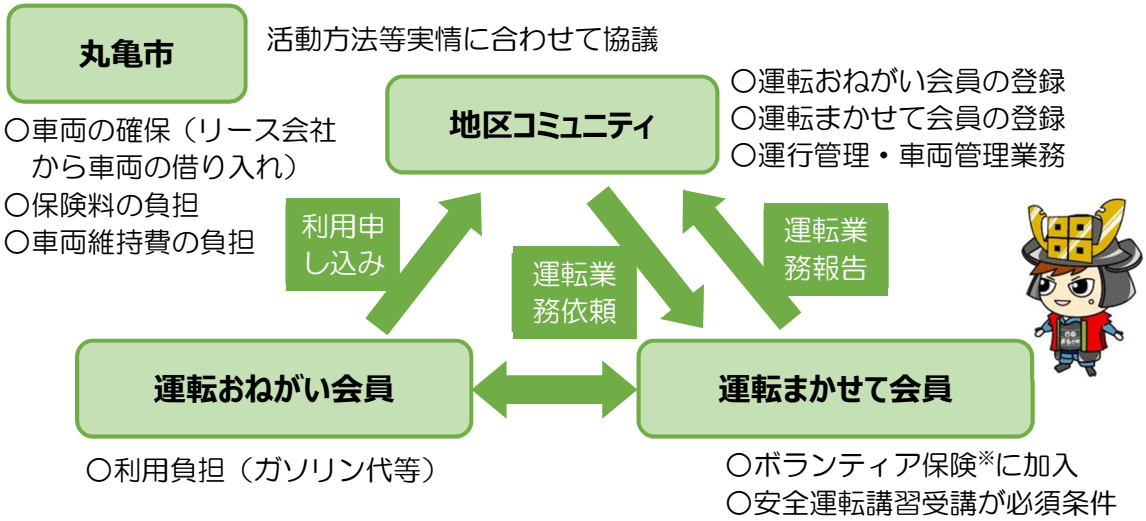

【移動支援の範囲】片道おおむね５km以内の買物、受診、コミュニティセンター、バス停等への送迎
【令和２年度の取組】モデルコミュニティ４か所で実施（城坤、川西、飯山南、岡田）

子ども食堂※応援プロジェクト事業

子ども食堂応援プロジェクト事業は、食事を通じて子どもと地域がつながる垣根のない場をつくることによって、寂しさやしんどさを抱える子どもたちを地域で見守り、育み、地域ぐるみで子どもを大切にする取組（子どもの笑顔を育むコミュニティづくり）を、丸亀市内に広げていくことを目的とした団体、グループ等の活動支援をしています。

■主な取組

地域の子どもたちが、ご飯を食べたり、宿題をしたり、本を読んだり、遊んだりなど、地域の大人とつながり、安心して過ごすことのできる居場所を、定期的に開設しています。

行動目標　　３．課題の深刻化を防ぐ体制をつくろう

現状と課題

住民が抱える生活課題は、介護、障がい福祉、精神保健※、子育て、虐待やDV※、自殺問題など複数の分野にまたがっているうえ、周囲との関係を拒み孤立、経済的に困窮、制度利用を拒否、困りごとを自身や家族で抱え込んでいるなど、複雑多様化しています。制度のはざまで既存の支援の仕組みだけでは対象とならない場合や、深刻な状況になかなか周囲が気づけない場合も少なくありません。また、地域でそのような人の存在に気づいたとしても、対応の仕方がわからない、解決の糸口がなかなか見つけられないなどにより、状況が深刻になる可能性もあります。

住民が抱えている課題の深刻化を防ぐためには、身近な相談機関が必要であることはもちろんですが、身近な地域で連携協働※の体制をつくり、複数の専門職や専門機関と連携して、状況を把握し、課題が深刻化する前に必要な支援に結び付けていくことが重要です。市民アンケート調査では、近所に見守りを必要とする人や気にかかる人がいるかどうかについてみると、「いない」が 39.1％ともっとも高くなっており、住民相互の見守り意識も重要である一方で、それだけでは必要な支援につながらない可能性もあります。

ますます複雑多様化する地域の生活課題の深刻化を防ぐため、住民と専門職や専門機関、事業所、関係団体等のネットワークづくりを進め、困りごとを抱えている人や制度の谷間で十分な支援が受けられていない人を、総合的・包括的に支える体制づくりが必要です。

みんなで行う取組の方向

- 従来の見守り活動や制度の対象とならない人を孤立させないため、関係団体・事業者などによるネットワークの充実・強化を図り、支援からこぼれる人を把握し、支えられる体制づくりを進めます。
- 地域において高齢者や障がい者、児童への虐待、DVなどの防止や早期発見に取り組み、発見した場合は、適切な機関につなぐ仕組みをつくります。
- 課題の深刻化を防ぐため、地域、専門職・専門機関、社会福祉協議会、行政による重層的な連携・協働体制を構築していきます。

丸亀市の取組【地域福祉計画】

①専門・相談機関の連携体制の充実

- 地域の生活課題に対して、地域担当職員制度を活用し、課題解決に向けた横断的な支援を行うとともに、プロジェクト会議の開催を通じた連携・協働※体制の構築に努めます。
- 高齢者や障がい者、児童への虐待、DV※などに対する専門的な通報対応や相談・支援体制の充実を図ります（高齢者支援（虐待防止等）ネットワーク、障害者虐待防止センター、要保護児童対策地域協議会など）。
- 困難事例の予防と早期発見・対応のため、社会福祉協議会や関係団体等と行政が連携・協働する地域福祉ネットワークの構築を図ります。
- 課題の深刻化の防止について、関係機関と連携し、自殺対策も視野に入れた取組の充実を図ります。

社会福祉協議会の取組【地域福祉活動計画】

①地域や多様な主体との連携協働の推進

- 民生委員・児童委員や関係団体・関係機関と連携し、地域の情報把握や課題解決のための事例検討を行います。
- 企業や事業所等との連携による見守り活動の充実に取り組み、連携企業との地域情報の共有に努めます。
- 相談支援体制の充実を図るため、地区担当職員の資質向上に取り組みます。

②困難な課題を持つ人への支援

- 社会福祉協議会のネットワーク機能を活かして、地域と連携した課題解決の仕組みづくりを進めます。
- 複合的な困りごとを抱えた人や世帯に寄り添い、関係機関・関係団体と情報共有し、連携して課題解決に努めます。
- 既存の制度やサービスだけでは解決できない課題に対応できる支援や仕組みづくりについて、関係機関・関係団体と連携しながら、検討するための場づくりを推進します。

自助・互助・共助を豊かにしていくために

◇お互いに隣近所での見守りを心がけましょう。
◇地域で支援が必要な人に気づいた場合や、異変を発見した場合は、民生委員・児童委員などに速やかに相談しましょう。
◇支援を必要とする人を見逃さず、孤立することがないような体制づくりや見守りに協力しましょう。
◇既存の制度や支援だけでは解決できない地域の生活課題について、積極的に共有し、対応のための知恵を出し合いましょう。

住み慣れた地域で安心して暮らせるための見守りネットワークづくり ～小地域見守りネットワーク活動～

民生委員・児童委員の担当エリアごとの福祉ニーズを把握するため、民生委員・児童委員、福祉ママ、福祉協力員等と情報交換会を開催し、関係機関などと連携して支援する輪（小地域ネットワーク）づくりを進めています。

福祉協力員の活動

- 地域の福祉ニーズの早期発見、関係機関への早期連絡等、地域における見守り・支援活動
- 「いつでも、どこでも、だれでも」適切な福祉サービスが受けられるようにその制度や利用方法に関する情報の提供及び普及啓発
- その他地域の福祉に必要な活動

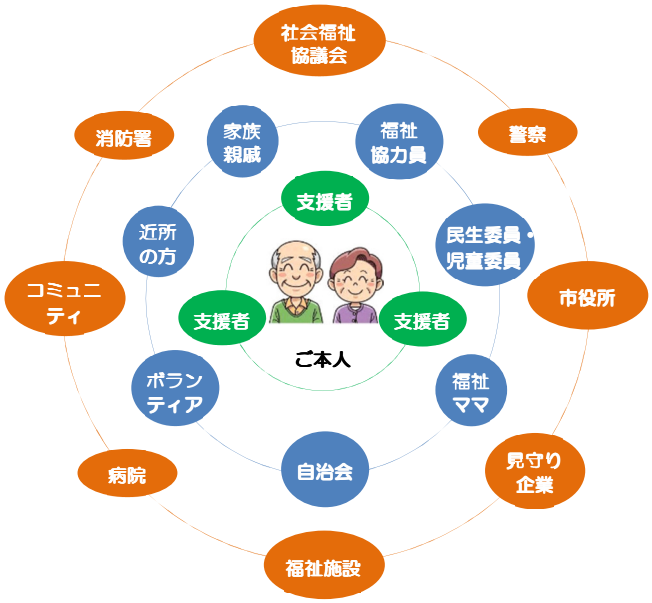

行動目標　　４．地域での自立を支えるしくみをつくろう

現状と課題

誰もが住み慣れた地域で心豊かに自立した生活ができる地域社会が求められています。

生活困窮者※の自立支援や子どもの貧困対策、高齢者や障がい者の地域における生活の支援等、法制度に基づく様々な支援や事業が実施されていますが、単に経済的困窮や要介護といった単一の課題だけではなく、ひきこもり※や心身の健康面など複合的な困難を抱えていることも多くなっています。加えて、新型コロナウイルス感染症の拡大による影響は、非正規雇用等立場の弱い人から仕事を失いがちであることが指摘されており、厳しい状況をより一層顕在化させているという指摘もあります。

認知症※やひとり暮らし高齢者、障がい者等が、住み慣れた地域で自立した生活を送り続けることを支援する仕組みを充実させていくことも重要な課題です。本市では、「高齢者福祉計画及び介護保険事業計画」「障がい者基本計画・障がい福祉計画」等の行政計画に基づき、社会的な支援を必要としている人への支援体制の整備に努めてきましたが、様々な地域のニーズに対応していくため、各々の公助計画に基づいて、関係各課と連携を図りながら更なる支援体制の充実を図る必要があります。

地域においてこうした支援を必要とする人の自立を支えるということは、単に経済的な自立や支援を受けないということを意味するのではなく、支援を受けながらであってもその人らしい生き方ができる環境をつくっていくことが大切です。誰も排除されることなく、その人らしく自立した生活を支えられる地域づくりを進めていくことが求められます。

また、安心・安全な地域社会をつくっていく上で、過去に罪を犯した人たちの孤立を防ぐとともに、地域においてその立ち直りを支えることで、犯罪の多くを占める再犯を防止していくことも重要な課題となっています。本計画に再犯防止推進計画を包含することにより、地域における再犯防止の取組の充実を図ります。

みんなで行う取組の方向

- 生活に困窮している人の状況を把握し、自立を支援します。
- 介護が必要な高齢者や障がい者等が、地域で自立した生活が送れるような体制をつくります。
- 高齢者や障がい者等の権利擁護※の取組を進めます。
- 罪を犯した人たちの立ち直りを支え、再犯を防止する取組を推進します。
- 自立した生活の基盤となる就労や社会参加の支援を行います。

丸亀市の取組【地域福祉計画】

①生活困窮者※等への支援

- 生活困窮者のニーズの把握に努め、生活困窮者自立支援法に基づく事業を推進します。
- 「丸亀市生活困窮者自立支援運営協議会※」「丸亀市生活困窮者自立支援調整会議※」を開催し、早期発見や適切な支援につなぐことができるよう救護施設や隣保館など関係機関のネットワークをつくります。
- 生活困窮者をはじめ、支援が必要な人と地域のつながりを確保するとともに、これらを地域全体で支える基盤を構築します。

②高齢者、障がい者等の地域での自立支援

- 各種計画に基づき、必要なサービスの提供体制を整えるとともに、地域包括ケアの体制づくりや医療と介護の連携を深めるなど、高齢者や障がい者等の在宅生活を支援する事業を推進します。
- 子育て中の保護者の生活支援として、生活困窮者に対する包括的な支援や保育の受け皿の確保の推進、様々な子育て支援事業による育児負担の軽減を図ります。
- 社会的養育が必要な子どもへの里親制度や特別養子縁組制度等を県と協力し推進します。

③権利擁護※の推進

- 後見センターまるがめ（社会福祉協議会）を広報機能、相談機能、成年後見制度※利用促進機能、後見人支援機能等を担う地域連携ネットワークの中核機関として位置づけ、連携を図ります。
- 成年後見制度の広報啓発に努めるとともに、権利擁護支援の必要な人を早期に発見し、成年後見制度等の利用促進を図ります。
- 市民後見人※の養成を推進し、成年後見人等の担い手の確保に努めます。
- 法人後見※事業を実施する団体や親族、市民後見人などの後見人に対しての支援を行います。
- 生活を支える各種の福祉サービスや制度の利用について、利用者が適切な支援を選択でき、権利の侵害を受けた場合には適切な解決のための支援を受けられる体制の整備を図ります。

④再犯防止活動の推進

- 再犯防止推進計画を策定し、就労、住居、保健医療、福祉等の施策を総合的に推進します。

⑤就労の支援

- 自立した生活の基盤となる就労の安定について、関係機関と連携して、支援が必要な人の就職・定着を支援する取組の充実を図ります。
- 就労が難しい人の職業訓練の支援や、就労に替わる社会参加の場の確保に取り組みます。

社会福祉協議会の取組【地域福祉活動計画】

①生活困窮者※への支援の推進

- 総合相談支援窓口「あすたねっと」において、生活のしづらさを抱えた方が地域で自立して暮らせるよう関係機関・関係団体と連携しながら、個々のニーズに応じた支援を行います。
- 福祉的な支援を必要とする罪を犯した人たちの立ち直りを支援するため、香川県地域生活定着支援センターや香川県社会福祉協議会と連携を図りながら、個々のニーズに応じた支援を行います。
- フードバンク※事業の周知等、支援事業についての啓発・情報提供を行います。

②高齢者等の生活支援の推進

- 外出支援、買物支援、配食サービス、救急医療情報キット※（安心キット）の充実とともに、地域の特性に応じた生活支援の仕組みづくりに取り組みます。
- 民生委員・児童委員等と連携し、福祉情報の提供や悪徳商法等の注意喚起などの情報提供に努めます。

③権利擁護※の推進

- 成年後見制度※利用促進に係る地域連携ネットワークの中心的な役割を担う「中核機関」として、「後見センターまるがめ」が成年後見制度の広報・啓発、相談・利用支援を行います。
- 「後見センターまるがめ」において、権利擁護事業（日常生活自立支援事業※、法人後見※事業等）の充実に努めます。

自助・互助・共助を豊かにしていくために

◇誰もが一人では生きていけないことを理解し、地域住民がお互いに支え合い、助け合う地域づくりを進めましょう。

◇地域全体で犯罪や非行の防止と犯罪からの立ち直りを支える意識を持ちましょう。

◇行政・社会福祉協議会・事業所等が実施する各種の支援や福祉の制度を知り、必要な人に情報を伝えましょう。

生活困窮者※の自立を支援するための取組
～生活困窮者自立支援法に基づく事業の概要～

生活困窮者自立支援法では、「生活困窮者とは、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」とされています。また、この法律で、「市は、公共職業安定所その他の職業安定機関、教育機関その他の関係機関との緊密な連携を図りつつ、適切に生活困窮者自立相談支援事業及び生活困窮者住居確保給付金の支給を行う責務を有する」と規定されています。

■丸亀市におけるこれまでの取組

①自立相談支援事業

地域に相談窓口を設置し、支援員が多様で複合的な課題を抱える生活困窮者に対し、他法・他施策の窓口や地域のネットワーク、関係機関等と連携し、相談者の自立に向けた支援を行います。

②住居確保給付金

離職などにより住居を失った方、または失うおそれの高い方に、就職に向けた活動をすることなどを条件に、一定期間、家賃相当額を支給します。

③家計改善支援事業

家計状況の課題を把握し、相談者が自ら家計を管理できるように、状況に応じた支援計画の作成、相談支援、関係機関へのつなぎ、必要に応じて貸付のあっせん等を行います。

④就労準備支援事業

直ちに就労が困難な方に６か月から１年の間、一般就労に向けた支援や就労機会の提供を行います。

⑤子どもの学習・生活支援事業

小中学生を中心とした子どもの学習支援をはじめ、仲間と出会い活動ができる居場所づくり、進学に関する支援等、子どもと保護者の双方に必要な支援を行います。

仕事や生活に困っていらっしゃる方、まずはご相談ください。
相談窓口では一人ひとりの状況に合わせた支援プランを作成し、
専門の支援員があなたに寄り添いながら、他の専門機関と連携して、
解決に向けた支援を行います。

判断能力が十分でない方の権利を守る
～後見センターまるがめ～

後見センターまるがめでは、認知症※高齢者や知的障がい者、精神障がい者など判断能力が十分でない人が、成年後見制度※や日常生活自立支援事業※などを利用して、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるように、下記の事業に取り組んでいます。

(1)成年後見制度に関する広報及び啓発
(2)成年後見制度等権利擁護※に関する相談及び利用支援
(3)市民後見人※候補者の登録、受任調整及び市民後見人への活動支援
(4)法人後見※及び法人後見監督活動
(5)日常生活自立支援事業
(6)成年後見制度に関わる関係機関との連携

●地域連携ネットワークの構築に向けて（成年後見制度のプラットホームに…）

成年後見制度において地域で困っていたり、権利擁護に関する課題や後見制度利用にともなう課題を福祉職と法的な専門職や地域の方々と一緒に考えていくことが地域連携ネットワークの役割になると考えます。

弁護士・司法書士・社会福祉士・福祉関係者に加え、医療関係者（医療ソーシャルワーカー）や自立支援協議会・金融機関等の方々にも呼びかけ、丸亀市における成年後見制度や権利擁護について、協議する場として『協議会』を設置し、制度の理解や啓発に向けて協議を行っていきます。

丸亀市の成年後見制度支援体制

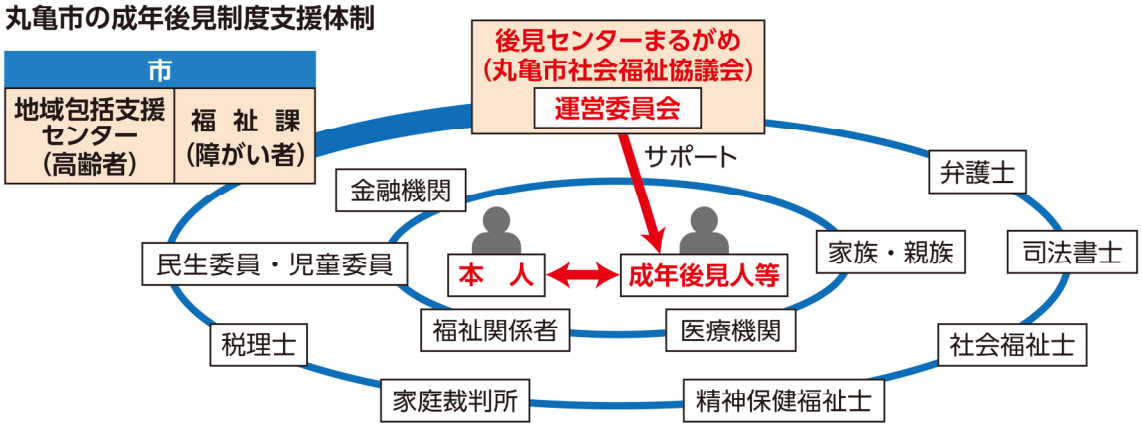

★成年後見制度とは

認知症、知的障がい、精神障がいなどによって物事を判断する能力が十分ではない人について、本人の権利を守る援助者（成年後見人等）を選ぶことで、本人を法律的に支援する制度です。

●判断能力が不十分になる前に　➡将来、判断能力が不十分となった場合に備えて、「誰に、どのような支援をしてもらうか」をあらかじめ契約により決めておく「任意後見制度」が利用できます。

●判断能力が不十分になってから➡家庭裁判所によって、援助者として（成年後見人・保佐人・補助人）が選ばれる「成年後見制度」が利用できます。

丸亀市再犯防止推進計画

1. 計画策定の趣旨

刑法犯の認知件数が減少傾向にある一方で、検挙人員に占める再犯者の比率（再犯者率）が約 50%に及ぶなど、安心して安全に暮らせる地域社会の実現に向け、「再犯」をどのように防ぐかが重要課題となっています。そこで、関係機関や民間団体等が連携・協力して犯罪をした者等の立ち直りを支援することにより、安全・安心して暮らせる社会の実現を目指して「丸亀市再犯防止推進計画」を策定するものです。

2. 再犯防止推進の取組

◇就労の確保の支援◇

・障害者就業・生活支援センターや生活困窮者自立支援制度における就労準備支援事業・就労訓練事業、生活保護受給者等就労自立促進事業等の各種制度を活用して、犯罪をした者等の年齢、障がい種別、障がいの程度といった特性に応じ、就労支援及び就労定着を図ります。

・丸亀地区保護司会及び高松保護観察所との協定に基づき、建設工事競争入札参加資格審査において、保護観察対象者等を雇用する協力雇用主を評価する制度を促進し、保護観察対象者の就労の機会の拡大に努めます。

・刑務所出所者等の雇用を希望する事業者をサポートする機関であるコレワーク四国（高松矯正管区矯正就労支援情報センター室）等の活動について周知に努め、雇用の促進を推進します。

◇住居の確保の支援◇

・犯罪や非行をした人で適当な居住先のない人たちを収容し、宿泊・食事の供与と日常の生活指導・就労指導等を実施する更生保護施設讃岐修斉会が健全に運営されるよう支援します。

◇保健医療・福祉サービスの利用促進◇

・高松保護観察所や更生保護施設讃岐修斉会等及び丸亀地区保護司会、丸亀更生保護女性会等の更生保護関係機関及び丸亀少女の家等の矯正施設並びに民生委員・児童委員や社会福祉協議会等の福祉関係機関等との連携により、必要な福祉サービス等が円滑に提供できるよう、地域全体で立ち直りを支援していく体制の整備に努めます。

◇再犯防止に関する広報・啓発活動の推進◇

・市ホームページや広報紙等において、丸亀地区保護司会、丸亀更生保護女性会等の更生保護ボランティアの活動について周知し、市民の理解の促進に努めます。

・犯罪や非行の防止と立ち直りを支える取組である「社会を明るくする運動」や、「再犯防止啓発月間（7月）」等を通じ、再犯防止に関する地域での理解を促進します。

◇学校等と連携した支援◇

・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを積極的に活用するとともに、地域援助等を実施する法務少年支援センター高松（高松少年鑑別所）、少年育成センター、児童相談所、丸亀地区保護司会等との連携をとり、非行の防止、いじめや不登校への対応等、相談支援体制の充実を図ります。

・矯正施設等から地域に戻り、復学する児童・生徒がいる場合は、学校ごとに適切に教育を受けられる環境を整えるなどの配慮を行います。

・青少年育成に関しては、夏の青少年非行・被害防止県民運動期間（7、8 月）や子ども・若者育成支援強調月間（11 月）に合わせ、青少年の健全育成に向けた行事等を行い啓発に努めます。

◇関係機関・団体等との連携強化◇

・犯罪をした者等が地域において必要な支援を受けられるよう、丸亀地区保護司会の運営による「丸亀地区更生保護サポートセンター」を地域の更生保護の活動拠点としながら、刑事司法関係機関、丸亀更生保護女性会、丸亀少女の家等の矯正施設、保健医療・福祉関係機関及び青少年の健全育成に携わる各種団体等との連携強化を図っていきます。

・丸亀地区保護司会への運営補助や面接場所の提供等、その活動を支援します。

【用語】

〇丸亀地区保護司会

53名の保護司から構成されており、犯罪をした人や非行のある少年の立ち直りを地域で支えるボランティア団体です。保護司は、法務大臣から委嘱された国家公務員で、その主な職務は、保護観察処分を受けた人と面接を行い、生活状況を把握した上で、立ち直りに必要な指導にあたるほか、刑務所、少年院等から社会復帰を果たした人が、スムーズに社会生活を営めるよう、帰住先の環境の調整や相談、犯罪予防のための活動を行っています。

〇丸亀更生保護女性会

地域社会の犯罪・非行の未然防止のための啓発活動を行うとともに、青少年の健全な育成を助け、犯罪をした人や非行のある少年の改善更生に協力することを目的とする女性のボランティア団体です。

基本目標２．地域福祉を支える「ひとづくり」

行動目標　　５．人権意識と福祉の心を育てよう

現状と課題

地域福祉を推進していく上で、最も大切なことは、一人ひとりの人権や個性を尊重することです。そして、住民一人ひとりが地域社会の一員としての自覚と地域活動への関心を持ち、「誰もが支援の受け手にも、担い手にもなること」や「一人ひとりの“困りごと”を地域の課題として、地域で力を合わせて解決していけること」を理解し実践できる環境をつくることです。

また、認知症※、障がいや病気、虐待、DV※、生活困窮など地域の中で様々な課題を抱えている人々の存在を、一人ひとりが認識することも非常に重要です。

ところが、少子高齢化や核家族化に加えて生活が多様化する中で、個人情報の保護やプライバシーを優先する意識が強まり、身近な地域において個人的な相談や困りごとを開示できる関係づくりが困難な状況が生まれています。一方で、支援を必要とする当事者の団体からは、障がい者本人や家族が幼少期から地域に入って参加することが、理解促進のためには大切だという声も寄せられています。

子どもの頃から、教育や、様々なふれあい活動・福祉活動体験等を通して、福祉の心を育むとともに、「地域福祉」への参加の重要性について、理解を進める必要があります。

みんなで行う取組の方向

- 地域でのふれあいを通して、住民がお互いに理解し、人権の尊重を共通のルールとするとともに、人を思いやる意識を醸成します。
- 「地域福祉」の重要性への理解を高めます。
- 教育やふれあい・体験学習を充実し、子どもの頃から、共に生きる地域における多様な市民の存在について、理解の促進を図ります。

丸亀市の取組【地域福祉計画】

①地域福祉への関心を高める広報・啓発

- ホームページや広報紙、SNS※等の媒体を通して、地域福祉活動の事例を紹介し、地域福祉活動の普及啓発を行います。
- 地域福祉に関するイベントやフェスタ等の開催に努め、地域福祉の考え方を周知します。
- 社会福祉の各分野において功績ある人の顕彰等、社会福祉活動の活性化に向けた取組を行います。

②人権意識を高めるための教育・啓発の推進

- 市民一人ひとりが、人権を尊重することの必要性や様々な人権課題について学び、他人の人権にも十分に配慮した行動がとれるようにするための人権教育・人権啓発を推進します。
- 各団体が実施する研修に対して、講師派遣や教材の貸し出し等の支援を行い、あらゆる学習の場での人権教育を推進します。

③福祉に関する教育・学習の推進

- 高齢者や障がい者に対する基本的理解、福祉・介護などの課題に関する理解が深められるよう学習・教育機会の拡充を図ります。

社会福祉協議会の取組【地域福祉活動計画】

①地域福祉活動への理解促進

- 地域福祉活動を身近な問題として捉え、我が事として感じられるようなわかりやすい情報発信に努めます。
- 広報誌やホームページ、SNS等、様々なメディア媒体を活用した地域福祉情報の発信を行います。
- 関係機関・関係団体との連携を活かした情報発信の仕組みづくりに取り組みます。

②ふくし出前講座の推進

- 学校や企業等に赴き、人権意識を高めるための出前講座を開催します。
- 関係機関・関係団体と連携して、福祉体験やボランティア活動の機会となるイベントや学習の場等を開催します。
- 寄付や共同募金※など、経済面での福祉活動への支援や参加の取組を広げ、住民の意識向上と活動の充実を図ります。

自助・互助・共助を豊かにしていくために

◇身近に支援を必要とする人がいることを知り、思いやりの心を育むように努めましょう。
◇講座やイベント等に参加し、人権や福祉について積極的に学びましょう。
◇支援を必要とする当事者と交流し、相互理解を深めましょう。
◇事業所や関係団体は、人権や福祉についての学習や体験の場を積極的に開催しましょう。

ふくし出前講座

～福祉教育の場づくり～

社会福祉協議会では、バリアフリー※教室や高齢者・障がい者疑似体験などの様々な体験授業を通じ、助け合うことの大切さや障がいのある人への合理的配慮などを学ぶなど、様々な福祉教育を行っています。

体験グッズ貸出事業

市内の学校や職場、団体等に無料で貸出します。

・高齢者疑似体験セット、車いす、白杖など

・聴覚・視覚障がい者体験セット

■やさしさ配慮講座

市内の小学校では、障がい当事者の皆さんのご協力のもと、障がいとはどういうことなのかを身近に感じられる機会づくりを行っています。

障がい当事者の皆さんの体験談をお聴きしたり、実際に車いすや体験グッズを使用した学習講座を行っています。

車いすの方への理解

聴覚障がい者への理解

視覚障がい者への理解

行動目標　　６．地域福祉活動の担い手を増やそう

現状と課題

持続的な活動を推進し、また多様な地域活動を展開していくためには、人材確保は不可欠ですが、まるがめCafé（住民座談会）によると、活動の担い手の高齢化や、多くの住民に活動が広がらず、一部の役員やボランティア活動従事者の負担が重くなっていることなど、人材不足が大きな問題となっています。アンケート調査においても、現在地域活動に参加している人は3割弱となっており、前回調査からほとんど変化していません。また、活動目的についても「役回りなどで仕方なく」といった必ずしも積極的な意識によるものとは言えないものが少なくない状況です。参加しない理由については、「仕事や家事で時間がない」が増加しており、生活における余裕のなさが地域活動の阻害要因となっていることがうかがえます。

今後、幅広い住民参加による取組を進めていくためには、気軽にちょっとしたことから参加できる仕組み、趣味・教養・スポーツなどのグループ活動を地域福祉活動に結びつけていくような企画や仕掛けなどを通じて、地域活動への積極性の低い子育て世代や若者世代を巻き込んでいくことが必要です。

また、地域の福祉課題が複雑多様化する中で、課題解決に向けた取組を一層進めていくためには、地域の力に加えて商店、事業所等との協働※を進めることも重要です。現在、社会福祉協議会は新聞社や電力営業所等の企業（令和2年4月1日現在、45 社）と協定を結び、香川県広域水道企業団は検針業務等を委託する中で、訪問時に家庭の異変を感じた場合に関係機関に通報する取組を推進していますが、今後も一層、多様な事業所との協働を進めていく必要があります。

さらに、新たな担い手を発掘・育成していくためには、身近な地域でどのような活動が展開されているのかを、的確に伝える仕組みを充実・強化していく必要があります。地域福祉の中心的な担い手である社会福祉協議会についてもアンケート調査では「名前を聞いたことがあるが、活動の内容はよく知らない」が 61.6%、「名前も活動の内容もよく知らない」が 18.0%となっており、市民における認知度の不足が担い手の不足を招いている側面もあると考えられます。

みんなで行う取組の方向

- 福祉講座等の地域福祉の担い手の育成に向けた取組の充実を図ります。
- 地域福祉活動を継続・充実させるために、活動の中心的な役割を担うリーダーやキーパーソン※の育成を図ります。また、一部の人に負担が集中しない仕組みを検討します。
- 高齢者の中でも団塊の世代を中心に知識や経験を持った元気な方々が、地域におけるボランティア活動で活躍できるよう支援します。
- 多様な担い手を確保するため、自分の都合や興味・関心に合わせ、特技や経験などを活かすことができる柔軟な活動形態を検討していきます。
- 商店や事業所等も地域福祉活動の担い手として活躍できる仕組みをつくります。

丸亀市の取組【地域福祉計画】

①地域活動・ボランティア活動の普及啓発

○ 新たな担い手を創出するため、市民活動に関わる情報を集約した市民交流活動センターホームページの利用促進を図ります。

②地域福祉活動の担い手の育成

○ 従来からの認知症サポーター※の養成に取り組むとともに、郵便局、農協、スーパーマーケット、コンビニエンスストア等の職域においての認知症サポーターの養成を推進します。また、小学校及び中学校において、認知症キッズ・ジュニアサポーター養成講座を開催します。

○ 県で養成される認知症サポーター養成講座の講師となるキャラバンメイトが、地域において積極的に活動できる環境整備を推進します。

○ ファミリー・サポート・センターで、まかせて会員に登録するにあたり、基本的な知識や技術を身につけてもらうため、まかせて会員養成講座を開催します。

③事業所等との連携による地域福祉活動の促進

○ 水道、ガス、新聞等の事業所による高齢者や子どもの見守り、生活困窮世帯や虐待の発見などの活動を推進します。

○ 社会福祉法人の地域における公益的取組の推進を支援します。

社会福祉協議会の取組【地域福祉活動計画】

①地域福祉活動の担い手の発掘と育成

○ 活動の担い手となるリーダーを発掘し、育成するための講座や研修を行います。

○ その人が持つ経験やスキルに応じた講座や研修を行います。

○ 若年世代や子育て世代、高齢世代等、実情に応じたボランティア活動の機会づくりを行います。

②地域での福祉活動を支える住民への支援

○ 福祉ママや福祉協力員等、福祉活動を支える住民の活動の啓発と支援を行います。

○ 福祉ママや福祉協力員等、福祉活動を支える住民へのスキルアップのための研修を行います。

③企業・事業所等の地域福祉活動への参加促進と協働※

○ 企業・事業所等と連携した見守り活動への周知・参加協力依頼を行います。

○ イベントや講座等について、企業・事業所等の参加協力を進めます。

自助・互助・共助を豊かにしていくために

◇地域での福祉活動やボランティア活動に関心を持ち、積極的に参加しましょう。
◇地域活動やボランティア活動についての研修・講座に参加する人を増やしましょう。
◇それぞれの活動を通して、地域福祉やボランティアに関心を寄せる仲間を増やしましょう。
◇住民が気軽に参加できるボランティア活動の機会をつくりましょう。

丸亀市ファミリー・サポート・センター

ファミサポは、子育ての援助をしてほしい人と援助をしたい人が会員となって、一時的な子育てを助け合う有償ボランティア※組織です。子どもを持つすべての家庭が、地域で安心して子育てできるように、会員同士を結び相互援助活動をサポートします。

おねがい会員
（依頼会員）
子育ての援助を受けたい人
- 丸亀市内在住または在勤の人
- おおむね生後６ヶ月から小学生までのお子さんをお持ちの人

両方会員
おねがい会員とまかせて会員の両方を兼ねる人

まかせて会員
（提供会員）
子育ての援助を行いたい人
- 丸亀市内在住または在勤の 20 歳以上の人
- 心身ともに健康で、原則として自宅で子どもを預かれる人
- ファミサポ開催の「まかせて会員養成講座」を受講修了した人

～こんなお手伝いをします～

- 保育施設や放課後児童クラブなどの送迎と預かり
- 冠婚葬祭や学校行事の際の預かり
- スポーツや買い物などのリフレッシュタイムの預かり

他にも育児に関して必要な様々な援助を行っています。

企業連携型巡回見守り活動

市内を巡回している企業・団体が業務中に家庭の異変に気づいた時に速やかに対応できるよう、企業＝民生委員・児童委員＝社会福祉協議会が連携して安否確認をする仕組みづくりを行っています。

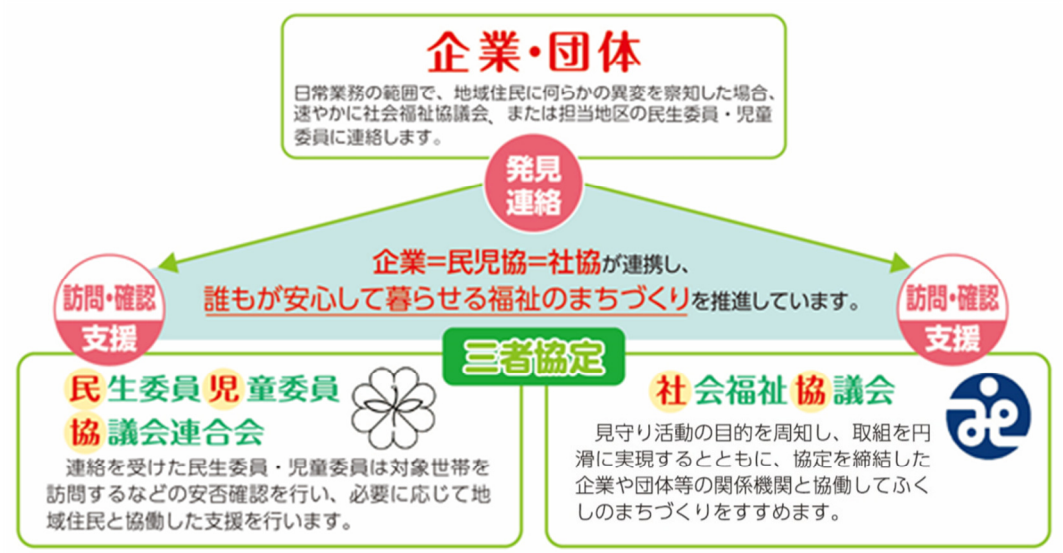

行動目標　　７．担い手が活動しやすい環境をつくろう

現状と課題

現在、地域では住民による様々な福祉活動が展開されていますが、福祉活動の担い手やボランティアが活動を行うにあたって、地域住民の協力をいかに得るか、他団体との連携をいかに図るか、後継者をどのように育てるかなど様々な悩みを抱えることがあります。また、個人情報保護法施行以降、いわゆる「過剰反応」と呼ばれる現象が広がり、支援を必要とする人の情報収集やニーズ把握がより困難になり、活動しづらい状況になっていることが、これまでにも指摘されています。福祉活動の担い手やボランティア同士の交流・情報交換の場をつくるなど、団体間の連携強化を図るとともに、様々な地域福祉の担い手が活動しやすい拠点の整備や環境づくりに取り組む必要があります。

高校生を対象としたアンケート調査では、近所に住んでいる人にあいさつをしているかどうかや、地域のお祭りや行事に参加しているかどうかでは、いずれも本市内より市外の高校生の方が肯定的な回答が多くなっています。一方で、現在暮らしている地域に住み続けたいと思うかどうかについては、本市内の高校生の方が、住み続けたいという回答が多く、別のところに移りたいという回答が少なくなっています。若い世代の地域活動への参加は本市に限らず全国的な地域福祉の課題となっていますが、適切な働きかけを行うことで、本市に住み続けたいと感じる若い世代の意識を地域の活動に結びつけることが展望できると考えられます。

みんなで行う取組の方向

- 地域で活動する住民同士、団体同士が地域課題を共有し、交流や情報交換を行う場や機会を増やします。
- 地域活動やボランティア活動を継続・充実させるための取組を進めます。
- 見守り活動等に必要な個人情報の提供や共有のあり方について検討します。
- 若い世代が参加しやすく活動を継続しやすい取組について地域で考え実行します。

丸亀市の取組【地域福祉計画】

①地域活動・ボランティア活動への支援

- 社会福祉協議会や関係団体等と連携して、各種地域活動やボランティア活動について、市民への情報提供や、関係団体との連携促進、情報共有・情報発信等の支援を行います。
- 地域において社会奉仕活動や生きがいづくりなど多様な活動を展開している団体に対して補助を行うことで、活動の充実を支援します。
- イベントやフェスタ等の実施の際に、地域や事業所、関係団体等の連携のきっかけづくりを行います。

②個人情報共有のあり方の検討

- 支援のための個人情報の活用について、適切な条件整備のもとで、福祉の増進のために有効利用できる仕組みづくりを行います。

社会福祉協議会の取組【地域福祉活動計画】

①丸亀市ボランティアセンターの充実・強化

- ボランティアの「相談・登録・あっ旋」の充実を図ります。
- 広報誌やホームページ、SNS※等、様々なメディア媒体を活用したボランティア情報の発信を行います。
- 地域での福祉活動・ボランティア活動を行っている人を対象に、スキルアップを目的とした研修会・講習会を開催します。

②福祉活動・ボランティア活動の機会の提供と財源確保

- 有償サービス・有償ボランティア※の仕組みづくりを支援します。
- 関係機関・関係団体、当事者団体等とのつながりを活かし、多様な活動機会づくりを図ります。
- 福祉活動・ボランティア活動の財源となる基金・助成金などの情報提供に努めます。

③丸亀市ファミリー・サポート・センターの充実・強化

- 子育て有償ボランティアの担い手となる「まかせて会員」の拡充に努めます。
- まかせて会員養成講座やスキルアップ研修会などを充実し、安心して支援が利用できる環境づくりに努めます。
- 会員交流会やニーズ調査等において子育てニーズを把握し、子育て環境の充実を図ります。

自助・互助・共助を豊かにしていくために

◇地域での福祉活動・ボランティア活動の重要性について知り、活動する人を支える意識を持ちましょう。

◇誰もが参加し、活動を続けていけるような取組のあり方を工夫しましょう。

◇住民やボランティア団体の話し合いの場をつくり、地域課題の共有や情報交換をしましょう。

”いつでも””どこでも””誰でも”
ボランティア活動に参加できる体制づくり
～ボランティアセンター～

社会福祉協議会が運営するボランティアセンターでは、ボランティア活動をしたい人とボランティア活動に来てほしい人をつなげる役割を担っています。また、ボランティア活動の輪を広げるためのボランティア活動に関する情報の提供や活動に関する相談、ボランティア人材の登録、ボランティア保険※の加入手続きを行っています。

その他、ボランティア活動のきっかけづくりとして、子どもたちがボランティア活動を体験する機会づくりや災害時における災害ボランティアセンター※の運営など、ボランティアに関する幅広い分野で、様々な取組を行っています。

■ボランティア活動のきっかけづくりの取組

●親子防災ワークショップ

小学生を対象に、もしもの災害時に子どもたちが自分にできる被災復旧活動（心肺蘇生法、応急手当等）を模擬体験することによって、共に支え合い、助け合うことの大切さを伝えています。地域福祉活動やボランティア活動の必要性について考えるきっかけづくりとなるよう取り組んでいます。

●中学生＆高校生『なつ★ボラ』

夏休み期間を利用し、市内の病院、社会福祉施設等でのボランティア体験学習を通じて社会福祉への理解と関心を高めるとともに、社会奉仕、社会連帯の精神を養います。ボランティアをしたい学生とボランティアの力を借りたい地域をつなぐ活動を行っています。

●ふくしフェスティバル※まるがめ

市内の福祉団体や社会福祉協議会の活動啓発のため、ボランティア団体・企業・福祉施設等と協働※し、ふくしフェスティバルまるがめを開催しています。

基本目標３．地域で安全に安心して暮らせる「まちづくり」

行動目標　８．誰もが地域に出やすい環境をつくろう

現状と課題

住み慣れた地域の中で、すべての住民が安全に安心して生活を送ることができる「共に生きる地域社会」をつくるためには、高齢者、障がい者、乳幼児とその保護者など、誰もが安心して気軽に外出し、社会参加できる環境づくりが求められます。

支援や配慮を必要とする人については、外出のための具体的な手段の確保に関する支援を行うと同時に、地域全体で見守りや支え合いの意識を醸成していくなど、ハード（設備）とソフト（意識）の両面からのバリアフリー※化を進めることが重要な課題となります。また、外出の目的となる、誰もが気軽に入っていくことのできる居場所を地域において整備していくことも課題です。外出の支援は、誰にとってもいずれ必要となるものであり、一方的に支え、支えられる固定的な関係ではなく、地域全体でお互いに支え合える関係づくりを進めていくことが大切です。

誰もが地域に出やすい環境づくりとは、そのような支え合い、助け合いの意識や取組が広がり、誰にとっても暮らしやすい地域社会を作っていく上で、重要な取組となります。

みんなで行う取組の方向

- 高齢者、障がい者、乳幼児とその保護者など、誰もが気軽に外出できる環境づくりを進めます。
- 誰もが、地域活動に参加しやすいよう、外出の支援やコミュニケーションの支援を行います。
- 高齢者や障がい者、子育て中の保護者と子ども、ひきこもり※の人など、地域において多様な居場所づくりを進めます。

丸亀市の取組【地域福祉計画】

①ユニバーサルデザイン※を意識した環境の整備

- 公共施設や道路等のバリアフリー※化、ユニバーサルデザインの視点に基づく整備を推進します。
- 心のバリアフリーに関する啓発を行います。（例：赤ちゃん連れやベビーカーでの外出への理解促進、駐車場思いやりスペースの確保及び適正利用の啓発、放置自転車の危険性についての啓発など）
- ヘルプマークやマタニティマーク等の普及促進とともに、要配慮者に対する意識の啓発に努めます。
- 安心・安全な生活の基盤となる、暮らしやすい住まいの確保について、生活や住宅に配慮を要する人の支援に、県や事業者と連携して取り組みます。

②社会参加のための手段と機会の提供

- 障がい者の移動を支援するため、福祉タクシー事業を実施するとともに、民間事業者の料金減免等の移動支援サービスの周知に努めます。
- 手話通訳者・要約筆記者の派遣など、障がい者が社会参加するための支援を行います。また、「手話言語条例」及び「障がいのある人の情報保障及びコミュニケーション手段利用促進に関する条例」を制定し、取組の充実を図ります。

③多様な居場所づくりへの支援

- 高齢者や障がい者（ふれあい・いきいきサロン、隣保館）、子育て中の保護者と子ども（地域子育て支援拠点、児童館、地域の子育てサロン、ウェルカム広場※など）、認知症※高齢者（認知症カフェ※）、精神障がい者（精神デイケア）などが、交流や相談ができる居場所づくりを推進します。
- こども食堂※の立ち上げや運営支援を行い、子どもや地域の住民の交流ができる居場所づくりに努めます。

社会福祉協議会の取組【地域福祉活動計画】

①支援を要する人への理解促進と支援の充実

- 高齢者や障がい者、子育て世代等、ふだんの暮らしに支援や配慮を必要とする人がいることを広く周知し、理解の促進に取り組みます。
- 車いすや福祉車両などの必要な物品を貸し出し、外出機会の確保に努めます。
- 障がい者の移動支援を行うガイドヘルパー※や子育てホームヘルパーなど、支援を必要とする人への個別支援の充実を図ります。

②多様な居場所づくりへの支援

- 地域住民の身近な交流の場づくりとして、ふれあい・いきいきサロンの推進や運営支援を行います。
- 都市部や農村部など、地域に応じた多様な住民の身近な交流の場づくりや運営支援を行います。
- 子どもの貧困対策としての子ども食堂※の推進や運営支援を行います。

自助・互助・共助を豊かにしていくために

◇お互いに声をかけ合い、思いやりのある、暮らしやすいまちをつくりましょう。
◇外出に配慮を要する人への理解を深め、支援に努めましょう。
◇居場所づくりや外出支援の仕組みづくりなど、地域に出やすい環境づくりを進めましょう。
◇安全やバリアフリーの視点から地域の環境を見直し、改善すべき点を共有しましょう。

身近な地域で支え合いの居場所づくり

社会福祉協議会では、様々な団体と協働※して身近な地域における居場所づくりを推進しています。

■ふれあい・いきいきサロン事業

家に閉じこもりがちな高齢者などが、近くの自治会館等に集まって、気軽に楽しい時間を過ごす場所。それが「ふれあい・いきいきサロン」です。気心の知れた仲間とお茶を飲んでのんびりと過ごすことで、介護予防やひきこもり※を防ぐ効果があります。

参加者同士が「元気にしよる？」と顔を合わせることで、見守り活動の輪が自然に広がります。

■世代間交流支援事業

通町商店街に開設した「みんながオルデ通町」では、商店街や自治会、老人クラブ、ボランティア団体等、居場所を定期的に利用している団体で運営しています。

ボランティアを募集しながら連絡協議会と地域の方が相談し、居場所の活用や企画を考え、地域のつながりをつくる交流の場所を目指しています。

行動目標　　９．地域における防犯・事故防止活動を広げよう

現状と課題

本市の令和元年の犯罪の発生件数は586件（丸亀警察署）で、平成30年に比べて32件（約6%）増加しています。また、犯罪区分別では、窃盗犯が約6割を占め、圧倒的に多く発生しているほか、女性や子どもが被害となるわいせつ事案や児童虐待事案、サイバー犯罪も依然として発生しており、特殊詐欺事案については増加傾向にあります。丸亀・善通寺・多度津地区防犯協会では、住民による防犯パトロール隊の取組の支援や、防犯教室やキャンペーンを通して、一人ひとりが自分で自分の命や財産を守る「防犯力」を高められるよう意識啓発に取り組むとともに、犯罪発生状況を踏まえた情報提供や犯罪抑止活動も実施しています。近年、インターネットが身近になり生活は便利になりましたが、サイバー犯罪については、高齢者が架空請求詐欺の被害にあったり、子どもがわいせつ事案の被害にあうケースも増加しており、安全・安心な環境づくりが大きな課題となっています。

本市の令和元年の交通事故件数は510件（香川県警察本部）で、平成30年に比べて121件（約2割）減少したものの、死者数は8人で、前年の2倍に増加しており、人口10万人当たりの死者数の割合及びその内の高齢者の割合ともに、県内でも高い状況となっています。交通安全対策として、交通安全教室やキャンペーンを通じて、交通ルールの遵守や運転マナーの向上を促進するとともに、令和元年度より「丸亀市高齢者運転免許証自主返納支援事業」を実施し、自主返納を推進することにより、高齢者が関係した交通事故のさらなる抑制に取り組んでいます。

犯罪や交通事故から、高齢者、障がい者、子ども等を守るため、各自の理解や対応能力を高めるとともに、地域ぐるみで見守りを行うことで、犯罪や交通マナー違反を起こしにくい、安全・安心なまちづくりを進める必要があります。

みんなで行う取組の方向

- 地域のパトロールや様々な団体の活動などにより、地域の防犯意識を高めます。
- インターネットを悪用した消費者被害や犯罪等について、関係機関と連携して周知・啓発を行います。
- 交通マナーをみんなで守り、地域の交通安全に対する意識を高めます。
- 高齢者や障がい者、子ども等が犯罪や交通事故にあわないよう、地域ぐるみで見守りを行います。

丸亀市の取組【地域福祉計画】

①防犯対策の推進

- 丸亀・善通寺・多度津地区防犯協会や警察と連携して防犯教室を開催し、住民の防犯意識の向上を図ります。
- 不審者情報の提供体制を充実するとともに、防犯キャンペーンやパトロールを実施します。
- 地域における「こどもSOS※」の設置、自主防犯パトロール活動を支援し、地域ぐるみで不審者や犯罪などから子どもを守る取組を推進します。
- LED防犯灯の設置等により、防犯環境の整備を図ります。
- 高齢者等が振り込め詐欺や消費者被害などにあわないよう、被害情報等の発信を行います。
- インターネットや情報通信機器の適切な利用について、高齢者や子どもをはじめとして周知・啓発を行います。

②交通安全対策の推進

- 丸亀市交通対策協議会では、警察と連携して、交通安全キャンペーンの実施、幼稚園・保育所・認定こども園※、学校、自治会等における交通安全教室の実施を行い、事故防止に向けた啓発を行います。
- 運転に不安を有する高齢者が自主的に運転免許証を返納しやすい環境づくりを支援し、免許返納の促進を図ります。
- 小学生の自転車運転免許証交付制度※を通じて、自転車運転マナーの普及を図ります。

社会福祉協議会の取組【地域福祉活動計画】

①防犯・事故防止のための情報発信

- 情報ほっと♡メールを啓発し、登録者数を拡大します。
- 広報誌やホームページ、SNS※等、様々なメディア媒体を活用した情報発信のための仕組みづくりに取り組みます。
- 民生委員・児童委員や警察と連携し、特殊詐欺被害防止器具の設置や認知症※行方不明者の捜索情報の配信等を行います。

自助・互助・共助を豊かにしていくために

◇地域での防犯活動への参加や外出時の隣近所への声かけなど、防犯意識を高めましょう。
◇交通ルールを守り、交通事故防止に努めましょう。
◇通学児童への声かけや防犯パトロール、高齢者の見守りなどの地域防犯活動に取り組みましょう。
◇地域で防犯教室や交通安全教室などを開催し、積極的に参加しましょう。

つなげよう　情報共有で事故の未然防止
～情報ほっと♡メール～

社会福祉協議会では、携帯電話等のメール機能を活用した情報共有の仕組みづくりを行っています。

警察・行政から情報提供を受けた認知症※等による行方不明者捜索情報を迅速に配信することにより、行方不明者の早期発見や事件事故の防止を目的として、登録会員の拡大に努めています。

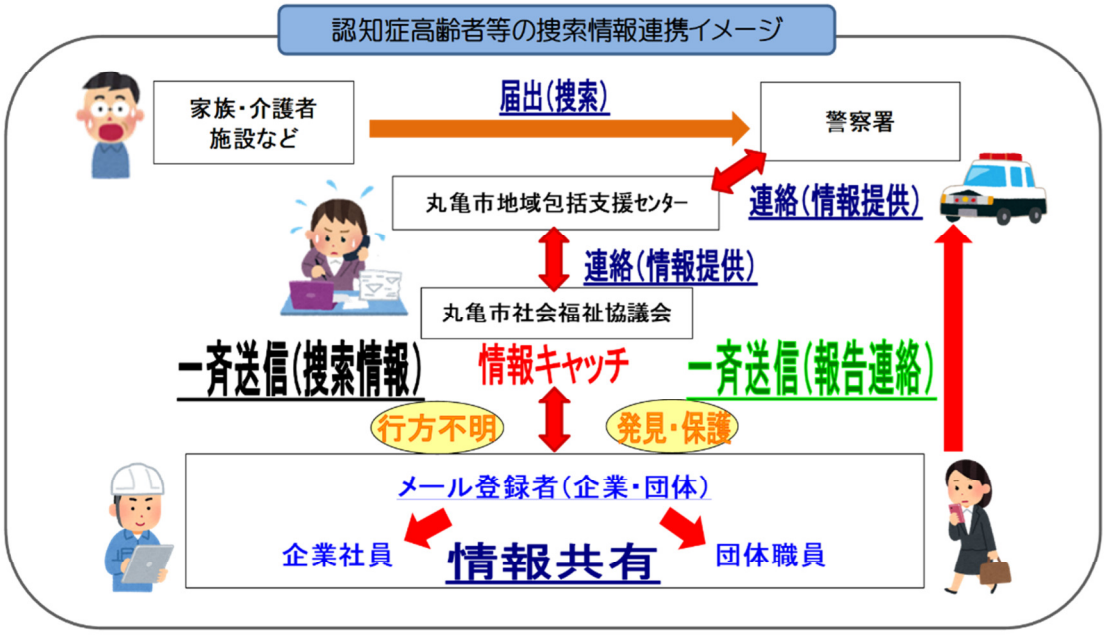

行動目標　10．災害に強い地域をつくろう

現状と課題

東日本大震災の犠牲者のうち約6割を高齢者が占め、また、障がい者の死亡率は被災住民全体の約2倍でした。こうした東日本大震災の教訓を踏まえ、平成 25 年の災害対策基本法の改正により、本市では、避難の際に支援が必要な高齢者や障がい者等の避難行動要支援者※をまとめた名簿を消防や警察、地域等の避難支援関係者へ情報提供し、安否確認・避難所への避難誘導等の体制づくりに取り組んでいます。また、ここ数年多発する局地的な豪雨や土砂災害の被害の特性を踏まえた丸亀市防災マップを令和2年8月に改訂し、市民が円滑かつ安心して避難できるよう、マップの配布等により指定緊急避難場所や避難経路等の情報の周知に努めています。

しかし、現状では、要支援者情報の収集や個別の避難計画の作成が十分に進んでおらず、自主防災組織※活動や防災訓練などの取組も、地域によって温度差が見られます。

一方で、市民アンケート調査では、地域に対して災害時の手助けを求める声が多く、障がい者を対象としたアンケート調査では、災害時の避難等に課題を抱えている人が少なくない状況も示されており、大規模災害に備えた個別計画※の作成や体制づくりが急務となっています。

そこで、地域や福祉関係者等と連携した避難や支援の体制づくりを進めることや、避難後の生活を支えるため、福祉避難所として受入協定を結んでいる社会福祉施設に対する支援体制の整備を進めることが、これからの課題となっています。また、それぞれの体制づくりを進める際には、感染症対策を含めて検討する必要があります。

突発的な大災害になると、地域に住む人たち全員が被災者となるため、近隣同士の相互扶助がすぐには機能しにくく、要支援者の支援が後回しにされがちです。近い将来に発生が予測されている南海トラフ巨大地震や風水害による自然災害などに備え、平常時からの災害に対する意識づくりと訓練の積み重ねが必要です。また、地域においては、災害時の被害をできるだけ減らす「減災」のための体制を構築する必要があります。

みんなで行う取組の方向

- 一人ひとりが災害に対する意識を高めます。
- 日常的な人のつながりが防災・減災の力になることを意識し、地域の防災・減災力を高めます。
- 高齢者や障がい者などの避難行動要支援者が、災害時に安全に避難でき、安否確認や避難所での生活が安心して送れる体制をつくります。

丸亀市の取組【地域福祉計画】

①防災に関する知識の普及啓発

○ 出前講座、防災訓練などを通じて、防災に関する知識の普及を図ります。

○ 防災に関する情報を収集し、広報紙やホームページ、SNS※などで提供していきます。

②自主防災※活動への支援

○ 自主防災組織の強化を図るため、資機材の購入費用及び防災訓練に係る費用等を補助するとともに、地域の実情に応じた避難所運営マニュアルと地区防災計画の策定を支援します。

○ 地域の中心となって活動するリーダー等の防災士資格取得に必要な研修に係る経費を補助するなど、防災士の育成を支援します。

③災害時避難行動要支援者※対策の推進

○ 避難行動要支援者制度への登録を促進するとともに、定期的に要支援者名簿を支援機関に提供し、地域における要支援者に対する個別支援の取組や日常的な見守り活動を支援します。

○ 災害時に一般避難所では滞在が困難な要配慮者を受け入れるための福祉避難所に関する災害時協定を進めます。

④災害時の活動支援

○ 災害時のボランティア活動が円滑に行われるよう、社会福祉協議会を中心とした災害ボランティアセンター※の運営を支援します。

社会福祉協議会の取組【地域福祉活動計画】

①災害時の支援体制づくり

○ 地域の自主防災組織と連携し、防災機材の整備や食料の備蓄など、災害時に備えた体制づくりに取り組みます。

○ 民生委員・児童委員と連携し、災害弱者の実態調査や防災マップづくりの支援などを進めます。

○ 香川県社会福祉協議会や県内の社会福祉施設と連携し、災害時の支援体制づくりを進めます。

○ 災害ボランティアセンター設置運営マニュアルや災害時の職員参集マニュアルに基づいた訓練を行い、マニュアルの見直しや非常時に的確に対応できる職員の育成を進めます。

自助・互助・共助を豊かにしていくために

◇日頃から防災に関する知識の習得に努め、家庭での備蓄や非常持ち出し袋の準備など、防災意識を高めましょう。

◇地域で防災訓練等を実施し、積極的に参加しましょう。

◇地域ごとの防災マップづくりを進め、災害弱者の支援体制づくりを進めましょう。

◇災害時の避難が円滑にできるよう、避難行動要支援者の支援体制づくりに取り組みましょう。

◇防災機材の整備や避難所の運営、福祉避難所の確保など、災害時に備えた体制づくりを進めましょう。

避難行動要支援者※支援制度

「避難行動要支援者」とは、要配慮者（高齢者や障がい者など）のうち、災害が発生したときや発生する恐れがあるときに、自力で避難することが難しく特に支援を必要とする方です。

丸亀市では、避難行動要支援者の名簿を作成しており、「避難支援等関係者」への情報提供に同意した方の、氏名等の一部の名簿情報を提供しています。

避難支援等関係者とは、民生委員・児童委員やコミュニティ、自主防災組織等の地域の支援者や、社会福祉協議会、消防、警察などで、知り得た情報をもとに、平常時の見守り活動や、災害時の避難支援・安否確認などを行います。

災害時には、行政が可能な限り公的支援を行いますが、それだけでは限界があります。災害への備えを忘れず、「自分の身は自分で守る」という意識を持つとともに、支援が必要な人を地域で助け合いましょう。

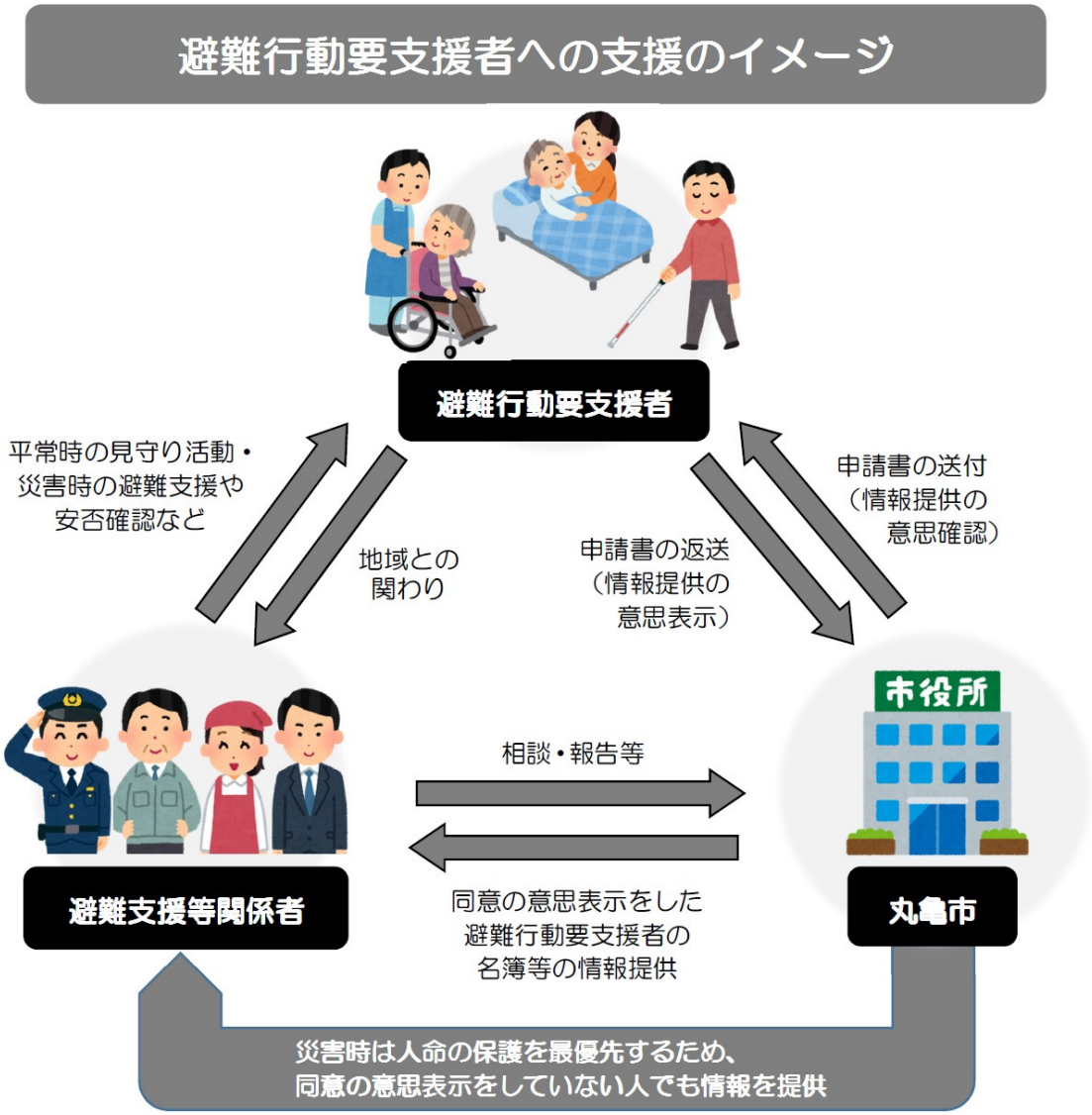

第 5 章　計画の推進に向けて

1．計画の推進体制

本計画は、住民、自治会、コミュニティ、民生委員・児童委員、ボランティア・NPO、社会福祉法人をはじめとする関係団体、社会福祉協議会、行政がそれぞれの役割を担いながら、連携・協働※して推進していきます。

また、本計画の進捗状況の確認や定期的な評価を行うための機関として、「丸亀市福祉推進委員会」を位置づけます。

2．計画の周知

地域福祉を推進するためには、その方向性について、その担い手である住民をはじめ様々な関係団体、社会福祉協議会、市が共通の理解・認識を持つことが大切です。

そのため、市及び社会福祉協議会の広報紙やホームページを活用して、本計画の普及とその取組の周知に努めます。

また、まるがめCafé（住民座談会）を定期的に開催し、本計画の普及と内容の共有に努めるとともに、地域から出される新たな課題を本計画見直し時に反映していきます。

3．計画の進行管理

進行管理については、毎年、計画に掲げている「丸亀市の取組」及び「社会福祉協議会の取組」、目標指標について進捗状況を把握し、「丸亀市福祉推進委員会」において評価・検証を行い、改善につなげていきます。なお、社会福祉協議会の取組については、毎年度「事業報告書」中で進捗状況の確認を行い、「理事会・評議員会」において評価・検証を行います。

5年後の総合評価については、計画に掲げている「数値目標」について、既存データやアンケート調査により検証を行います。また、指標の達成状況だけでは把握しきれない部分についても、指標の位置づけのない取組の進捗状況などを踏まえながら、総合的に評価し、次期計画につなげていきます。

４．計画の評価指標

本計画の進捗状況を評価するために、基本目標1から3のそれぞれについて、下記の指標を評価指標として設定します。計画期間を通じ、これらの評価指標において目標値の達成を目指していくことで、本計画の着実な推進を図ります。

基本目標	目標指標	現状値 （Ｒ２年度）	目標値 （Ｒ７年度）
基本目標１ みんなで支え合う 「しくみづくり」	住民参加による地域ネットワーク会議の開催数	201 回	270 回
	丸亀市自立相談支援センター「あすたねっと」※の認知度（アンケート調査より）	6.2%	10%
基本目標２ 地域福祉を支える 「ひとづくり」	福祉情報を入手できている住民の割合（アンケート調査より）	24.6%	30%
	ふくし出前講座開催数	16 回	30 回
	丸亀市ボランティアセンターマッチング件数	6 件	50 件
基本目標３ 地域で安全に 安心して暮らせる 「まちづくり」	災害時避難行動要支援者名簿※の平常時開示の同意率	63.9%	75%
	ふれあい・いきいきサロン開設数	131 か所	150 か所
	情報♡ほっとメール登録者数	3,262 人	5,000 人

資 料 編

1．計画の策定経過

年　月	内　容
令和２年 １月～２月	まるがめ Café（住民座談会）を９地区で実施 （川西、飯山北、飯山南、城坤、本島、岡田、城乾、城西、郡家） ・「これからも残したい地域の姿～地域の○（まる）ポイントをみつけよう～」をテーマに検討 ※新型コロナウイルス感染防止として３月以降の日程は中止。中止した８地区は、７月に郵送での意見募集を実施（城北、城南、垂水、土器、飯野、広島、栗熊、富熊）
２月 20 日（木）	令和元年度第１回丸亀市福祉推進委員会 （第１回地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会） ・諮問 ・地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定について説明 ・まるがめ Café（住民座談会）の報告 ・市民アンケート調査票案の審議
３月９日（月）	丸亀市社会福祉協議会理事会 ・地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定について説明
３月 18 日（水）	丸亀市社会福祉協議会評議員会（書面審議） ・地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定について説明
３月 26 日（木） ～４月 13 日（月）	丸亀市の地域福祉に関する市民アンケート調査の実施
６月８日（月） ～７月３日（金）	丸亀市の地域福祉に関する関係団体アンケート調査の実施
７月	丸亀市の地域福祉に関する高校生アンケート調査の実施（飯山高校、丸亀高校、丸亀城西高校、香川県藤井高校、大手前丸亀中学・高校）
７月 22 日（水）	令和２年度第１回丸亀市福祉推進委員会（書面審議） （第２回地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会） ・市民アンケート調査結果の報告
８月 27 日（木）	令和２年度第３回丸亀市福祉推進委員会 （第３回地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会） ・各種アンケート調査結果の報告 ・地域福祉計画・地域福祉活動計画（骨子案）の審議

年　月	内　容
11 月 30 日（月）	令和 2 年度第 6 回丸亀市福祉推進委員会 （第 4 回地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会） ・地域福祉計画・地域福祉活動計画（素案）の審議
12 月 23 日（水）	丸亀市社会福祉協議会理事会 ・地域福祉計画・地域福祉活動計画の進捗状況の報告
令和 3 年 1 月 4 日（月） ～2 月 3 日（水）	パブリックコメントの実施
1 月 12 日（火）	丸亀市社会福祉協議会評議員会 ・地域福祉計画・地域福祉活動計画の進捗状況の報告
2 月 25 日（木）	令和 2 年度第 9 回丸亀市福祉推進委員会（書面審議） （第 5 回地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会） ・パブリックコメントの結果について ・地域福祉計画・地域福祉活動計画（案）の審議
3 月 9 日（火）	丸亀市社会福祉協議会理事会 ・地域福祉計画・地域福祉活動計画（最終案）の報告
3 月 9 日（火）	答申
3 月 26 日（金）	丸亀市社会福祉協議会評議員会 ・地域福祉計画・地域福祉活動計画（最終案）の報告

２．丸亀市福祉推進委員会委員名簿

（敬称略･順不同）

氏　名	団体及び役職名	備考
片 岡　信 之	四国学院大学社会福祉学部社会福祉学科 教授	会長
喜 多　壽 子	丸亀市民生委員児童委員協議会連合会 副会長	副会長
香 川　智 子	丸亀市福祉ママ会議連合会 副会長	
吉 川　恵 子	丸亀地区労働組合協議会 書記	
曽 根　照 正	丸亀市コミュニティ協議会連合会 副会長	令和２年 ６月25日まで
進　和 彦		令和２年 ６月26日から
福 岡　由 紀 子	丸亀市婦人団体連絡協議会 会長	令和２年 ４月29日まで
鈴 木　勝 榮		令和２年 ４月30日から
畑　修 平	丸亀市身体障害者福祉連合協会 副会長	
藤 田　登 茂 子	丸亀市老人クラブ連合会 副会長	
大 廣　洋 子	財団法人香川県母子寡婦福祉連合会丸亀支部 支部長	令和２年 ６月30日まで
久保田 代里子		令和２年 ７月１日から
大 井　一 栄	社会福祉法人丸亀市社会福祉協議会総務企画課 課長	
上 原　恭 江	香川県中讃保健福祉事務所保健対策第二課 課長	
中 川　俊 彦	公募委員	
宮 武　博 之	公募委員	

任期：令和元年7月1日～令和3年6月 30 日

３．丸亀市の地域福祉に関する市民アンケート調査結果概要

ここでは、市民アンケートの主な項目を抜粋して結果を掲載します。

調査の概要

●調査目的：「地域福祉」に対する市民の考えや意見を把握し、計画見直しの基礎資料とすること

●調査対象：18 歳以上の市民 3,000 人を対象に無作為抽出

●調査期間：令和2年3月 26 日（木）～令和2年4月 13 日（月）

●調査方法：郵送による配付・回収

●回収状況：下表のとおり

	調査対象者数（配布数）	有効回収数	有効回収率
今回調査	3,000 件	1,412 件	47.1%
【参考】前回調査（平成 27 年3月実施）	3,000 件	1,226 件	40.9%

問８　あなたは、住み慣れた地域でだれもが安心して生活をおくるためには、住民相互の支え合い・助け合い活動（地域福祉活動）が必要だと思いますか。（○は１つ）

問９　あなたがお住まいの地域では、住民相互の支え合い・助け合い活動が盛んですか。（○は１つ）

住民相互の支え合い・助け合い活動（地域福祉活動）の必要性については、「必要」が 44.9%ともっとも高く、次いで「どちらかといえば必要」が 44.5%となっています。「必要」は 60 歳代以上では5割を超えていますが、50 歳代以下では3割台となっており、やや世代間の差がみられます。

住んでいる地域において、住民相互の支え合い・助け合い活動が盛んかどうかについては、「どちらかといえば盛んでない」が 41.6%ともっとも高く、次いで「どちらかといえば盛ん」が 29.5%となっています。

住民相互の支え合い・助け合い活動（地域福祉活動）の必要性については約9割が肯定していますが、住んでいる地域における活動の状況については『盛んでない』とみている人の方が『盛んである』とみている人より多くなっています。

支え合い・助け合い活動の必要性【問８　世代別】

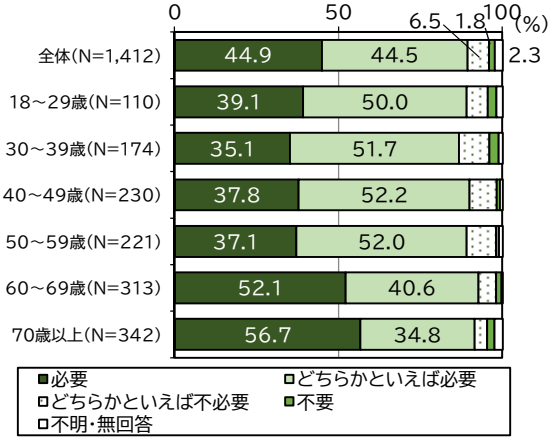

地域の支え合い・助け合い活動の状況【問９】

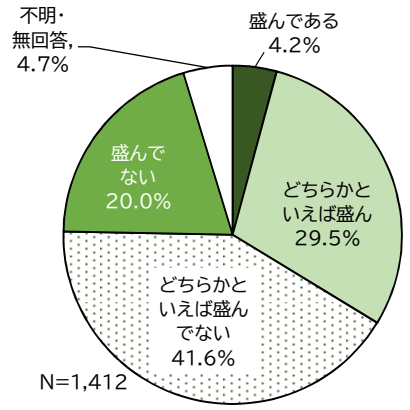

問 10　住民相互の支え合い・助け合い活動を盛んにする、または参加しやすくするためには、あなたはどのようなことが必要だと思いますか。（○は３つまで）

住民相互の支え合い・助け合い活動を盛んにする、または参加しやすくするために必要なことについては、「困っている人や、助け合いの場や組織の情報を得やすくする」が 38.8%ともっとも高く、次いで「困っている人と、助けることのできる人とをつなぐ人材を育成する」が 30.7%、「地域でボランティアなどの活動の拠点となる場を整備する」が 26.0%となっています。

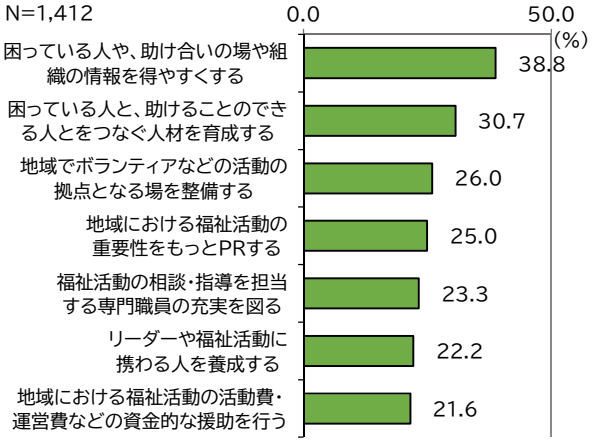

（グラフは上位7位を示す）

問 11　あなたは福祉に関心をお持ちですか。（○は１つ）

問 11 で「１．とても関心がある」「２．まあまあ関心がある」を選んだ方におうかがいします。

問 11（１）　福祉に関するどの分野に関心がありますか。（○は３つまで）

福祉に関心を持っているかどうかについては、「まあまあ関心がある」が 58.1%ともっとも高く、次いで「あまり関心がない」が 26.6%、「とても関心がある」が 11.0%となっています。

福祉に関するどの分野に関心があるかについては、「高齢者のことについて」が 72.8%ともっとも高く、次いで「保健・健康づくりについて」が 42.6%、「地域のことについて」が 31.3%となっています。

福祉への関心【問 11】

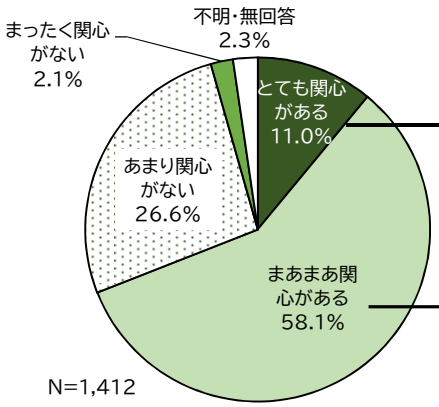

関心のある分野【問 11（１）】

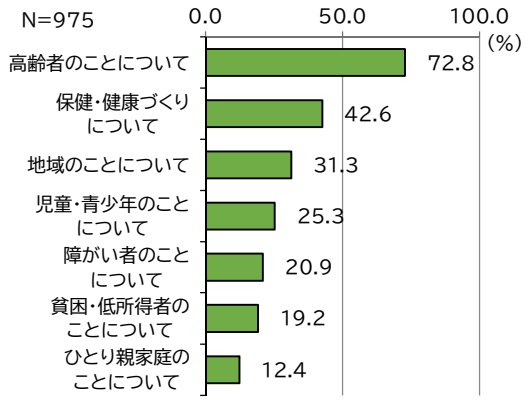

（グラフは上位7位を示す）

問 12　あなたは、毎日の暮らしの中で、今困っていることや将来心配なことがありますか。（○は３つまで）

毎日の暮らしの中で、今困っていることや将来心配なことがあるかについては、「健康」が 51.8%ともっとも高く、次いで「収入や家計」が 32.9%、「介護」が 28.5%となっています。

「特にない」は 15.4%で、8割以上の人が何らかの困っていることや心配なことを抱えていることが示されています。

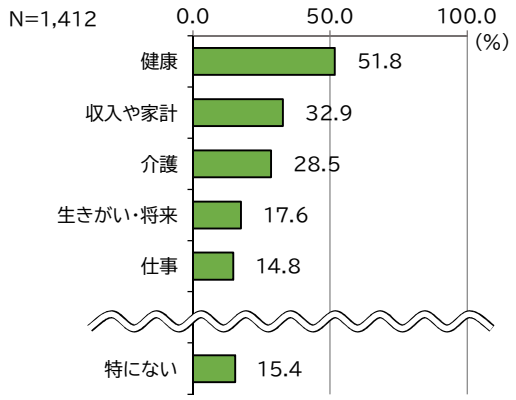

（グラフは上位5位と「特ににない」を示す）

問 13　あなたは現在、不安や悩みをどなたに、もしくはどこに相談していますか。（あてはまるものすべてに○）

現在の不安や悩みの相談先については、「家族・親戚」が 75.2%ともっとも高く、次いで「知人・友人」が 46.9%、「誰にも相談しない・相談できる人がいない」が 10.5%となっています。

約 1 割の人は、いざという時に、誰にも相談ができない可能性があることが示されています。

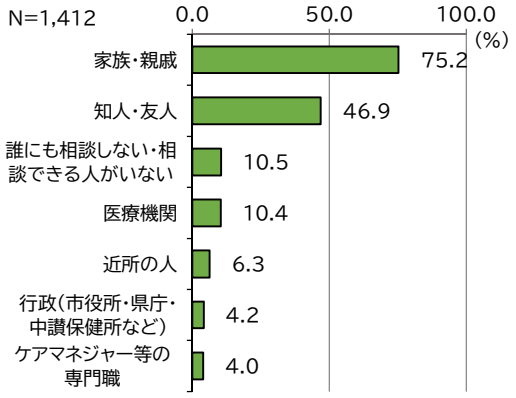

（グラフは上位7位を示す）

問 14　あなたがお住まいの地域には、どのような課題や問題があると思いますか。（○は３つまで）

地域にはどのような課題や問題があると思うかについては、「高齢者の社会参加や生きがいづくり」が 30.2%ともっとも高く、次いで「高齢者世帯への生活支援」が 28.8%、「防犯など地域の安全」が 24.7%となっています。

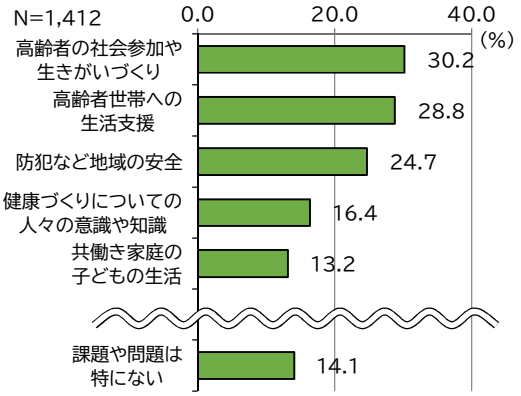

（グラフは上位5位と「特にない」を示す）

問 19　近所の人とは、どの程度のつきあいをしていますか。

近所の人とは、どの程度のつきあいをしているかについては、「顔が合えば挨拶はする程度」が 50.1%ともっとも高く、次いで「顔が合えば立ち話をする程度」が 26.8%、「よく行き来はするが、家庭の中までは入らない」が 8.4%となっています。

年齢別にみると、『70 歳以上』では「顔が合えば立ち話をする程度」がもっとも高くなっています。60 歳代以下では「顔が合えば挨拶はする程度」が最も高くなっており、若い世代ほど「顔が合えば立ち話をする程度」が低く、「顔が合えば挨拶はする程度」が高い傾向となっています。

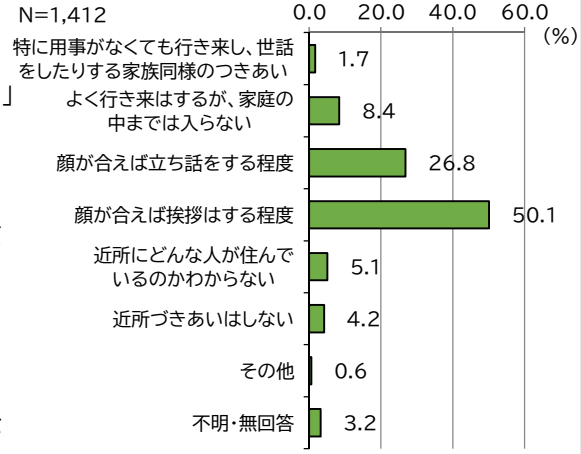

近所づきあいの程度【世代別】

年代	N	特に用事がなくても行き来し、世話をしたりする家族同様のつきあい	よく行き来はするが、家庭の中までは入らない	顔が合えば立ち話をする程度	顔が合えば挨拶はする程度	近所にどんな人が住んでいるのかわからない	近所づきあいはしない	その他	不明・無回答
18～29 歳	110	2.7	3.6	10.9	**63.6**	8.2	10.0	0.0	0.9
30～39 歳	174	1.7	2.3	13.8	**60.9**	12.1	5.2	0.6	3.4
40～49 歳	230	0.9	3.9	15.2	**62.2**	8.7	5.2	0.9	3.0
50～59 歳	221	0.5	4.5	25.3	**57.5**	4.1	3.6	0.5	4.1
60～69 歳	313	1.6	13.1	32.9	**44.4**	2.2	3.8	0.3	1.6
70 歳以上	342	2.9	14.0	**40.4**	33.9	1.8	2.0	0.9	4.1

問 20　今の近所づきあいに満足していますか。（○は１つ）

今の近所づきあいに満足しているかについては、「どちらとも言えない」が 42.7%ともっとも高く、次いで「まあまあ満足している」が 42.4%、「かなり満足している」と「少し不満がある」が 5.1%となっています。

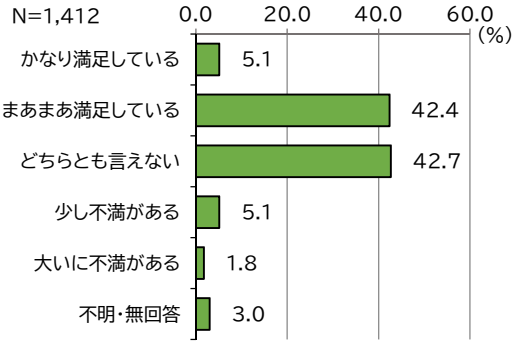

問 21　あなたの近所には、次のような、見守りを必要とする人や気にかかる人がいますか。（あてはまるものすべてに○）

近所には、見守りを必要とする人や気にかかる人がいるかについてみると、「いない」の 39.1%を除くと、「高齢者のみの世帯」が 30.5%ともっとも高く、次いで「子ども（おおよそ小学生まで）」が 13.9%となっています。

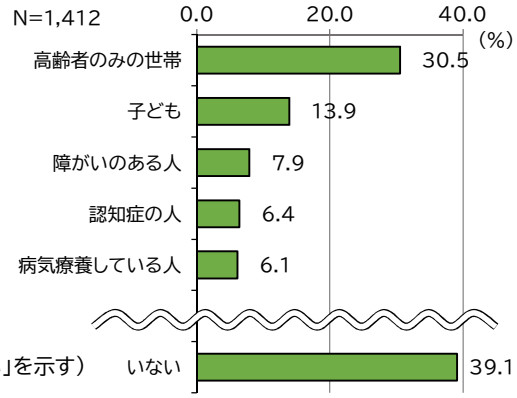

（グラフは上位5位と「いない」を示す）

問 22　暮らしの中で困りごとを抱える人たちから助けの求めがあった場合に、あなたはどう対応したいと思いますか。（○は１つ）

暮らしの中で困りごとを抱える人たちから助けの求めがあった場合に、どう対応したいと思うかについては、「できるだけ対応したい」が 54.0%ともっとも高く、次いで「対応してもよいが、できるだけ避けたい」が 26.3%、「積極的に対応したい」が 5.9%となっています。

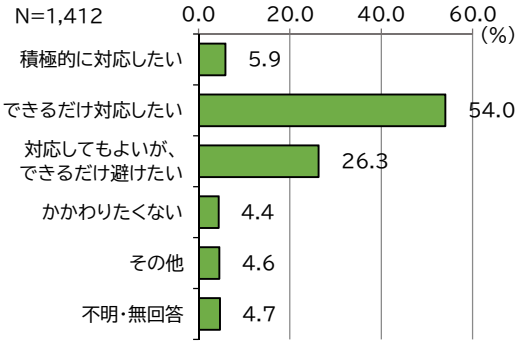

問 23 近所で困っている方がいた時、あなたができることは何ですか。（あてはまるものすべてに○）

問 24　近所の人に手助けをしてもらうとしたら、あなたはどんなことをしてほしいと思いますか。（あてはまるものすべてに○）

近所で困っている方がいた時にできることについては、「安否確認の声かけ」が 55.5%ともっとも高く、次いで「話し相手」が 40.6%、「災害時の手伝い」が 32.9%となっています。

一方、近所に手助けをしてもらうとしたら、どんなことをしてほしいと思うかについては、「災害時の手伝い」が 30.6%ともっとも高く、次いで「安否確認の声かけ」が 30.4%、「どれもしてもらう必要はない」が 19.1%となっています。

ほとんどの項目において“できること”の方が“してほしいこと”を上回っています。つまり、隣近所では潜在的に、ニーズを上回る手助けが得られる可能性があると言えます。

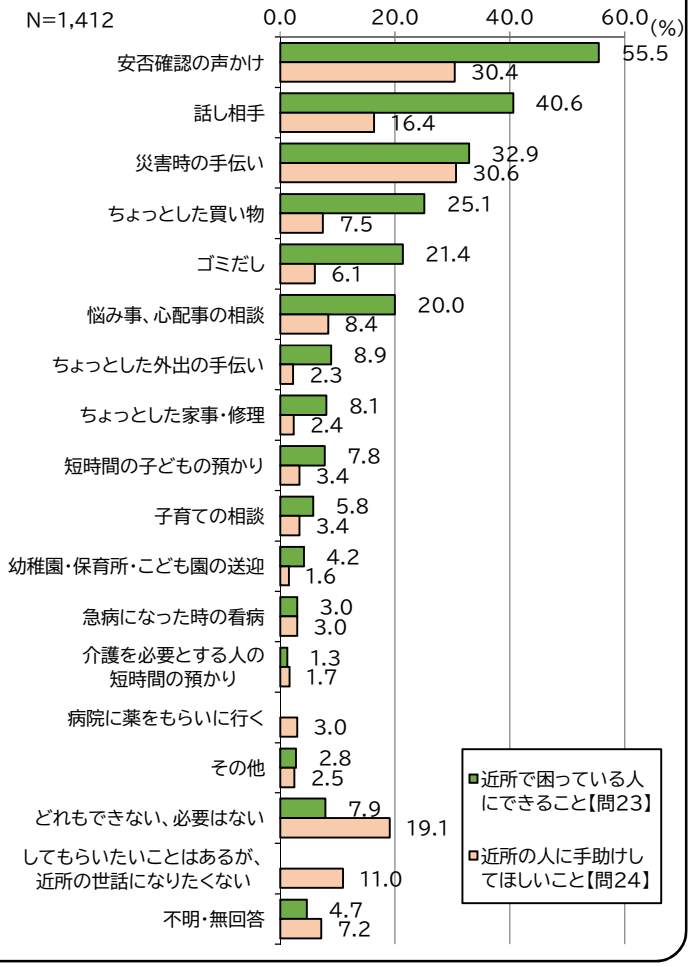

問 26　あなたは、現在、自治会や子ども会、PTA 等の地域活動をしていますか。（○は１つ）

問 26 で「１．現在活動している」を選んだ方におうかがいします。

問 26（２）　どんな活動をしていますか。（あてはまるものすべてに○）

問 26（３）　どのような目的で活動をしていますか。（○は１つ）

問 26 で「２．現在活動していないが、過去に活動したことがある」「３．活動したことがない」を選んだ方におうかがいします。

問 26（４）　現在活動していない理由は何ですか。（○は３つまで）

現在、自治会や子ども会、PTA 等の地域活動をしているかについては、「活動したことがない」が 38.8%ともっとも高く、次いで「現在活動していないが、過去に活動したことがある」が 29.5%、「現在活動している」が 26.3%となっています。

現在活動している人が、どんな活動をしているかについては、「自治会の活動」が 72.0%ともっとも高く、次いで「PTAの活動」が 10.8%、「子ども会の活動」が 7.3%となっています。またその活動の目的については、「役回りなどで仕方なく」が 36.4%という消極的な回答がもっとも高く、次いで「隣近所とのふれあいを求めて」が 23.5%、「地域をよくしたい」が 16.7%となっています。

現在活動をしていない人の活動していない理由については、「仕事や家事で時間がない」が 35.3%ともっとも高く、次いで「自治会に入っていない」が 26.8%、「興味がない」が 14.6%となっています。

現在の地域活動の状況【問 26】

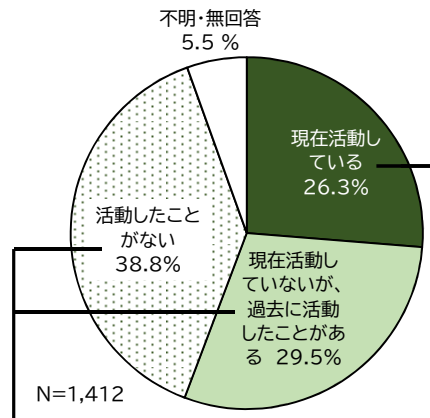

地域活動の内容【問 26（２）】

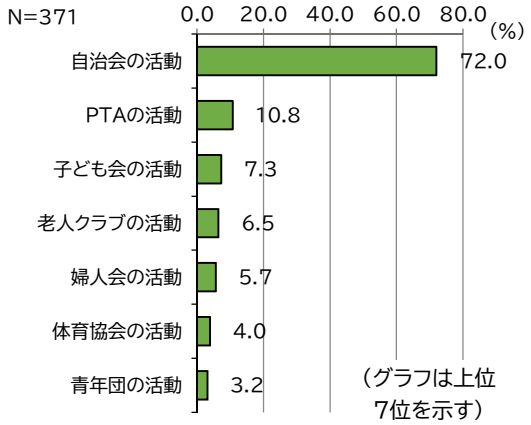

地域活動をしていない理由【問 26（４）】

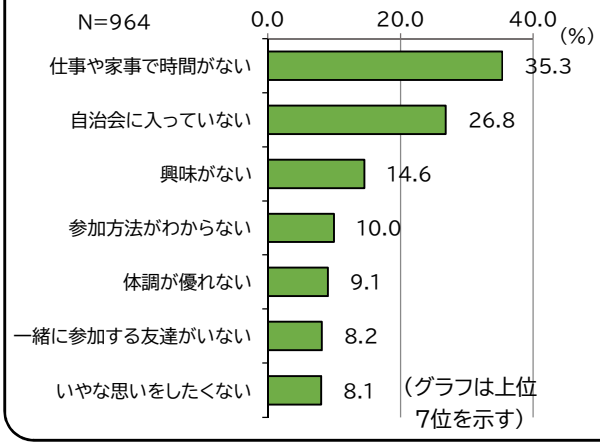

地域活動の目的【問 26（３）】

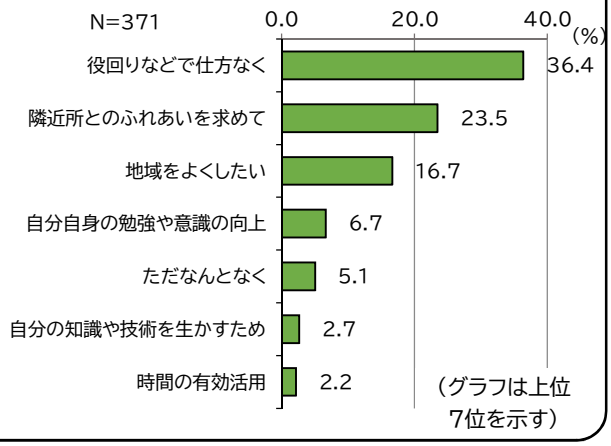

問 27　あなたは、問 26 のような地域での活動以外に、個人的にボランティア活動に参加したことがありますか。（○は１つ）

問 27 で「３．まったく参加したことはないが、今後参加したい」を選んだ方におうかがいします。

問 27（１）　あなたは、今後ボランティア活動を行うとしたら、どのような活動に参加したいですか。（あてはまるものすべてに○）

地域での活動以外に、個人的にボランティア活動に参加したことがあるかについては、「まったく参加したことはなく、今後も参加したいとは思わない」が 38.2%ともっとも高く、次いで「まったく参加したことはないが、今後参加したい」が 27.5%、「以前に参加したことがあるが、現在参加していない」が 17.7%となっています。

今後参加したいと答えた人の、今後ボランティア活動を行うとしたらどのような活動に参加したいかをみると、「災害時の救援活動」が 33.2%ともっとも高く、次いで「自然や環境保護に関する活動」が 32.6%、「スポーツ･文化･レクリエーションに関する活動」が 26.0%となっています。

ボランティア活動への参加状況【問 27】

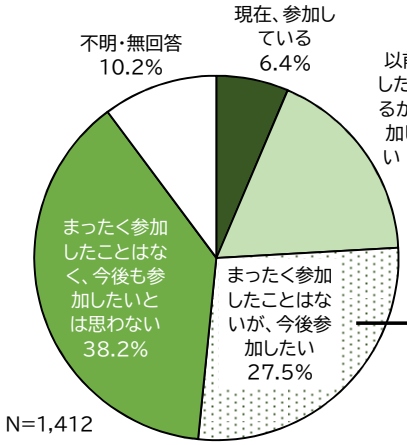

今後参加したいボランティア活動【問 27（１）】

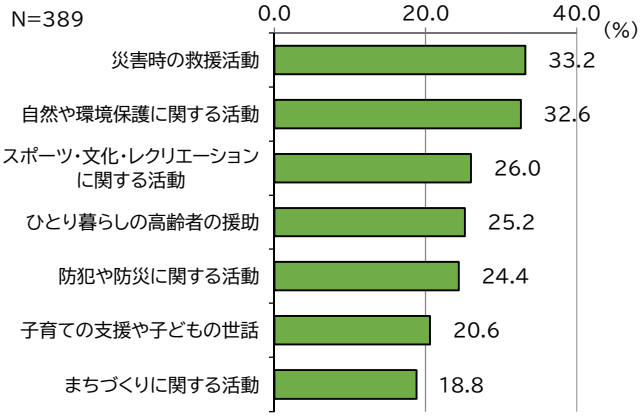

（グラフは上位7位を示す）

問 28　地域のボランティア活動をすすめていく上で、市はどのようなことに取り組む必要があると思いますか。（○は３つまで）

地域のボランティア活動をすすめていく上で、市はどのようなことに取り組む必要があると思うかについてみると、「金銭的な支援」が 35.3%ともっとも高く、次いで「ボランティアに関する積極的な情報提供」が 35.1%、「トラブル発生時の対応」が 29.0%となっています。

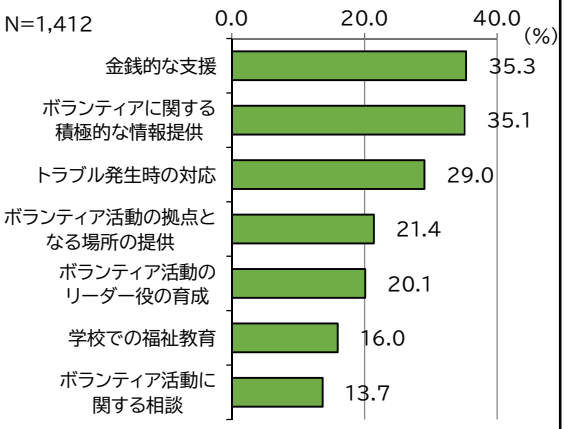

（グラフは上位7位を示す）

問 33　あなたは丸亀市社会福祉協議会をご存じですか。（○は１つ）

丸亀市社会福祉協議会を知っているかについてみると、「名前を聞いたことあるが、活動の内容はよく知らない」が 61.6%ともっとも高く、次いで「名前も活動の内容もよく知らない」が 18.0%、「名前も活動の内容もよく知っている」が 15.4%となっています。

前回調査と比較すると、「名前も活動の内容もよく知っている」が 4.3 ポイント高く、「名前も活動の内容もよく知らない」が 6.0 ポイント低くなっており、知名度の向上がみられます。

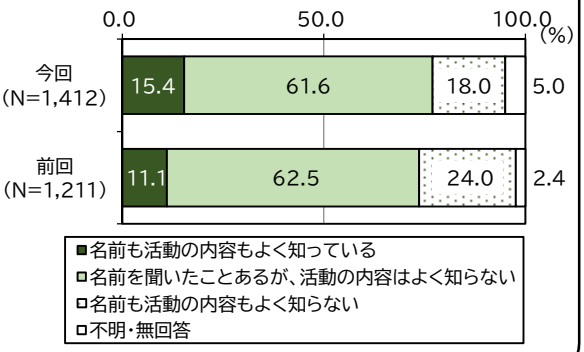

問 36　丸亀市社会福祉協議会の事業で、あなたが知っているものを選んでください。（あてはまるものすべてに○）

丸亀市社会福祉協議会の事業で知っているものについてみると、「広報啓発活動」が 50.1%ともっとも高く、次いで「共同募金運動・歳末たすけあい運動」が 41.2%、「ふれあい・いきいきサロン事業」が 24.4%となっています。

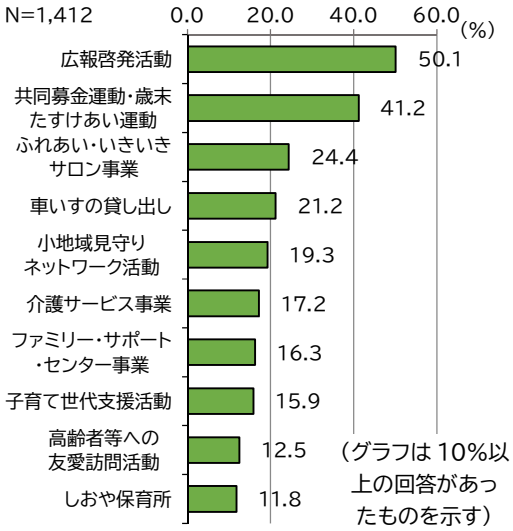

問 37　今後、地域福祉を進めるために丸亀市はどのような施策に優先して取り組んでいくべきだと思いますか。（○は３つまで）

今後、地域福祉を進めるために丸亀市はどのような施策に優先して取り組んでいくべきだと思うかについてみると、「医療サービス体制の充実」が 30.5%ともっとも高く、次いで「高齢者や障がい者（児）の生活支援」が 25.4%、「防犯・交通安全・防災体制の充実」が 22.3%となっています。

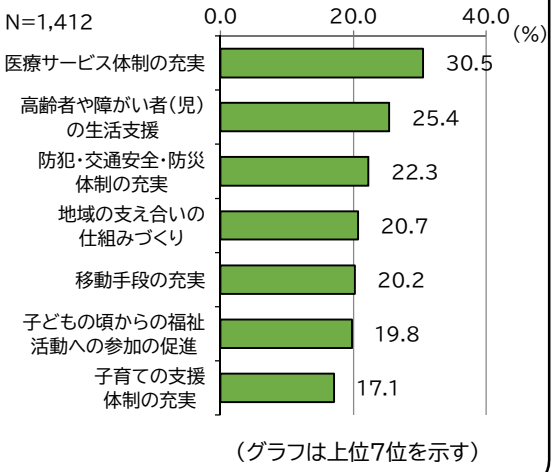

４．丸亀市の地域福祉に関する高校生アンケート調査結果概要

ここでは、高校生アンケートの主な項目を抜粋して結果を掲載します。

調査の概要

●調査目的：「地域福祉」に対する市内外の高校生の考えや意見を把握し、計画見直しの基礎資料とすること

●調査対象：丸亀市内の高等学校

●調査期間：令和2年7月

●調査方法：高校を通じて配付・回収

●回収状況：下表のとおり

	対象者	有効回収数	回収日
飯山高等学校	２年生全員	162 件	令和２年７月７日
丸亀高等学校	生徒会・ふれあい委員会	92 件	令和２年７月 10 日
丸亀城西高等学校	商業コース１～３年	103 件	令和２年７月３日
香川県藤井高等学校	生徒会	15 件	令和２年７月８日
大手前丸亀中学・高等学校	市内在住１、２年生	50 件	令和２年７月 31 日

問４　近所に住んでいる人にあいさつをしていますか。（１つに○）

近所に住んでいる人にあいさつをしているかについてみると、「いつもしている」が 36.3%ともっとも高く、次いで「知っている人にはしている」が 34.8%、「あいさつをされたら返している」が 22.0%となっています。

居住地別にみると、「いつもしている」が『丸亀市内』は 32.1%、『丸亀市外』は 41.3%と『丸亀市外』が高い傾向となっています。

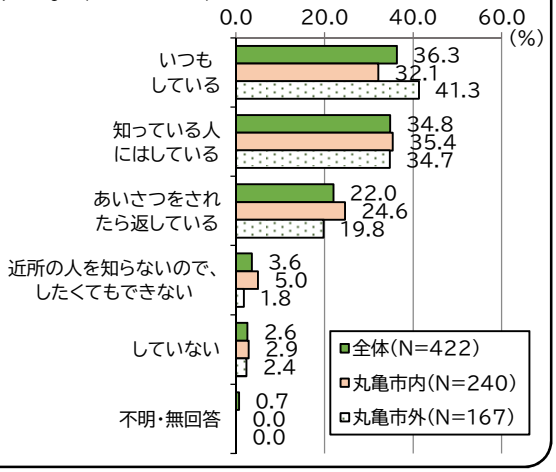

問５（１）地域のお祭りや行事に参加していますか。（１つに○）

地域のお祭りや行事に参加しているかについてみると、「参加できる時は参加している」が 56.4%ともっとも高く、次いで「参加していない」が 28.2%、「いつも楽しく参加している」が 13.5%となっています。

居住地別にみると、「いつも楽しく参加している」が丸亀市内は 10.0%、丸亀市外は 18.6%、「参加していない」は丸亀市内が 33.8%、丸亀市外は 21.6%と、市外の方が参加率が高くなっています。

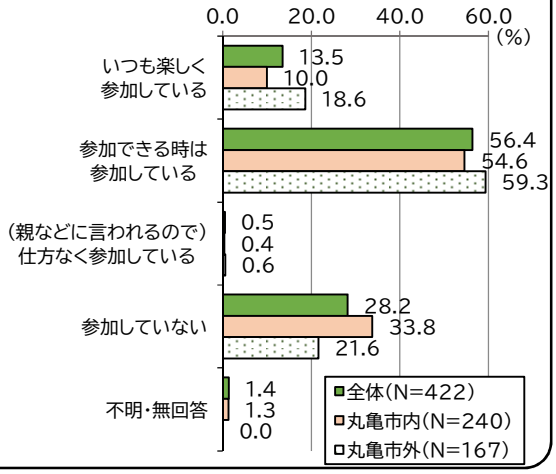

問５（１）で「４．参加していない」を選んだ人におうかがいします。

問５（２）参加していない理由は何ですか。（あてはまるものすべてに○）

参加していない理由についてみると、「行事があることを知らないから」が 52.1％ともっとも高く、次いで「興味がないから」が 40.3％、「クラブ活動や塾などで忙しいから」が 17.6％となっています。

居住地別にみると、丸亀市内では「行事があることを知らないから」、丸亀市外では「興味がないから」がもっとも高くなっており、市内の高校生については情報の不足が不参加の主な原因となっています。

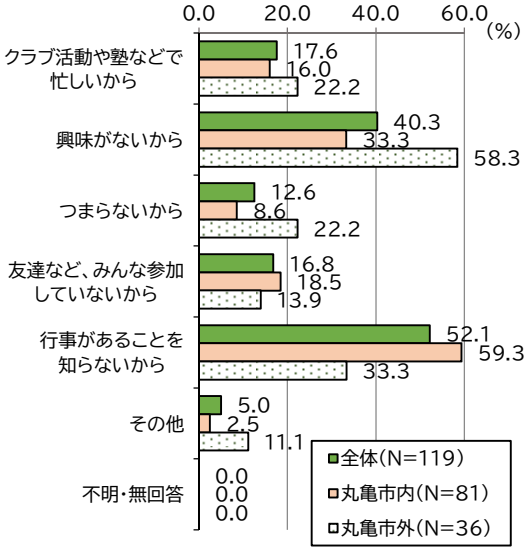

問 11　現在、暮らしている地域に住み続けたいと思いますか。（１つに○）

現在、暮らしている地域に住み続けたいと思うかどうかについてみると、「わからない」が 35.1％ともっとも高く、次いで「住みつづけたい（進学・就職などで一度市外に出ても、いずれ住みたい）」が 33.2％、「別のところに移りたい」が 29.9％となっています。

居住地別にみると、「別のところに移りたい」が丸亀市内が 26.7％、丸亀市外では 37.1％である一方、「住み続けたい」は丸亀市内の方が高くなっており、市内在住の高校生は市外と比べて住み続けたいという意向が高い傾向となっています。

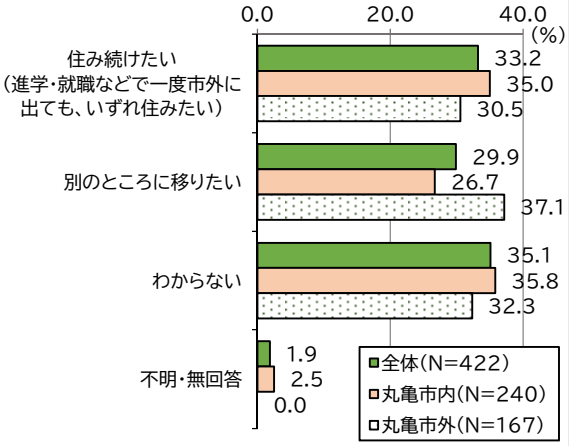

問 12（１）あなたは、今、ボランティア活動に参加していますか。または、今後参加してみたいと思いますか。（１つに○）

今、ボランティア活動に参加しているかどうか、または、今後参加してみたいと思うかどうかについては、「参加してみたい」が 66.8％ともっとも高く、次いで「参加したくない」が 20.9％、「参加している」が 10.2％となっています。

居住地別では大きな差はみられず、ボランティア活動への参加意向を持つ高校生は多い一方で、実際の参加は1割程度にとどまっています。

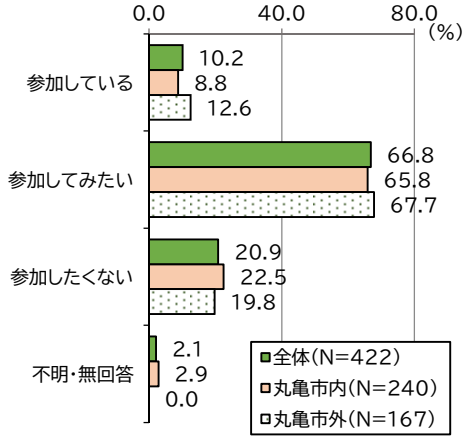

５．丸亀市の地域福祉に関する関係団体アンケート調査結果概要

ここでは、地域福祉に関する関係団体アンケート調査の主な項目を抜粋して結果を掲載します。

調査の概要

●調査目的：地域福祉分野で活動している事業所や団体に運営状況や今後の方向性等についてヒアリングし、計画見直しの基礎資料とすること

●調査対象：丸亀市内福祉関係事業所及び福祉関係団体

●調査期間：令和2年6月8日（月）～令和2年7月3日（金）

●調査方法：郵送による配付・回収

●回収状況：下表のとおり

	調査対象件数（配布数）	有効回収数	有効回収率
事業所アンケート調査	81 件	52 件	64.2%
団体アンケート調査	89 件	54 件	60.7%

〈１〉事業所アンケート調査の主な結果

問３　貴事業所が対象としている人たちについて、支援が必要であるにもかかわらず、福祉サービスの利用に結びついていない人たちがいらっしゃいますか。（単数回答）

※問３で「１．いる」を選択

問３-①　そのような人たちへの対応・支援について、課題や改善すべきことなど、ご自由にお書きください。（自由回答）

支援が必要であるにもかかわらず、福祉サービスの利用に結びついていない人たちがいるかについてみると、「いる」が 29 件、「いない」が 21 件と「いる」が上回っています。

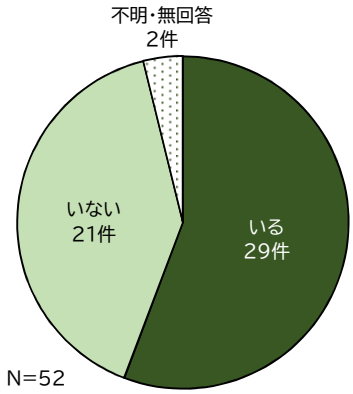

対応・支援の課題や改善すべきこと【問３-①】

- その人にとって支援が必要な状態だと感じて、支援を提供しようとしても、本人は支援が必要な状態だと認識していない場合がある。
- 外部から見ると支援が必要であっても本人さんや家人がその必要性を認識していない事があり、自ら福祉サービスの利用を希望しない事が多い。説明や助言をしても理解を得られない事が多い。
- 受けられるサービスを知らない。または知っても利用に至る手続きなどが一人ではできない。周知の必要性があると思う。
- 高卒後、あるいは就労移行から就職し、離職した方がどこにもつながらず、在宅で過ごしている例がある。ハローワークと福祉サービス事業所との連携や地域の見守りについて改善が必要ではないか。
- 社会的に孤立していたり、金銭面で不安のある人に支援が行き届きにくい。
- 信頼関係が築けていないため利用したくないとの訴えあり。
- 支援を受ける事に対し、十分な理解が無いため抵抗を示すことがある。
- 福祉サービスについてそもそも知らない方が多いように思う。
- 相談所の情報提供・発信、家族への支援、支援を必要としているが声をあげることのできていない人への支援。
- 障がい福祉サービスが利用できていない方々がいる。本人のみならず、保護者も含めた支援が求められていると思う。

取り組んでいる活動（地域で行う公益的活動等を含む）について

問4　普段活動されている中で、地域の人々からどのような日常の困りごと、地域の問題等を聞くことがありますか。	問5　その中で、貴事業所が対応できるものにはどんなことがあげられますか。	問6　問5の対応をする上で、行政を含め他の団体等に協力してほしいことはありますか。
就労準備支援事業、就労訓練事業に通所している地域の方、それぞれの日常生活の困り事（隣人トラブル、不眠、自宅環境の整備、入浴洗濯散髪など見だしなみ）について話を聞き、支援を行っている。	生活困窮者自立支援事業、就労準備支援事業、就労訓練事業の支援として、園作業への参加、園行事への参加、相談支援、自宅訪問、通院付添い、買物同行。	地域で困っている人に対して就労準備支援事業、就労訓練事業を使ってもらいたいと思っている。特にひきこもっている人にとって土に触れ、自然の中で行う作業はとても有用であると感じている。ただ私達は直接地域で困っている人の相談等を受ける事はほとんどない為、そのような人の情報があれば行政から教えていただきたいと思う。
一人で生活されており、各種手続きの方法がわからない。家で家族の介護をしているが、手技などがわからない。	定期的に行っている講習会で介護の手技などの講習を行う。	回答なし。
認知症の家族を介護されていて、認知症が進行して介護困難となり相談される事がよくある。	要介護認定を受けていればショートステイで受け入れたり、入所で受け入れたりしている。	回答なし。
独居の方で今は問題なく生活できているが急に倒れたり地震などが起きた場合どうすれば良いか不安という声は良く聞く。	入所サービスが挙げられるが基本的には介護が必要な方へのサービスの為、元気な方の万が一の不安を解消できるサービスではない。	民間の事業所で見守りサービス等があると思うが、行政等でもあればと思う。
買い物に行けない。病院に行けない。（交通手段がない）／外出の機会が少ない。もしくはない。友人との交流がない。／運動不足を感じる。	通所サービスにて健康状態の管理、リハビリテーションの実施、他者との交流機会の提供など。	買い物、病院への付き添いのニーズが高いと感じる。家人への依頼は気が引けると思われている方が多いので、気軽に頼めるサービスが増えればと思う。
災害時の対応。	施設の一部を開放する。	行政から地域住民と話し合いの場を設けてほしい。
認知症になってひどくなるとどうなるのか？地域は「若者が減り年寄ばかりです」との声が多く緊急の時等当事業所の協力を求められている。	地域の交流をはかる為、七夕飾り、地域のお祭りなど行事にできるだけ参加している。認知症の理解を深めたり、介護予防の為、講習会兼お茶会を開催している。	緊急事態の時の訓練を、と思うが、準備に関しても時間を取れないので事業所のみの訓練になっているので地域の方への声かけの仕方、訓練の指導などして頂きたい。
老々介護で介護者のレスパイトについて、デイサービスやショートの利用を望まないので介護者が無理をしている現状がある。介護者のサポートが少ない。カフェでの相談は「一人暮らしで急に具合が悪くなると不安」という方が多い。	各コミュニティで、地域の方のお茶会などがあれば個別相談を受けることは可能。	コミュニティに参加しない人の把握→認知症サインの把握。
施設の入所待ち者が多数いる。	施設の拡充・人・施設とも不可。	人の確保。
認知症の方。独居で身寄りのない方のこと。／高齢者世帯で子どもの居ない方が、家や土地の処分等について悩んでいる。／移動の手段。	主たる事業である介護保険サービスの提供（特養入所、デイサービス、ショートステイ、ケアマネとして在宅生活にかかわる）、支援センターとしての訪問相談や見守り、他のサービスへつなげる役割、一時的な宿泊を提供したことがある。	一カ所に情報がすべて集約できれば、確認や対応が早くできるのではと思う（高齢者関係の場合、高齢者支援課と地域包括支援センターが別の場所にあるため情報の共有がすぐにできない場合もあるように思う）。
認知症を患っている方への対応について、体が不自由になり自宅での生活が困難になった場合について、介護について。	月一回の認知症カフェにおいて、認知症を患っている方たちへの家族の接し方とか地域の方々の接し方などを具体的な例を挙げながら対応している。介護保険や施設の説明等の情報提供。	認知症に関わらず高齢者介護に関連したさまざまな冊子など提供いただいているが引き続きあらゆる情報提供をお願いしたい。できるだけ機会があれば顔の見える関係作りをしたいと思っている（コロナの事でむずかしい面もあるが・・・）。
急に仕事が入った時、子どもを見てもらう人がいない。	青い鳥や児童館を利用。	回答なし。

問4　普段活動されている中で、地域の人々からどのような日常の困りごと、地域の問題等を聞くことがありますか。	問5　その中で、貴事業所が対応できるものにはどんなことがあげられますか。	問6　問5の対応をする上で、行政を含め他の団体等に協力してほしいことはありますか。
事業所として取り組むことはないが自治会の構成員として独居老人の自治会の活動への不参加による脱退、自治会の建設的な関わりが薄くなってきていることが伺える。	事業所としてではなく地域住民として声かけや挨拶、また必要に応じて会話をするくらいしかできないのではないかと考える。	一人でできることは限られているので課題となっている地域の中の全体で考える必要がある。
軽度の認知症の疑いがある人は、老人クラブ等の活動に参加しなくなりひきこもる傾向があるとの事。高齢になると、買い物などの外出へ一人で行けない。	認知症の方でも利用がしやすい居場所作りをする。外出イベントを計画し買い物体験等を取り入れる。	回答なし。
介護保険の手続き、また、どのようなサービスを受けたらいいのかわからない等の質問をよく受ける。	介護保険の手続きは手持のパンフで説明したり、サービスの種類・金額等をわかりやすく説明する。	回答なし。
近隣の人とのコミュニケーションの取り方、自分の思いを相手に伝える方法について。	子育て支援の中で相談会を開催し、思いに共感したり考えられる手段を伝えることができる。	こちらで判断しかねる問題については協力を依頼することがあると思う。
高齢者等の一人住まいの方からのお弁当の宅配依頼がある。	営業時間内であれば対応している。	回答なし。
地域の方から日常の困りごとや地域の問題を事業所として聞くことはほとんどない。裏返せば、障がい福祉サービス事業所と地域とのつながりが希薄であるのではないか。	地域の声が聞こえてくれば、相談支援を活用して、困っている方を適切な関係機関につなぐことはできる。	自治会と行政との関係を密にして、各地域の声を吸いあげる工夫をしていただきたい。
地域によりサービスの数が違う(例えば近くに通える場所がない)ことで困っている方がいるように思う。	電話で相談をうけたり、情報提供をするなど。	どういう活動をしているかオープンにしてほしい。困った時の流れを一般の方にわかりやすく示してほしい(例えば、健診では指摘をうけた場合、今後どういう流れ、選択肢があるかなど)。
医療的処置が必要な利用者様の行き場が限られている。	当施設は生活支援を行っている施設であるので、医療的処置が発生した場合は退所となるので対応できない。	スムーズに利用者様の状態に応じて、必要な機関への移動ができるように行政が中心となり行っていただけたら。
1人暮らしの老人や障がいのある方が買い物に行けないなど困っている人がいる。	施設外就労の一環で対応できる。	困っている人など紹介していただければ施設外就労の一環として何でもお手伝いできる。
一人暮らしの高齢者の方は、食事に困っている。土・日は休みのところが多い。	できる範囲のエリアになりますが、土・日のお弁当配達をうけている。	回答なし。
元気で一人でできている(生活)時はいいが、今後が心配。家族(息子など)が県外にいる為、何かあった時が怖い。	介護保険を使ってのデイサービスの利用。相談窓口になる。	回答なし。
子育ての悩み、里帰り出産や病気治療中である親の子どもの預かり。	子育て支援センターを毎日開館し、子育て相談や英語、リズム、工作など親子で楽しめるメニューの提供／一時預り保育(複数の保育士)を毎日開館し、おやつ、給食、おさんぽなど家庭的な保育の提供。	子育て支援センターのチラシの配布、広報活動／子育て支援センターの講座の提供(歯みがき指導、読みきかせなど)。
同一家族が高齢者、障がい者、ひきこもりなど、様々な課題がある場合、別々に対応しなければならない。	関係者と連携し、情報共有していく。	連携を進める上で、行政に関与していただきたい。
校区に遊ぶところがない、公園がない、夜、街灯が少なく暗い。	子育て世帯への園庭開放や子育て支援。	地域子育て支援拠点事業の拡大および補助／サービス提供の人材確保、保育教諭の処遇改善。

問９　多様な生活課題に制度等の枠を超えた包括的な相談支援の仕組みを充実していく上で、特に優先的に力を入れて取り組むべきことはどのようなことだと思いますか。（複数回答）

多様な生活課題に制度等の枠を超えた包括的な相談支援の仕組みを充実していく上で、特に優先的に力を入れて取り組むべきことはどのようなことかについてみると、「相談に行けない（行かない）人を発見し、窓口につなぐ取組を充実する」が 24 件ともっとも多く、次いで「より身近なところで相談できるよう、地域で活動している人や事業所などの相談を充実する」が 20 件となっています。

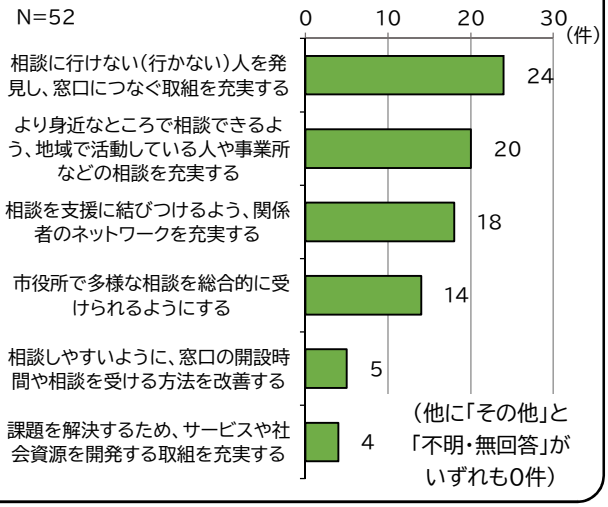

問 11　貴団体での活動を通じて、成年後見制度の利用を必要とする人を発見したり、利用のための支援等を行うことがありますか。（単数回答）

成年後見制度の利用を必要とする人を発見したり、利用のための支援等を行うことがあるかについてみると、「制度を利用するための支援を行うことはないが、利用が望ましいと思う人を発見することはある」が 28 件ともっとも多く、次いで「成年後見制度を利用するための支援を行うことがある」が 12 件となっています。

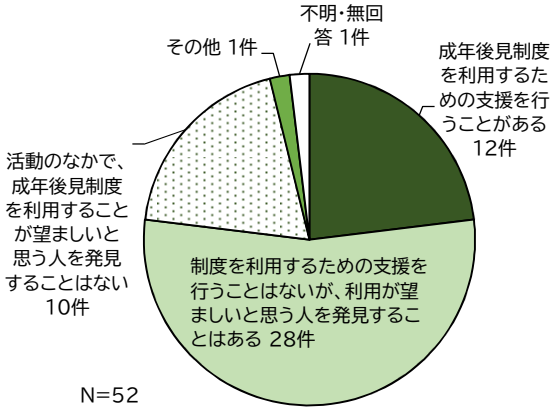

問 12　成年後見制度の利用を促進する上で、力を入れて取り組むべきことはどのようなことだと思いますか。（複数回答）

成年後見制度の利用を促進する上で、力を入れて取り組むべきことはどのようなことかについてみると、「手続きの負担を少なくするなど、制度を利用しやすくする」が 29 件ともっとも多く、次いで「支援が必要な人を発見し、相談や支援につなぐ取組を充実する」「制度を利用するための経済的な負担を軽減する」が 24 件、「市民や関係者に制度を周知するよう、情報提供や広報を充実する」が 21 件となっています。

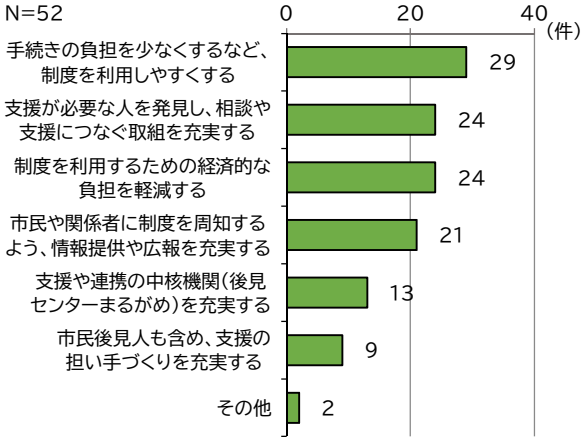

〈2〉団体アンケート調査の主な結果

問３　貴団体や貴団体の活動は、丸亀市民に広く認知されていると思いますか。（単数回答）

団体や団体の活動は、丸亀市民に広く認知されていると思うかどうかについてみると、「関係する分野の人には認知されている」が 27 件ともっとも多く、次いで「ある程度認知されている」が 16 件、「あまり認知されていない」が8件となっています。

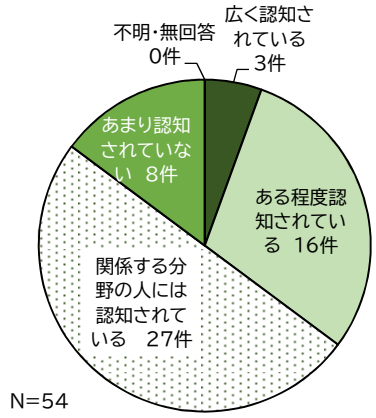

問５　貴団体が活動等を行う上で困っていることはどのようなことですか。（複数回答）

活動等を行う上で困っていることについてみると、「新しいメンバーが入らない」が 29 件ともっとも多く、次いで「リーダー（後継者）が育たない」が 20 件、「活動のマンネリ化」が 13 件となっています。

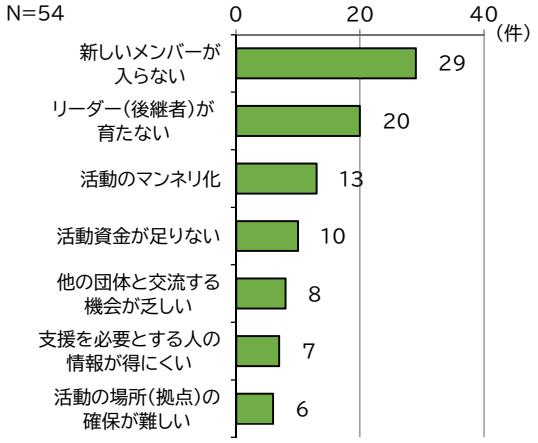

（グラフは上位7位を示す）

問 10　地域における助け合い、支え合い活動を活発にするためには、どのようなことが重要だと思いますか。（複数回答）

地域における助け合い、支え合い活動を活発にするためには、どのようなことが重要かについてみると、「ボランティアリーダーや福祉活動に関わる人を育成する」が 24 件ともっとも多く、次いで「困っている人や、助け合いの場や組織についての情報を得やすくする」が 23 件、「地域でボランティアなどの活動の拠点となる場を整備する」が 22 件となっています。

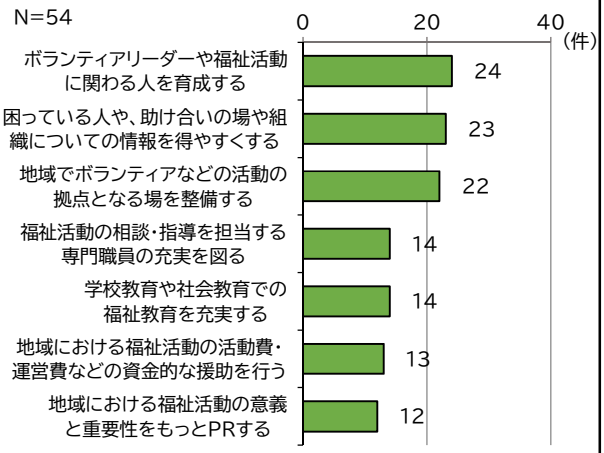

（グラフは上位7位を示す）

取り組んでいる活動（地域で行う公益的活動等を含む）について

問6　普段活動されている中で、地域の人々からどのような日常の困りごと、地域の問題等を聞くことがありますか。	問7　その中で、貴団体が対応できるものにはどんなことがあげられますか。	問8　問7の対応をする上で、他の団体に協力してほしいことはありますか。
発達障がい、発達に遅れのある子どもの保護者が、安心したり、ストレスなく集える場や機会が少ないこと。自閉傾向の子どもと保護者の集まる場を月4回実施しているが、その時に一番聞くことです。公園や地域のひろばに頑張って出向いても、そのうちにしんどくなる現状を聞く。	受け入れ人数・回数を増やしたり、託児のある自主活動のご案内をしているが、人・場所等の関係で現状維持である。	国の予算で、発達障がいと思われる子どもと親の居場所づくりの予算があればと思う。場所の問題も。通常発達の親子の中に含もうとするのは、ハードルが高いと思う。
子どもの発達相談、不登校・ひきこもり、虐待、発達障がい、進路相談。	より適切な機関や組織につなぐこと／心理相談の継続実施／発達や教育・保育に関する情報発信（講演会の開催等を含めて）。	連携網の構築／スタッフ間の交流／情報の相互提供。
子育てに関する不安・ストレス、子どもに関すること（発達・不登校・いじめ）、情報が入ってこない、独居の高齢者。	赤ちゃんからシルバー世代が集える居場所の設置／赤ちゃんからシルバー世代の多世代が集える居場所においての寄り添い支援／相談事のコーディネート。	情報提供、当事者へのアプローチ。
通学路の危険箇所他、野犬情報、鳥害情報、空家のガラス破壊。	できることは対応しているができないものは月1回実施の総務部会で発言し市役所を通じて各関係先で対策実施をして貰っている。	回答なし。
いきいきサロンに行くとボランティア団体訪問が少ない。	声がかけられれば時間のゆるす限り参加訪問したい。	広報等に掲載してほしい。
子育て中のお母さんから育児の相談。	子育てグループや場所の紹介。	回答なし。
老老介護の不安、夫（男性）の介護逃避。	個別・具体的な相談への対応及び行政担当や医療へのアクセスを提示する。	回答なし。
子育て世代からは、各方面からの情報が多すぎてどれが正しいのか判断がつかない、地域の行事（清掃・祭事・イベント）に関して、自治会との付き合いがないので分らない。高齢者からは、近所付き合いが疎遠になって寂しい、身体の衰えを感じる。	高齢者に働きかけて数名が集まり、健康づくりの体操や食事作りをすることで居場所作りのお手伝いをする。	回答なし。
健康上の不安など。	話をきいて受け止め、必要があれば地区担当保健師（健康課）へつなぐ、橋渡しをする。	大きな行事をする際の、託児や手伝いをしてくれるスタッフが不足しているのでお願いしたい。
コミュニティが遠くの人は各地区会場を利用して活動（文化的）等をしたくても利用できないとの相談等（車運転無）。	市でコミュニティのように各地区会場が利用できるような体制をとれればと思う。	ボランティア活動団体を協議会までいかなくてもまとめて会を定期的に開いていただきたい。
活動の初期は聞き取り調査をしてニーズを確認することをした。それで大体地域のニーズ、困ったことなど似かよっていたのでそれが基本となり今までやってきている。	子どもの見守り、子ども食堂、大人対象の集いの場、春・夏・冬休みには親子でやる行事をやっている。今までうどん体験・七夕飾り・しめ縄作り・クリスマスパーティ。	資金援助また情報提供をお願いしたい。
（参加者からの意見として）ひきこもりの相談が増えているが、なかなか支援機関とつながらない。色々な世代が集まれる場が少ない。高齢者子育て世代などの孤立が虐待等につながる可能性。	各団体の取組について情報交換。専門家を呼んでの勉強会等（過去には社会資源や居場所マップの作成）。	回答なし。
地域の方からの相談はないが、親の会会員からの日常の困りごとや将来への不安など聞くことはある。	話を聞き、施設側へ相談すれば良いと思われることは施設へ相談できるよう話をすすめる。親の会として、成年後見制度の研修や福祉制度や福祉施設についての研修を行う。	回答なし。

問6　普段活動されている中で、地域の人々からどのような日常の困りごと、地域の問題等を聞くことがありますか。	問7　その中で、貴団体が対応できるものにはどんなことがあげられますか。	問8　問7の対応をする上で、他の団体に協力してほしいことはありますか。
自宅での高齢者の介護について。	介護支援センター、ケアマネジャーさんを紹介する。	回答なし。
日常ではないが災害時の時など。支援学校に通っていたため地域の人に知られていない。困った時に誰に相談したら良いのかさえもわからない。	団体などはその時々で連絡をするようにしているが市内全域に居住しているので対応が難しい。	支援が必要な家庭を各コミュニティごとに把握しておいてほしい（自治会未加入世帯もあるので）。
一人暮らしのお年寄りが先の事や、今現在困っている事や悩みを話す方がいないという事はよく聞く（施設のデイサービスの様な所へ行くのが苦手な方もいるので）。	個人的に、在宅訪問・施設に入所している方の訪問／一人暮らしの方の家の片付け等は当会の会員の方にしてもらうのには大きな組織でないので個人ではなく、会員みんなでする事に活動の拠点を置いている。	一番に場所。また、活動にともなう財源、この2つはないとなかなかむずかしいと思われる。
障がい児者への理解がしにくい。障がい児者の移動が少なく親が高齢になってきている。障がい児者の児童と高齢の間のデイができてほしい。	地域の人との交流が必要だと思う。	余暇活動に協力してくれる方を教えてほしい。
お店を通じて、高齢者の注文があれば、即配慮をしてあげる。地域の問題があれば即関係団体と連携し、対応する。	地域の中で困ったことがあれば、即関係団体に連絡してあげる。	回答なし。
高齢化により今まで自分や家族で何とかしていた事ができなくなった。／運動、規則正しい生活が大切なのはよくわかるが、一人で運動を継続していくことは難しい。／運転免許を高齢者には返納をすすめるが、歩いていくにしても遠いし、自転車も危なく外出不便、タクシーは自分で運転していた人は高すぎて利用しづらい。	高齢化による家事支援、庭木の手入れ（草刈り、剪定など）のお手伝い／異世代交流カフェは月1回になるが、外出の機会、また社会性を保ち、運動もみんなで行うことで無理なく実施できるためフレイル予防になる。	ボランティアスタッフの不足が根底にあり、団体の活動自体をもっと広く認知したい反面、それにより効果が出た時にスタッフがまわっていくかというジレンマがある。福祉関係に詳しい大学など外部の知恵もかりて地域ぐるみで取組の改善を考えてほしい。
個人情報があり、聞き出すことが難しい／範囲を超えて日常生活全般（仕事が無い、お金がない、家事代行のようなこと）も頼まれることがあり困る。／何度も呼び出されすぎて困ったこともあった。	人によっては、依頼されたことを対応せざるを得ないこともある。	情報提供（特に高齢者世帯や障がい者）。
相談内容は千差万別で近隣関係から始まり相談等々迄幅広いものがある。	人権擁護委員と相談者で解決するものと法務局職員と一緒に行動する案件がある。対応内容は問6の通りであらゆる分野である。	たえず連絡をとり、関係部署と協力している。裁判所に連絡することもある。
①住宅問題、②安定した就業を求めている。	すべての問題の相談を受けた後、それぞれの専門家に繋げて努力している。	行政の協力を是非希望します。
刑務所入所者ほか犯罪歴のある人の生活場所がなく困っている旨対応についての問い合せ等。	更生緊急保護対象者であれば高松保護観察所の紹介とその後の受け入れ。	回答なし。
子どもの事、学校の事をきくことがある。	本にふれる事は、学びの入口に立つということでもあるので、ニーズに合った図書を（主に絵本）紹介したりしている。又、図書を利用したコミュニケーションを提案したりしている。	これまでの活動の中で得た図書の効能や情報をまとめた小冊子orリーフレットをつくりたいと考えており、助成があればうれしい。

問 11　多様な生活課題に制度等の枠を超えた包括的な相談支援の仕組みを充実していく上で、力を入れて取り組むべきことはどのようなことだと思いますか。（複数回答）

多様な生活課題に制度等の枠を超えた包括的な相談支援の仕組みを充実していく上で、力を入れて取り組むべきことはどのようなことかについてみると、「相談を支援に結びつけるよう、関係者のネットワークを充実する」が 34 件ともっとも多く、次いで「より身近なところで相談できるよう、地域で活動している人や事業所などの相談を充実する」が 27 件、「市役所で多様な相談を総合的に受けられるようにする」が 20 件となっています。

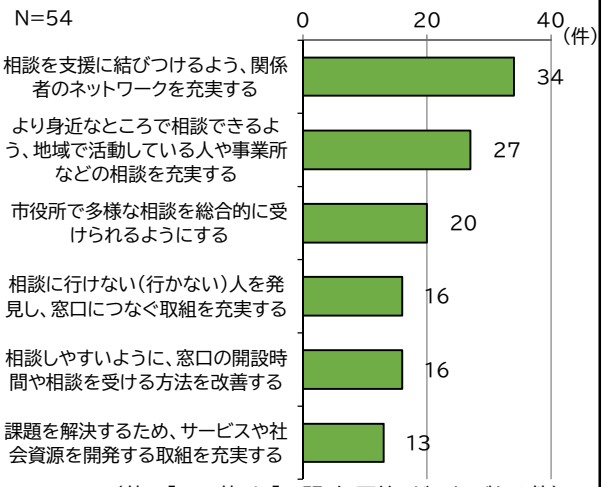

（他に「その他」と「不明・無回答」がそれぞれ2件）

問 13　貴団体での活動を通じて、成年後見制度の利用を必要とする人を発見したり、利用のための支援等を行うことがありますか。（単数回答）

成年後見制度の利用を必要とする人を発見したり、利用のための支援等を行うことがあるかについてみると、「特にない」が 26 件ともっとも多く、次いで「制度を利用するための支援を行うことはないが、利用が望ましいと思う人を発見することはある」が 13 件、「活動のなかで、成年後見制度を利用することが望ましいと思う人を発見することはない」が5件となっています。

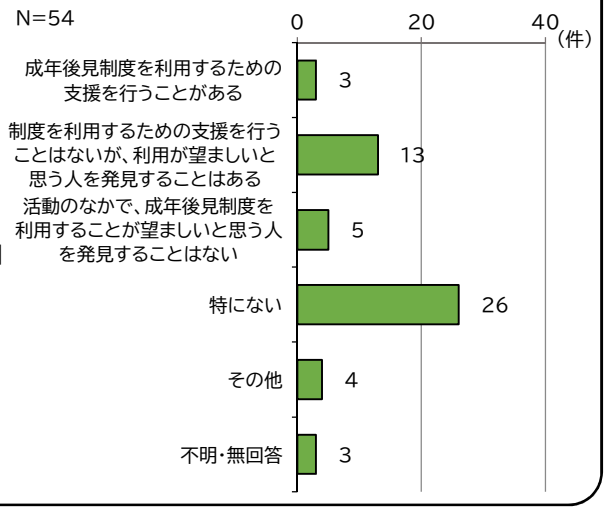

問 14　成年後見制度の利用を促進する上で、力を入れて取り組むべきことはどのようなことだと思いますか。（複数回答）

成年後見制度の利用を促進する上で、力を入れて取り組むべきことはどのようなことかについてみると、「手続きの負担を少なくするなど、制度を利用しやすくする」が 29 件ともっとも多く、次いで「市民や関係者に制度を周知するよう、情報提供や広報を充実する」が 27 件、「制度を利用するための経済的な負担を軽減する」が 25 件となっています。

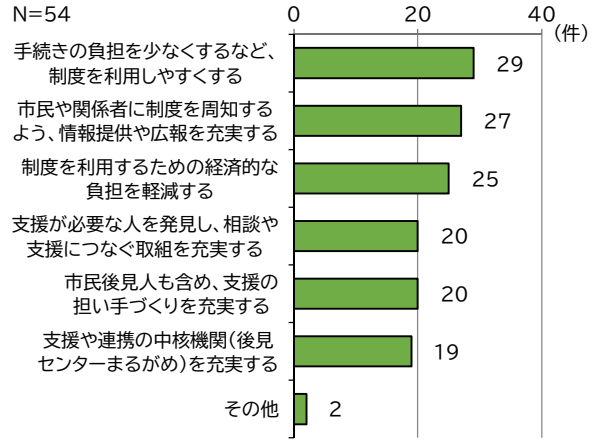

（グラフは上位7位を示す）

６．用語説明

【アルファベット】

◆ＤＶ（ドメスティックバイオレンス）

配偶者や内縁関係など、身近な立場の人から受ける暴力のこと。肉体的暴力だけでなく、言葉の暴力、社会的暴力（交友の制限など）、経済的暴力（お金を渡さない）なども含みます。

◆ＳＮＳ

ソーシャルネットワーキングサービス（social networking service）の略称で、インターネット上で他者とのつながりや交流を生み出すサービスの総称です。

【あ行】

◆アウトリーチ

支援を必要とする人が施設や窓口にやってくるのを待つのではなく、必要とする人のところに直接出向いて支援や事業を届ける手法。

◆ウェルカム広場

妊婦さんや子育て中の親子が集まり、情報交換や身体計測、育児相談、親子遊び、参加者同士の交流、地域の人や母子保健推進員との交流などを行っています。

【か行】

◆ガイドヘルパー

障がいのある人等で一人で外出するのが困難な方の外出に付き添い、必要なサポートや介助を行う人のことです。

◆家具転倒防止器具設置支援事業

地震発生時等に家具の転倒による被害を軽減するため、80 歳以上のひとり暮らしの方を対象に、居間・寝室にあるタンスなどへ家具転倒防止器具の設置を支援します。取り付けには、地域住民、自主防災会、ボランティア、民生委員児童委員、コミュニティなど関係団体の協力のもと、住民同士が支え合う仕組みづくりの構築を進めています。

◆かけはし

丸亀市社会福祉協議会が年4回発行する広報誌です。市内の福祉やボランティアに関する情報を掲載しています。

◆キーパーソン

一定の集団のなかで影響力の強い、鍵(キー)になる重要人物のことです。

◆企業連携型巡回見守り活動

業務で家庭を巡回訪問している企業、丸亀市民生委員児童委員協議会連合会、丸亀市社会福祉協議会の三者が協定を結び、訪問時に異変を感じた時は、民生委員・児童委員や社会福祉協議会に連絡し、安否確認する仕組みのことです。

◆救急医療情報キット（愛称「安心キット」）

高齢者や障がい者が、自宅で万一の事態に備えるための道具のこと。救急医療活動に必要な氏名、生年月日、血液型、服薬内容、かかりつけ医、緊急連絡先などの情報を「安心カード」に記載し、円筒形のプラスチック容器に入れ、自宅の冷蔵庫に保管しておきます。万一の時に、かけつけた救急隊員等が冷蔵庫から取り出し、適切な救急医療活動のために活用します。

◆協働

異なる主体が同じ目標を目指し、対等な立場で共に力を合わせ活動することです。

◆共同募金

募金活動のひとつで、社会福祉法に定義される社会福祉事業です。厚生労働大臣の告示により、毎年 10 月1日から 3 月 31 日までとされており、「地域歳末たすけあい運動」もあわせて実施しています。寄せられた募金は、「じぶんのまちを良くするしくみ」として子ども・高齢者・障がい者等に対する福祉の充実や、ボランティア、NPO等の地域福祉活動の推進のために使われています。

◆グループワーク

4～6人程度のグループを作り、メンバー同士での話し合いや作業を通して、グループとしての答えを生み出すワークショップの手法です。

◆権利擁護

自己の権利を表明することが困難な人(寝たきりの高齢者や、認知症の高齢者、障がい者)の権利を守り、その人の思いや、その人にとって必要な支援を表明することを支援したり代弁したりすることです。

◆合計特殊出生率

合計特殊出生率は「15～49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの」で、その年齢別出生率を前提とした場合に一人の女性が一生の間に生む子どもの数に相当します。

◆高齢者

65 歳以上の人のことです。その内、65 歳から 74 歳までの人を前期高齢者、75 歳以上の人を後期高齢者といいます。

◆こどもＳＯＳ

子どもたちを不審者の犯罪から守るための緊急避難場所のこと。子どもたちがトラブルに巻き込まれそうになった時、助けを求めてかけ込むことができるように、地域の協力家庭や店舗にステッカーを貼っています。

◆子ども食堂（こども食堂）

子ども食堂（こども食堂）は、「子どもが1人でも安心して来られる無料または低額の食堂」として誕生し、地域や運営者の特性を活かした様々な形態で実施されています。食事を提供するだけでなく、子ども同士で、あるいは地域の大人たちと触れ合うことができる交流の場所でもあると考えられています。

◆個別計画

災害時に避難行動要支援者の避難行動や誘導を迅速かつ適切に実施するため、要支援者一人ひとりについて、詳細な支援方法をあらかじめ定めるものです。個別計画には、氏名、住所、生年月日等の基本的項目のほか、避難を手伝ってくれる人（支援者）や避難支援に必要な情報を記載します。

◆コミュニティソーシャルワーク

イギリスにおいて提案されたコミュニティに焦点をあてた社会福祉活動・業務の進め方で、地域において、支援を必要とする人々の生活圏や人間関係等環境面を重視した援助を行うとともに、地域の支援活動を発見して支援を必要とする人に結びつけたり、新たなサービスを開発したり、公的制度との関係を調整したりすることを目指すものです。コミュニティソーシャルワーカーとは、このコミュニティソーシャルワークを行う人のことを指します。

【さ行】

◆災害ボランティアセンター

災害ボランティアとは、地震や水害などの自然災害発生後に、被災地において復旧活動（清掃活動、炊出し、避難所支援等）や復興活動（話し相手、心のケア等）を行うボランティアのことです。災害ボランティアセンターは、被災地での防災ボランティア活動を円滑に進めるための拠点です。センターの運営については、全国的に社会福祉協議会がその役割を担っています。

◆自主防災（自主防災組織）

災害対策基本法第5条2において規定されている、地域住民による任意の防災組織のことです。

◆自転車運転免許証交付制度

自転車利用者のルール・マナーの向上を図るため、自転車教室へ参加し、自転車の正しいルール、安全な運転方法等に関する学習を行った小学生に「自転車運転免許証」を交付しています。

◆市民後見人

親族以外の一般市民による成年後見人のこと。認知症や知的障がいなどで判断能力が不十分になった人に、同じ地域に住む市民が、家庭裁判所から後見人として選任され、本人に代わって財産の管理や介護契約などの法律行為を行う制度です。自治体などが行う養成研修を受講した人が市民後見人候補者として登録され、支援が必要な人がでたときに、家庭裁判所から選任される形をとります。

◆社会福祉大会

社会福祉の発展に功績のあった方を表彰し、優れた活動内容を紹介することにより、福祉活動の普及・推進を図っています。

◆人権週間

国際連合は、昭和 23(1948)年 12 月 10 日に世界人権宣言が採択されたことを記念し、12 月 10 日を「世界人権デー」と定め、すべての加盟国にこれを記念する行事を実施するよう呼びかけています。日本では 12 月4日から 10 日を「人権週間」と定めています。丸亀市においても、人権尊重意識の普及高揚に努めています。

◆人口ピラミッド

国や地域のある時点の年齢階層別人口を、男女を左右に分けて、 低年齢層から高年齢層へと積み上げた図で、その形によって人口の年齢別構成を知ることができます。

◆身体障害者手帳

身体障害者福祉法に定める障がい程度に該当すると認められた場合に、本人(15 歳未満は、その保護者)の申請に基づいて交付される手帳のこと。障がいの程度により1級から6級となっています。

◆生活困窮者

生活困窮者自立支援法では、「現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」と定義されています。現在は生活保護を受けてはいないけれども受給対象者になるおそれのある人で、自立が見込まれる人を含めています。

◆生活支援配食サービス事業

調理が困難な高齢者世帯で、一定の要件に該当する世帯に昼食を配達する事業です。配達業者による高齢者の見守り活動もあわせて行っています。

◆精神障害者保健福祉手帳

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(精神保健福祉法)に定められたもので、精神障がいのある方が申請することによって、都道府県から交付される手帳のこと。障がいの程度により1級・2級・3級となっています。

◆精神保健

精神面における健康のこと。精神的健康、心の健康、精神保健、精神衛生などと称され、主に精神的な疲労、ストレス、悩みなどの軽減や緩和とそれへのサポート、メンタルヘルス対策、あるいは精神障がいの予防と回復を目的とした場面で使われます。

◆成年後見制度

認知症、知的障がい、精神障がいなどによって物事を判断する能力が十分でない人について、家庭裁判所が選任した成年後見人等の援助者が財産管理等を行うことにより、本人の権利を守り支援する制度のことです。

【た行】

◆ダブルケア

子育てと介護とを同時期に行わなければならない状況のことです。

◆地域包括支援センター

高齢者を対象とした様々な相談支援を行う機関のこと。市町村または市町村から委託された法人が運営し、主任介護支援専門員・保健師・社会福祉士が配置されます。高齢者本人や家族からの相談に対応し、介護、福祉、医療、虐待防止など必要な支援が継続的に提供されるように調整する役割を担っています。丸亀市には市直営の地域包括支援センターのほか、社会福祉法人に委託したブランチが市内に6か所あります。

◆地域包括支援センターブランチ

高齢者やその家族からの介護や日常生活の相談について、より身近な地域で相談に対応するため、市内に設置された相談窓口です。ブランチと地域包括支援センターが連携して相談への対応・支援にあたります。

【な行】

◆日常生活自立支援事業

認知症や知的障がい、精神障がいがあるため、判断能力が十分でない方に対して、住み慣れた地域で自立した生活が送れるよう、福祉サービスの利用手続き支援や日常の金銭管理を行う事業です。

◆認知症

アルツハイマー病や脳血管疾患など、いろいろな病気が原因で脳の働きがわるくなったために障がいが起こり、生活する上で支障が出ている状態です。

◆認知症カフェ

地域で認知症の人とその家族の交流や相談の場として、または地域住民との交流の場ともなるような居場所を提供する活動です。

◆認知症サポーター

「認知症サポーター養成講座」を受け、認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対してできる範囲で手助けする人のことです。

◆認定こども園

保護者が働いている、いないにかかわらず受け入れて、教育・保育を一体的に実施する施設で、地域のすべての子育て家庭を対象に、子育て不安に対応した相談や親子の集いの場の提供など、地域の子育て支援も行います。

【は行】

◆8050 問題

中高年のひきこもり状態にある子どもが高齢の保護者に経済面や生活面で依存する状態に陥ることを社会的な問題として取り上げる言葉です。

◆発達障がい

発達障害者支援法には「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がいその他これに類する脳機能の障がいであって、その症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」と定義されています。

◆パブリックコメント

重要な条例を制定・改廃する場合や、重要な計画を策定する場合などにその案を住民に公表し、その案に対して住民から意見の提出を受け、その意見に対する市の考え方を公表するとともに、提出された意見を考慮して最終的な意思決定を行う制度のことです。

◆バリアフリー

高齢者、障がい者等の生活の妨げとなる物理的な障害や精神的な障壁を取り除くための施策や具体的に障害を取り除いた状態を指します。

◆ひきこもり

特定の病気や障がいではなく、ひきこもっている「状態」を指す言葉。厚生労働省の定義などを参考にすると、自宅にひきこもって学校や仕事に行かずに、家族以外との親密な対人関係がない状態が6か月以上続いている状態を指します。

◆避難行動要支援者（名簿）

災害対策基本法に規定されている、高齢者、障がいのある人、乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する人（要配慮者）のうち、在宅で災害発生時の避難等に特に支援を要する人。また、その名簿。名簿は、災害時に生命・身体に危機が及ぶ恐れがある場合は、本人の同意なしに消防や警察などの関係機関に提供することができるとされています。

◆ふくしフェスティバル

地域住民や福祉団体等が気軽に集い交流できる場を通じて、地域福祉活動を広く啓発し、子どもの頃から福祉について学ぶ機会づくりとして、丸亀市社会福祉協議会が市内のボランティア団体・企業・福祉団体施設等との協働で、年に1回開催しているイベントです。

◆フードバンク

安全に食べられるのに包装の破損や過剰在庫等の理由で、商品としては無駄になる食品について、企業等から寄贈を受け、必要としている施設や団体、困窮世帯に無償で提供する活動です。

◆法人後見

NPOや社会福祉法人などの法人が、成年後見人になることです。

◆母子保健推進員

市長から委嘱されたボランティアで、妊婦訪問や子育て広場、健診などの母子保健事業に協力している、地域の身近な相談相手のことです。

◆ボランティア保険

ボランティア活動中の事故に備え、ボランティアの傷害及び他者に対する賠償責任に関して適用される保険のことです。

【ま行】

◆丸亀市自立相談支援センター「あすたねっと」

経済的な問題、就労に関すること、ひきこもりなど、様々な生活課題を抱えた方や家族のための相談窓口として丸亀市社会福祉協議会が設置しています。

◆丸亀市生活困窮者自立支援運営協議会

生活困窮者に対する包括的な支援を行うため、関係機関が参加するネットワーク会議のこと。生活困窮者の把握、関係機関の情報交換、関係機関の連携体制、課題解決のための地域づくりなど、全体的なことを検討します。

◆丸亀市生活困窮者自立支援調整会議

生活困窮者が困窮状態から早期脱却するための個別の支援内容について、関係機関の実務者レベルで検討し、内容を調整する会議のことです。

【や行】

◆有償ボランティア

自発性に基づき、社会に貢献する活動において、実費や交通費または低額な報酬を受け取る活動のことです。

◆ユニバーサルデザイン

ユニバーサルデザインとは、『ユニバーサル＝普遍的な、全体の』という言葉が示しているように、「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障がいの有無などにかかわらず、最初からできるだけ多くの人が利用可能であるようにデザインすることです。

◆要介護認定者

要介護認定とは、介護保険制度において、被保険者がどの程度の介護を必要としているのかの程度を判定することです。要介護認定・要支援認定は、被保険者からの申請を受けて、保険者である市区町村の介護認定審査会が行います。判定は、国が定める認定基準に基づいて行われ、「要支援1・2」「要介護1～5」の7段階で認定され、「要介護5」が最も介護を要する状態です。いずれかの段階に認定された人を「要介護認定者」と呼びます。

【ら行】

◆療育手帳

知的障がい児及び知的障がい者を対象に、都道府県知事が交付する障がい者手帳のことです。香川県では、障がいの程度によりマルA、A、マルB、Bとなっています。

◆レーダーチャート

複数の項目の大きさを同時に表現して比較することで、全体像をつかみやすくするグラフです。

みんなのふくし丸亀プラン

丸亀市第３次地域福祉計画・地域福祉活動計画

令和３年３月

編集・発行

丸亀市健康福祉部福祉課
〒763-8501 丸亀市大手町 2-4-21
TEL：0877-24-8873
FAX：0877-24-8861
丸亀市ホームページ
https://www.city.marugame.lg.jp/

社会福祉法人 丸亀市社会福祉協議会
〒763-0034 丸亀市大手町 2-1-7
TEL：0877-22-5700
FAX：0877-23-8110
丸亀市社会福祉協議会ホームページ
https://www.marugame-shakyo.or.jp/

みんなのふくし丸亀プラン

丸亀市第3次地域福祉計画・地域福祉活動計画

丸亀市・社会福祉法人丸亀市社会福祉協議会